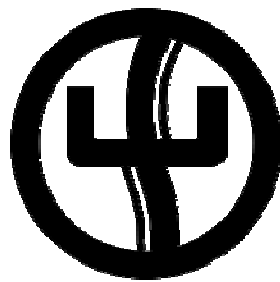


**(仮称)新市街地地区小中学校併設校  
基本計画**



**流山市  
平成23年12月**

(仮称)新市街地地区小中学校併設校基本計画 目次

第1章 計画の目的と内容 .....	1
(1) 計画の目的 .....	1
(2) 計画の内容 .....	2
第2章 上位計画の整理 .....	3
(1) 流山市の概況 .....	3
(2) 流山市のまちづくりの方針 .....	5
(3) 学校教育に係る施策等の概要 .....	7
第3章 流山市の小中学校における適正規模・適正配置の考え方.....	11
(1) 流山市の小中学校の現状 .....	11
(2) 過去の児童・生徒数の推移 .....	12
(3) 併設校に隣接する小中学校各4校における児童・生徒数の推計と不足する教室数 .....	13
(4) 流山市における適正規模・適正配置の考え方.....	18
第4章 計画地周辺の状況 .....	22
第5章 計画地の概要 .....	23
第6章 流山市の小中一貫教育について .....	29
(1) 流山市の教育プラン .....	29
(2) 小中一貫教育について .....	31
第7章 アンケート調査結果 .....	38
(1) 併設校の近隣となる学校へのアンケート .....	38
(2) 小山小学校教職員からのヒアリング .....	45
(3) 中学校区ごとのアンケート .....	47
第8章 新しい学校づくりへ向けての整備方針 .....	57
(1) 新しい学校づくりへ向けての視点となる項目 .....	57
(2) 学校づくりの整備方針 .....	57
(3) 地域交流ができる学校 .....	58
(4) 小学校設備整備指針及び中学校設備整備指針 .....	59
(5) 学校規模の目標 .....	60
第9章 施設環境等の方針 .....	61
(1) 施設づくりの考え方 .....	61
(2) セキュリティへの考え方 .....	61
(3) 地域の交流と防災への考え方 .....	62
(4) 環境への考え方 .....	63
(5) 景観形成に関する事項 .....	63
(6) 設備計画 .....	64
第10章 学校整備計画の策定 .....	65
(1) 学校施設等の計画方針 .....	65
(2) 施設構成について .....	66
(3) 諸室のあり方 .....	68
(4) 管理諸室のあり方 .....	73
第11章 配置計画の検討 .....	92

第1章 計画の目的と内容

(1) 計画の目的

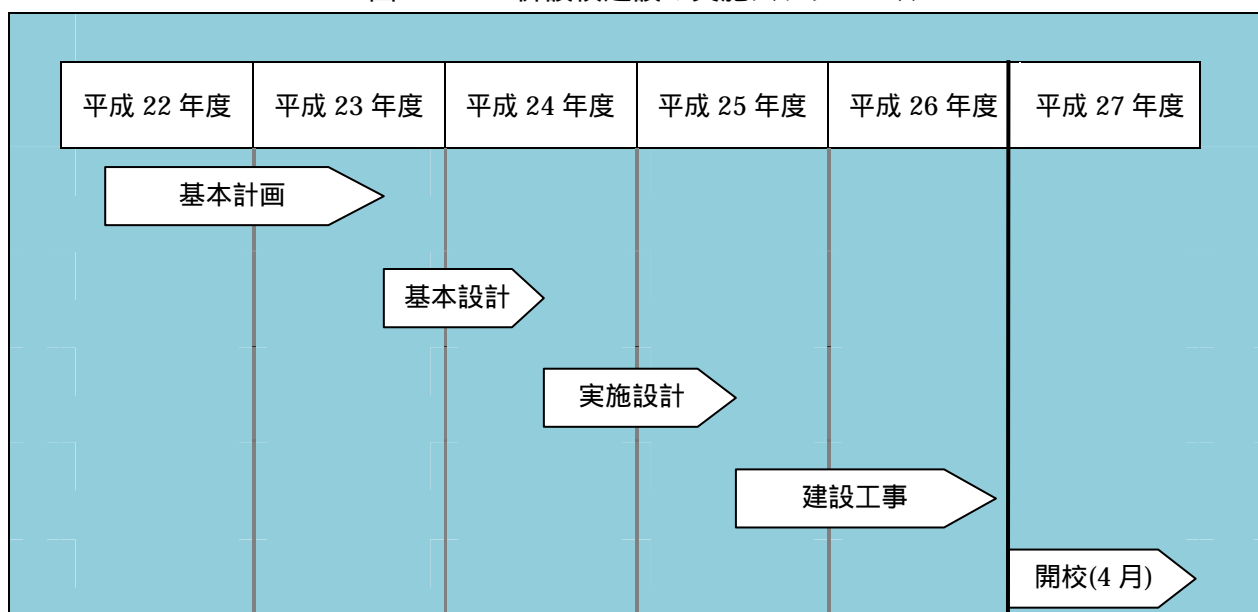
流山市は、平成17年8月のつくばエクスプレス(TX)開通後、地域の活性化が進み、流山おおたかの森駅は沿線第3位、南流山駅は沿線第4位の乗降客を要しています。現在市内4か所で、TX沿線の土地区画整理事業が施行され、基盤となる都市計画道路、宅地等の整備が着実に進められています。特に流山おおたかの森駅を中心とした新市街地地区では、乗り換駅としてのポテンシャルの高さ等から、大規模な共同住宅の建設、宅地分譲が進んでいます。これに伴い、児童・生徒の増加が顕著となり、TX沿線開発の進捗に対応した学校建設の整備が急務となっています。

この基本計画は、平成27年春に開校を予定している(仮称)新市街地地区小中学校併設校の建設に向けた基本的な計画を提示するものです。平成7年の教育施設整備計画に基づく土地区画整理事業の計画では、小学校2校、中学校1校を単独で建設する予定でしたが、平成22年12月に公表した「小中一貫教育を目指して」と題した小中一貫した教育を推進するという教育施策を踏まえ、小学校と中学校を同一敷地内に集約し、併設することとしました。本市では、初めての小中学校の併設校となります。現状の教育環境や社会状況を踏まえた計画とともに、小中学校の併設に伴う諸問題の解決が、この基本計画では重要になります。

自然に抱かれた、オオタカの生息する市野谷の森を背にした敷地に整備される本施設。周囲の環境に即した、新たな教育環境を創出するとともに、地域の子育て環境、地域連携による地域に根付いた学校づくりを目標として、基本計画を策定するものです。

開校までの簡単な併設校建設の実施スケジュールを、図1-1に示します。

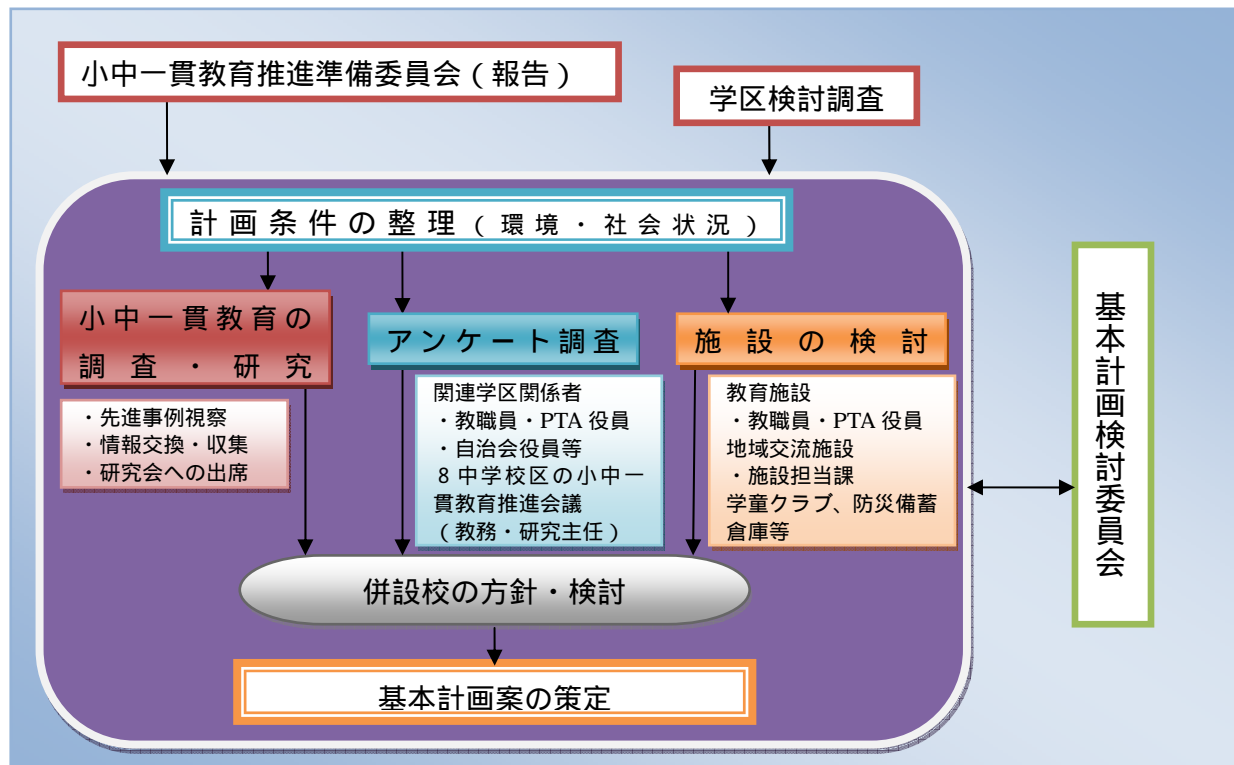
図1-1 併設校建設の実施スケジュール



## (2) 計画の内容

基本計画策定に係る体系を、図1-2に示します。

図1-2 基本計画策定体系



小中一貫した教育の基本方針と具体的な方策及び、各種アンケート調査、さらに市内全域の学区検討調査を既存資料として、併設校の骨格をつくります。これを踏まえて、施設整備を検討するために、担当課と協議を進めます。そこで作成した原案を基本計画検討委員会で検討し、基本計画の策定へと進めていきます。この併設校が、より一層の小中一貫した教育が実現できる場となることはもちろん、新しい学校づくりへの整備方針に則ったものとなるように、基本計画に盛り込みます。

具体的なものとして、計画条件の整理では、立地、地域、自然等の環境等を考慮しながら、地域に学校施設を開放しやすい工夫を模索していきます。調査・研究では、今まで市の方針のもと、それぞれの中学校区ごとに行ってきた小中一貫した教育を、さらに小中学校が併設されることで、教職員や児童・生徒が今まで以上に交流しやすくなり、その結果、小中一貫した教育の柱となる施設となることも目的としています。アンケート調査では、併設校の施設・設備と小中一貫した教育への関連やニーズ等の意見を聴取し、基本計画に反映させていきます。

基本計画検討委員会では、学校をつくる視点と学校自体が公共施設であるという視点を持って、地域で利用するスペースの設置、また、学校施設の開放による地域交流、学校と地域との協働における施設のあり方を明らかにしていきます。

## 第2章 上位計画の整理

## (1) 流山市の概況

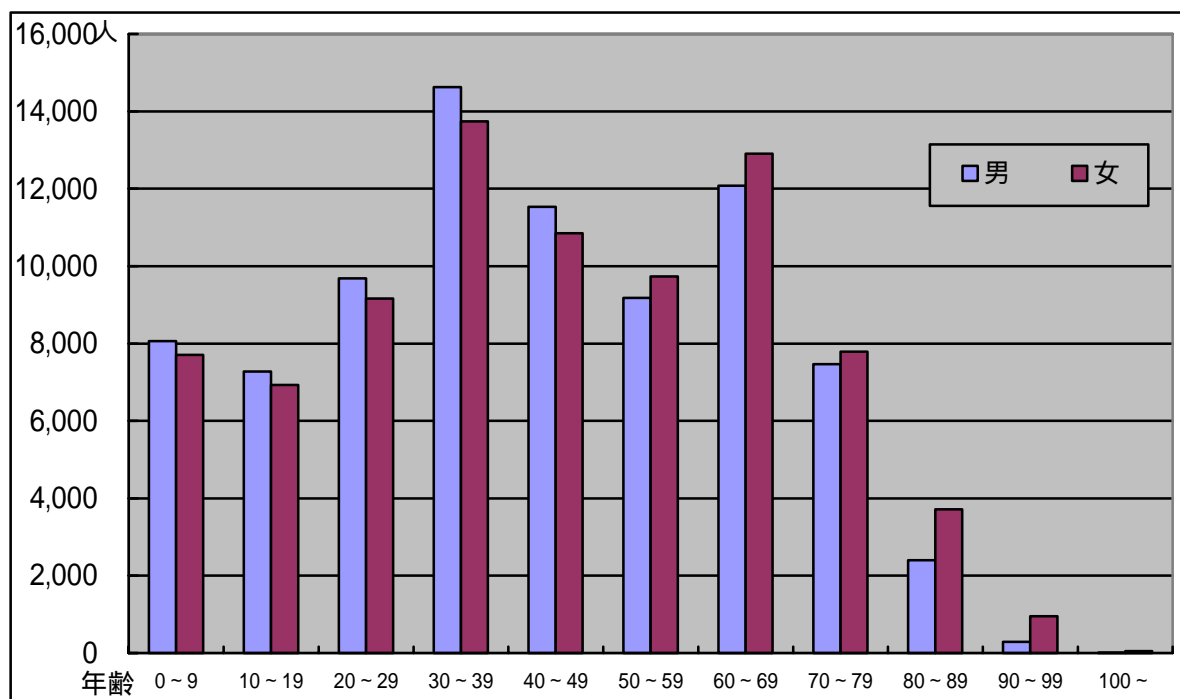
流山市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心から25キロ圏内で、平成17年のつくばエクスプレス(TX)の開業で都心と20分台で結ばれ、地域ポテンシャルは一段と向上しています。

東西7.96km、南北10.36kmのほぼ長方形で、面積は35.28km<sup>2</sup>です。西側を江戸川、北側を利根運河に囲まれ、南に松戸市が、東に柏市が隣接しており、標高は、江戸川沿岸等の低位部で5～6m、台地部で15～20mとなっています。関東平野の平地部であることから、地質は江戸川沿岸の第4期新層を除いて火山灰土であり、気候風土に恵まれ、積雪は少なく、台風の被害も少ない地域となっています。また、首都圏整備法による首都圏近郊整備地帯にありながら、なお緑濃い山林原野を豊富に有しています。

人口については、平成17年から平成22年まで登録人口ベースで平均1.44%増となっており、TXの開通に伴う宅地開発の影響も加わり、近隣市に比べ、増加傾向が続いています。昼間人口率は、平成17年で72%であり、下落している傾向があります。TXの開通に合わせて、市内4か所で、合計638haの土地区画整理事業が実施されており、今後の宅地供給の増加や産業の立地が期待されています。

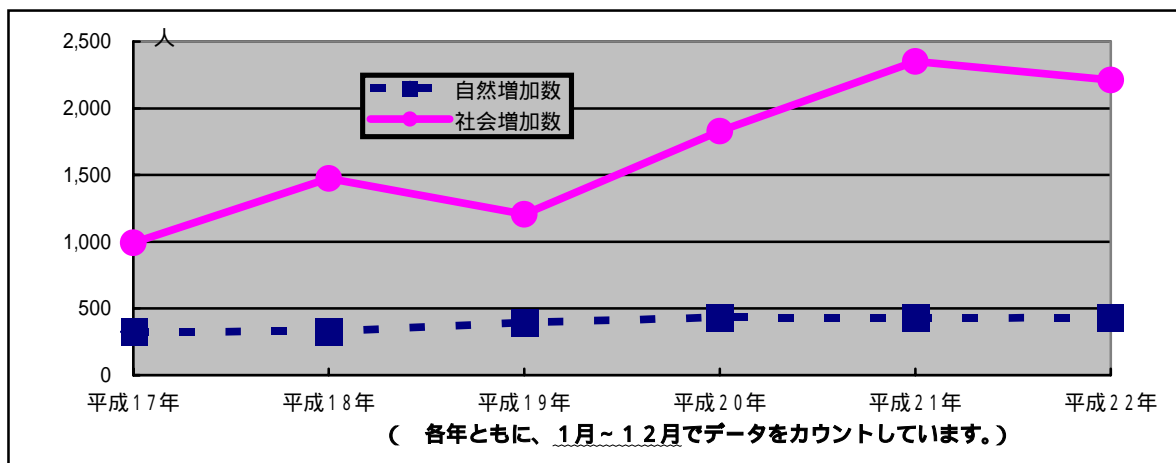
人口構成(統計資料年齢別登録人口より)

図2-1 年齢別人口構成(平成23年4月1日現在)



自然増等（人口動態は常住人口）

図2-2 人口動態（自然増加数と社会増加数）



将来予想

平成21年度に策定された流山市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」とします。平成22年度～平成31年度。）では、平成31年度末（平成32年4月1日）の人口は、約18万1千人と見込んでいます。平成23年4月では、人口構成比が16万6千人、13.8%（0～14歳）-65.7%（15～64歳）-20.5%（65歳以上）であったものが、平成32年4月は18万1千人で、12.4%（0～14歳）-61.1%（15～64歳）-26.5%（65歳以上）と想定しています。

図2-3 人口構成比

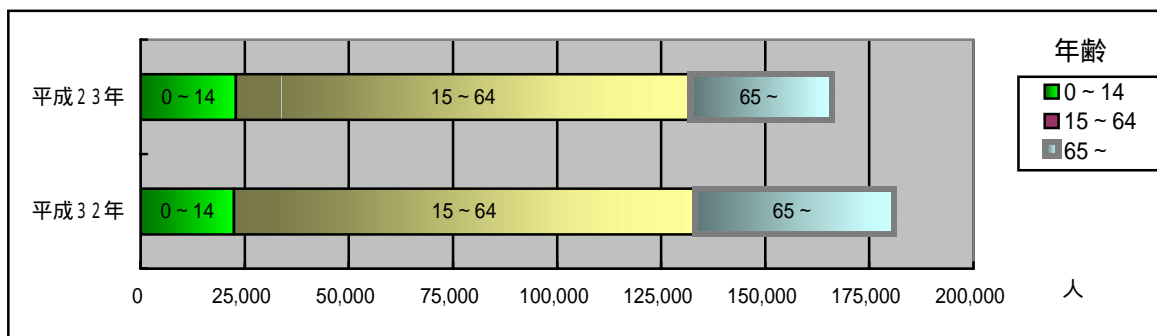
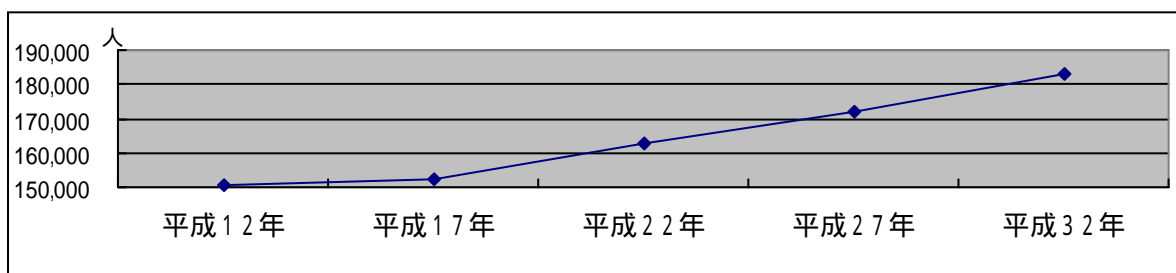


図2-4 人口の推計（平成27年・平成32年は推計）



(2) 流山市のまちづくりの方針

流山市のまちづくりについては、平成21年度に策定された後期基本計画の総論「第5章」で、「まちづくりの基本方針」を次のように定めています。以下、後期基本計画から第5章を抜粋して、まちづくりの基本方針を確認します。

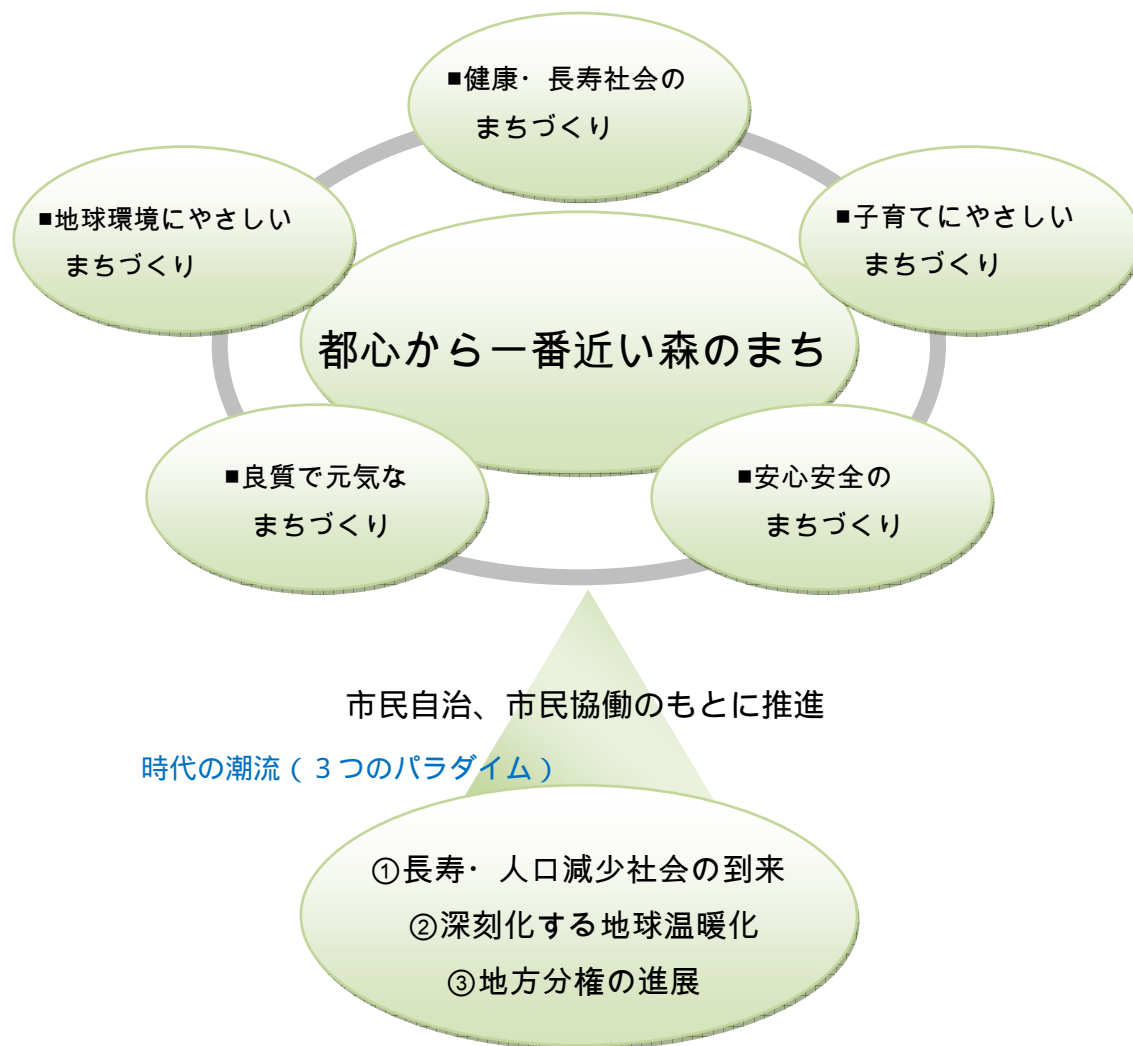
まちづくりの基本方針

後期基本計画が目指す「都心から一番近い森のまち」の実現を図るため、「まちづくりの基本方針」を定め、市民自治、市民協働のもとに全施策を推進していきます。

これらは、時代の潮流(3つのパラダイム)を再認識するとともに、前期基本計画における下期5か年計画「重点プロジェクト」を評価・総括した結果を踏まえて、5つの「まちづくりの基本方針」として再構築したものです。

また、この基本方針を、すべての施策を推進する際に配慮すべき方針として全施策への浸透を図り、36本の施策を有機的に連携しながら効果的なまちづくりを進めます。

まちづくりの基本方針



## まちづくりの基本方針

### 健康・長寿社会のまちづくり

一人ひとりが健康への意識を高めるとともに、誰もが住みなれた地域で自立して生活できるよう、長寿社会や人口減少など、変貌する社会状況を的確に把握し、地域生活への支援施策を充実します。

\* 健康増進施策の推進、スポーツや文化施設の充実、市民がいきいきと活動できる場づくりの推進、保健指導の充実、バリアフリー意識の啓発、自立生活への支援の充実、コミュニティの推進、高齢者や障害者の移動支援の充実、生きがいづくりの推進、生活相談の充実など

### 子育てにやさしいまちづくり

子育て支援を充実するとともに、すべての子育て世代が子どもを健やかに育てられる環境をつくり、安心して子育てできるまちづくりを進めます。

\* 教育の充実、保育サービスの充実、学童保育の充実、子どもや妊婦の保健・医療の充実、子育てニーズの把握、子育て情報や相談の充実、地域ぐるみの子育ての推進など

### 安心安全のまちづくり

大地震の発生が予測される中、市民の生命と財産を守る施策を一層進めるとともに、警察や自治会等との連携を強化して、防犯パトロールなどの防犯対策を充実します。

\* 防犯対策の強化、自然災害対策の充実、公共施設耐震化の推進、住宅の耐震化の促進、予防医療や救急医療体制の充実、新型インフルエンザ等の感染症対策の強化、交通安全対策の強化など

### 良質で元気なまちづくり

緑の多い住環境と良質な暮らしの実現によって、誰もが住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと思う、効率的な健全運営に支えられた活力あるまちづくりを目指します。

\* 良好な景観の形成、緑化の推進、地域産業の活性化、都市計画の推進、都市基盤の整備など

### 地球環境にやさしいまちづくり

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等の温室効果ガスの排出量を削減するため、行政や企業、個人が、それぞれの役割に応じた取り組みを進めることにより、かけがえのない環境を次世代に引き継ぎます。

\* 地球温暖化対策奨励事業の実施、緑化の推進、環境教育の推進、自転車利用・ノーマイカーの推進、公共交通機関の充実と利用促進、エコアクション21の推進など



### (3) 学校教育に係る施策等の概要

学校教育に係る施策については、後期基本計画で、「施策別計画：3節 学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）：2項 個性を生かす教育環境の基盤充実」で、次のように定めています。以下、抜粋して確認します。

## 個性を生かす教育環境の基盤充実

### 現状と課題

小学校英語授業や環境分野などの社会的ニーズ、また一人ひとりへの対応など、教育内容の向上が幅広く求められており、教職員の資質向上や図書館機能の充実、教材・備品の充実が課題です。また、就学援助の申請が増加傾向にあるため、就学援助事務費の増加、さらに、TX沿線開発に伴う学区の再編も必要です。

学校施設には、計画的な施設管理とともに、耐震改修をはじめとした、安心安全の確保、地域との連携、少子・高齢化への対応、環境対策、学校関連施設の総量適正化や適正配置、PFI手法による維持管理など、多様な価値観が求められており、社会経済情勢を踏まえた戦略的かつ計画的な施設経営を行うことが課題です。

安心安全な学校給食や、集団感染への対策、生活習慣の改善指導が求められています。社会問題となっているいじめ問題については、子ども専用いじめホットラインとして、相談窓口を設けていますが、引き続き、相談体制などの充実が必要です。また、学校施設などの地域開放やそのための安全確保、地域ぐるみの教育が求められています。効率的・効果的な学校運営が求められており、教育委員会の一層の充実強化を図る必要があります。

### 基本方針

- ・子ども一人ひとりの個性・能力を伸ばし、情報化時代に対応しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むため、教育内容・環境の充実向上を図ります。
- ・ファシリティマネジメントを導入した公共施設保全計画に基づき、戦略的かつ計画的な学校施設経営を推進します。
- ・児童・生徒の健康保持・増進のため、学校給食の安全確保と充実を推進します。
- ・学校・家庭・地域の連携を進め、社会ぐるみで学校を支援します。
- ・学校運営の効果的推進のために、教育委員会機能の充実を図ります。

### 施策体系

1. 豊かな学びを支える教育内容・環境の充実向上
2. 教育施設設備の充実

3. 子どもの健康保持・増進
4. 学校・家庭・地域とともに進める協働教育の推進
5. 教育施策の充実強化

## 個別施策内容

### 1. 豊かな学びを支える教育内容・環境の充実向上

#### (1) 教育内容の向上と充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
確かな学力を育むきめ細やかな指導を推進します。	学校サポート教員派遣研究事業 小学校英語活動推進事業 特別支援教育推進事業	継続 学校教育部指導課 継続 学校教育部指導課 継続 学校教育部指導課
力量を高める教師育成を推進します。	教師用教科書・指導書・副読本購入事業 教育研修推進事業	継続 学校教育部指導課 継続 学校教育部指導課

#### (2) 学校のICT化等の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
時代変化に対応した備品の整備を推進します。	学校図書館教育推進事業 ICT学習空間整備事業 情報教育推進事業	継続 学校教育部学校教育課 継続 学校教育部指導課 継続 学校教育部指導課
校務用パソコンの整備を推進します	小学校校務用パソコン整備事業 中学校校務用パソコン整備事業	上期 学校教育部学校教育課 上期 学校教育部学校教育課

#### (3) 教育環境の整備充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
一人ひとりに応じた教育相談の充実を推進します。	子ども専用いじめホットライン相談事業	継続 学校教育部指導課
就学に対する支援を推進します。	小学校就学援助事業 中学校就学援助事業	継続 学校教育部学校教育課 継続 学校教育部学校教育課
学区の編成に努めます。	学区域再編事業	上期 学校教育部学校教育課

### 2. 教育施設設備の充実

#### (1) 学校建物の耐震補強

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校施設の耐震補強工事を推進します。	小学校学校建物耐震改修事業 中学校学校建物耐震改修事業	継続 学校教育部教育総務課 継続 学校教育部教育総務課

## (2) 学校施設の維持保全

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校施設の大規模改修を推進します。	小学校大規模改造事業 中学校大規模改造事業	継続 学校教育部教育総務課 継続 学校教育部教育総務課
学校施設の計画的な維持保全を推進します。	小学校校舎等改修事業 中学校校舎等改修事業	継続 学校教育部教育総務課 継続 学校教育部教育総務課
学校の設備等の更新を計画的に推進します。	小学校公共下水道接続事業	継続 学校教育部教育総務課
学校施設・設備の定期的な保守管理を推進します。	小学校学校特殊建築物定期報告委託事業 中学校学校特殊建築物定期報告委託事業	継続 学校教育部教育総務課 継続 学校教育部教育総務課

## (3) 安全で使いやすい学校整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
誰にも安全で使いやすい学校施設の整備を推進します。	学校建物ユニバーサルデザイン化事業	下期 学校教育部教育総務課

## (4) 環境にやさしい学校整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
緑化推進や省エネ型設備への更新等により、環境負荷の低減を推進します	学校建物環境配慮型設備整備事業	中期 学校教育部教育総務課

## (5) 学校用地及び施設の有効利用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校用地・施設を公共不動産として、重点投資・用途変更・統廃合を推進します。	流山幼稚園解体整地事業 学校用地取得事業	上期 学校教育部教育総務課 継続 学校教育部教育総務課

## 3. 子どもの健康保持・増進

## (1) 学校給食の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校給食の一層の安全確保と充実を推進します。	学校給食食事環境整備事業	継続 学校教育部学校教育課

## (2) 子どもたちの健康保持・増進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
児童・生徒の健康保持・増進を推進します。	学校サポート看護師派遣事業 体力向上推進事業	継続 学校教育部学校教育課 継続 学校教育部指導課

#### 4 . 学校・家庭・地域とともに進める協働教育の推進

##### (1) 開かれた学校づくりと地域の教育力の活用推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校サポートボランティアなどの地域の人材の活用を推進します。	教育指導人材充実事業	継続 学校教育部指導課
学校運営に地域の教育力を生かす取り組みを推進します。	地域による学校支援事業	継続 学校教育部指導課

#### 5 . 教育施策の充実強化

##### (1) 教育委員会の運営の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
教育委員会事務の適正な執行を推進します。	教育に関する事務の点検および評価事業	継続 学校教育部教育総務課

#### 目標指標

指標名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
小中学校図書館の蔵書数が学校図書館標準を達成している学校の割合	業務	60.9%	100%	豊かな心の育成を、読書活動により推進していきます。
学校サポートボランティアの登録割合(登録人数/学級数)	業務	93.6%	100%	学校に生かすことのできる地域の教育力を示す指標です。

## 第3章 流山市の小中学校における適正規模・適正配置の考え方

平成22年度の「小中学校学区等検討基礎調査」より、流山市の児童・生徒の今後の推計結果をもとに、併設校の学級数を平成42年まで算出しました。

なお、正式な学区は、学区審議会の答申を踏まえ、教育委員会での検討を経て、平成24年度中に決定する計画(予定)のため、この基本計画では、併設校の建設地を中心とした主要道路や鉄道で区切られた範囲の中、概ね建設地から半径1～1.5km程度を仮の学区とし、そのエリア内での児童・生徒数から、学級数を算出しています。

## (1) 流山市の小中学校の現状(平成23年5月1日現在)

## 小学校について

- ・学校数：15校
- ・学級数：277学級(児童数8,614人)1学級当たりの平均児童数31.1人
- ・特別支援学級数：15学級(児童数79人)1学級当たりの平均児童数5.3人
- ・学校規模：19学級以上が9校、12～18学級が4校、11学級以下が2校  
(学校教育法施行規則により、学級数は12～18学級が標準とされています。)

表3-1 小学校別児童数・学級数(平成23年5月1日現在)

学校名	学級数 (特別支援学級を除く)	児童数 (人)	特別支援 学級数	児童数 (人)
流山小	22	705	2	9
八木南小	6	166	0	0
八木北小	22	677	2	11
新川小	13	346	2	10
東小	24	779	3	12
江戸川台小	18	606	1	4
東深井小	23	805	1	8
鱒ヶ崎小	19	553	0	0
向小金小	17	549	0	0
西初石小	20	612	1	6
小山小	19	567	0	0
長崎小	17	470	1	5
流山北小	27	882	0	0
西深井小	8	220	0	0
南流山小	22	677	2	14
合計	277	8,614	15	79

中学校について

学校数：8校
・学級数：111学級（生徒数3,739人）1学級当たりの平均生徒数33.7人
・特別支援学級数：6学級（生徒数40人）1学級当たりの平均生徒数6.7人
・学校規模：19学級以上が1校、12～18学級が4校、11学級以下が3校 （学校教育法施行規則により、学級数は12～18学級が標準とされています。）

表3-2 中学校別生徒数・学級数（平成23年5月1日現在）

学校名	学級数 (特別支援学級を除く)	生徒数 (人)	特別支援 学級数	生徒数 (人)
南部中	21	719	1	7
常盤松中	12	436	0	0
北部中	16	525	2	16
東部中	17	570	0	0
東深井中	11	402	0	0
八木中	9	258	2	11
南流山中	16	535	1	6
西初石中	9	294	0	0
合計	111	3,739	6	40

(2) 過去の児童・生徒数の推移

表3-3と表3-4は、TXが開業した平成17年度から今年度までの市内小中学校の児童・生徒の実数（各年度5月1日現在）をまとめたものです。

表3-3 児童数の小学校別推移（各年度5月1日現在）

単位：人

学校名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
流山小	747	747	739	712	684	711	714
八木南小	169	159	160	161	164	167	166
八木北小	713	706	689	668	681	695	688
新川小	377	370	381	352	353	348	356
東小	725	733	772	751	776	798	791
江戸川台小	611	617	612	620	628	628	610
東深井小	585	606	637	680	700	775	813
鱸ヶ崎小	563	570	542	537	554	569	553
西初石小	506	524	518	527	592	593	618
向小金小	554	541	566	569	580	560	549
小山小	207	207	227	300	373	464	567※1
長崎小	382	383	379	404	432	439	475
流山北小	771	809	806	846	840	866	882※2
西深井小	331	304	288	269	248	241	220
南流山小	801	768	735	698	707	687	691
計	8,042	8,044	8,051	8,094	8,312	8,541	8,693

- 1・2 児童・生徒が就学する小中学校については、教育委員会が通学区域に基づき指定しています。しかし、特別な事情（例として、通学距離が遠距離で通学が困難な場合、通学上の安全等に配慮する必要がある場合、心身の故障等により指定学校への就学が困難な場合、特別支援学級や院内学級に入級する場合等）があり、指定された学校への就学が困難な方については、教育委員会に申請することにより、指定された学校以外の小中学校への通学を認める場合があります。現在小山小には、本来、流山北小学区の児童が、前述した指定変更等の特別な条件で通学しています。表3-5にはその児童数が加わっていないため、平成24年の小山小と流山北小の推計児童数が、表3-3の平成23年度の児童数と比較すると、差が生じています。

表3-4 生徒数の中学校別推移（各年度5月1日現在）

単位：人

学校名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
南部中	703	696	697	721	737	715	726
常盤松中	439	438	426	444	446	443	436
北部中	575	578	559	595	585	562	541
東部中	486	477	506	503	521	554	570
東深井中	383	370	359	360	384	374	402
八木中	262	267	268	263	249	252	269
南流山中	603	597	609	633	594	563	541
西初石中	233	214	231	238	246	271	294
計	3,684	3,637	3,655	3,757	3,762	3,734	3,779

- (3) 併設校に隣接する小中学校各4校における児童・生徒数の推計と不足する教室数  
15ページの表3-5、16ページの表3-6は、平成24年から平成42年までの併設校に隣接する4校(3)における児童・生徒数の推計と教室数の不足をまとめたものです。この表から、併設校周辺の児童・生徒数や教室数の不足を分析します。

- 3 併設校に隣接する4校とは、小学校が八木南小学校、西初石小学校、小山小学校、流山北小学校で、中学校が南部中学校、常盤松中学校、八木中学校、西初石中学校です。それぞれの現時点の学区については、20～21ページの学区図をご覧ください。

#### 小学校について

- ・八木南小学校は、20年間を通じてほぼ1学年2学級であり、1学年1学級の現状よりは改善されますが、依然小規模校といえます。また、教室数は常に余裕があり、1学級の人数は平均25～27人です。
- ・西初石小学校は、1学年3～4学級で推移します。また、教室数は平成32年からの3年間において、全学年が4学級となることにより、1学級の不足が生じます。なお、1学級の人数は平均30人です。
- ・小山小学校は、平成26年以降、常に教室不足の状態になります。平成32～34年は全校での不足分が15教室と推計されます。平成39年以降はほぼ1学年3～4学級の適正規模となりますが、現状の1学年3教室の施設では、依然、教室は不足します。なお、1学級の人数は平均31～32人です。
- ・流山北小学校は、平成33年までは1学年5～6学級であり、1～3学級の教室不足が生じます。1学級の人数は平均31～32人です。

#### 中学校について

- ・南部中学校は、1学年7～10学級となり大規模校といえます。平成28～42年まで4教室以下の教室が不足します。また、1学級の人数は平均33人です。
- ・常盤松中学校は、大規模校といえ、ほぼ1学年6～9学級となります。教室は不足の状態が続き、平成35～40年は10教室以上が不足すると推計されます。また、1学級の人数は平均33人です。
- ・八木中学校は、ほぼ1学年4～5学級で推移し、適正規模を維持でき、教室も不足することがありません。また、1学級の人数は平均31人です。
- ・西初石中学校は、ほぼ1学年4～5学級で推移し適正規模を維持できます。平成35年に1教室が不足しますが、ほぼ教室の不足はないと推計されます。また、1学級の人数は平均31人です。

小山小学校の児童数増加や常盤松中学校の生徒数増加、小学校の指定変更等による特別な許可による通学の解決を図らなくてはなりません。



表3 - 5 併設校に隣接する小学校4校における児童数の推計と不足する教室数(平成24年～平成42年)

学校名	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32		H33		H34		H35		H36		H37		H38		H39		H40		H41		H42				
	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数			
八木南小 使用可能 教室21	1年	29	1	46	2	58	2	50	2	36	2	49	2	51	2	60	2	63	2	52	2	50	2	47	2	52	2	60	2	74	3	50	2	47	2	51	2	54	2		
	2年	44	2	33	1	49	2	60	2	51	2	37	2	49	2	51	2	66	2	63	2	52	2	50	2	47	2	57	2	60	2	74	3	50	2	47	2	51	2		
	3年	41	2	45	2	33	1	50	2	61	2	52	2	37	2	50	2	51	2	67	2	63	2	53	2	53	2	48	2	58	2	61	2	75	3	51	2	48	2		
	4年	28	1	42	2	46	2	33	1	50	2	61	2	52	2	37	2	52	2	51	2	67	2	63	2	53	2	47	2	58	2	61	2	75	3	51	2	51	2		
	5年	35	1	29	1	44	2	48	2	33	1	52	2	63	2	54	2	39	2	54	2	54	2	53	2	69	2	64	2	54	2	48	2	59	2	62	2	76	3		
	6年	41	2	35	1	29	1	43	2	47	2	32	1	51	2	62	2	54	2	38	2	38	2	53	2	52	2	68	2	65	2	53	2	47	2	58	2	61	2		
計	218	9	230	9	259	10	284	11	278	11	283	11	303	12	314	12	325	12	325	12	325	12	338	12	334	12	335	12	337	12	346	13	344	13	339	13	344	13	341	13	
不足																																									
西初石小 使用可能 教室23	1年	88	3	95	3	93	3	122	4	99	3	107	4	108	4	106	4	107	4	106	4	107	4	104	3	103	3	101	3	101	3	98	3	97	3	94	3	92	3		
	2年	108	4	91	3	98	3	96	3	126	4	102	3	109	4	111	4	109	4	110	4	108	4	109	4	106	4	106	4	104	3	103	3	100	3	100	3	97	3		
	3年	90	3	110	4	93	3	101	3	98	3	129	4	104	3	112	4	113	4	112	4	113	4	111	4	112	4	109	4	109	4	106	4	106	4	103	3	103	3		
	4年	109	4	92	3	112	4	95	3	104	3	100	3	133	4	107	4	115	4	116	4	114	4	115	4	113	4	115	4	112	4	111	4	109	4	109	4	105	3		
	5年	101	3	111	4	94	3	114	4	97	3	106	4	102	3	136	4	109	4	117	4	118	4	118	4	116	4	117	4	116	4	113	4	113	4	111	4	110	4		
	6年	78	3	102	3	113	4	95	3	114	4	97	3	108	4	102	3	137	4	111	4	118	4	119	4	118	4	119	4	117	4	118	4	115	4	114	4	114	4		
計	574	20	601	20	603	20	623	20	638	20	641	21	664	22	674	23	690	24	672	24	672	24	678	24	674	23	669	23	665	23	659	22	649	22	640	22	631	21	619	20	
不足																																									
小山小 使用可能 教室18	1年	95	3	120	4	120	4	154	5	203	6	174	5	202	6	171	5	199	6	166	5	196	6	135	4	134	4	132	4	130	4	129	4	126	4	125	4	122	4		
	2年	90	3	102	3	134	4	123	4	170	5	203	6	174	5	202	6	171	5	199	6	166	5	196	6	135	4	134	4	131	4	130	4	128	4	126	4	125	4		
	3年	64	2	87	3	102	3	131	4	122	4	168	5	201	6	172	5	199	6	169	5	196	6	164	5	194	6	133	4	132	4	129	4	128	4	126	4	124	4		
	4年	68	2	68	2	94	3	103	3	140	4	123	4	170	5	203	6	173	5	201	6	171	5	198	6	165	5	196	6	134	4	133	4	130	4	129	4	127	4		
	5年	65	2	67	2	69	2	94	3	104	3	139	4	122	4	168	5	200	6	172	5	200	6	170	5	197	6	164	5	195	6	133	4	132	4	129	4	128	4		
	6年	65	2	66	2	72	3	69	2	98	3	104	3	138	4	121	4	168	5	200	6	172	5	199	6	169	5	196	6	163	5	194	6	133	4	132	4	129	4		
計	447	14	510	16	591	19	674	21	837	25	911	27	1007	30	1037	31	1110	33	1107	33	1101	33	1062	32	994	30	955	29	885	27	848	26	777	24	767	24	755	24			
不足																																									
流山北小 使用可能 教室30	1年	163	5	181	6	170	5	174	5	203	6	167	5	173	5	170	5	176	6	165	5	168	5	155	5	157	5	159	5	165	5	151	5	148	5	147	5	146	5		
	2年	184	6	165	5	183	6	170	5	176	6	201	6	166	5	171	5	172	5	175	5	163	5	167	5	153	5	159	5	158	5	163	5	150	5	147	5	146	5		
	3年	188	6	180	6	162	5	180	6	167	5	172	5	198	6	163	5	168	5	169	5	172	5	160	5	164	5	150	5	155	5	154	5	160	5	147	5	143	5		
	4年	154	5	186	6	179	6	160	5	179	6	164	5	170	5	196	6	162	5	166	5	167	5	169	5	158	5	158	5	163	5	148	5	153	5	152	5	158	5	144	5
	5年	174	5	152	5	184	6	177	6	158	5	177	6	163	5	168	5	193	6	160	5	165	5	165	5	165	5	168	5	157	5	161	5	146	5	151	5	156	5		
	6年	153	5	173	5	151	5	181	6	175	5	156	5	174	5	161	5	166	5	191	6	159	5	163	5	163	5	165	5	168	5	161	5	146	5	151	5	150	5		
計	1016	32	1037	33	1029	33	1042	33	1058	33	1037	32	1044	31	1029	31	1037	32	1026	31	994	30	979	30	965	30	955	30	956	30	943	30	928	30	908	30	901	30	885	30	
不足																																									
児童数計	2255		2378		2482		2623		2811		2872		3018		3054		3162		3130		3111		3049		2963		2933		2913		2833		2769		2664		2643		2600		
不足教室数計	2		3		4		6		10		11		13		14		18		17		16		14		12		11		9		8		6		6		6				

表3 - 6 併設校に隣接する中学校4校における生徒数の推計と不足する教室数(平成24年～平成42年)

学校名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42																					
	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数	生徒 クラス数																					
南郡中 使用可能 教室24	1年	271	8	259	8	279	8	252	8	306	9	272	8	283	9	294	9	299	9	286	9	291	9	272	8	272	8													
	2年	254	8	271	8	257	8	276	8	251	8	303	9	269	8	281	9	293	9	297	9	283	9	289	9	289	9	270	8											
	3年	245	7	254	8	272	8	257	8	277	8	250	8	301	9	268	8	289	9	291	9	295	9	287	8	287	9	287	9											
	計	770	23	784	24	808	24	785	24	834	25	825	25	853	26	843	26	868	27	866	27	878	27	869	27	843	26	829	25											
不足						1	1	2	2	2	2	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	1												
常盤松中 使用可能 教室16	1年	172	5	201	6	204	6	195	6	212	7	222	7	215	7	264	8	243	7	274	8	297	9	282	9	305	9	278	8	302	9	271	8	297	9	241	7	238	7	
	2年	201	6	176	6	208	6	208	6	204	6	215	7	226	7	217	7	268	8	247	8	278	8	301	9	286	9	309	9	282	9	306	9	274	8	301	9	244	7	
	3年	175	5	202	6	181	6	210	6	214	7	204	6	215	7	226	7	217	7	268	8	248	8	278	8	302	9	286	9	309	9	282	9	306	9	275	8	301	9	
	計	548	16	579	18	593	18	613	18	630	20	641	20	656	21	707	22	728	22	728	22	769	24	823	25	861	26	893	27	873	26	893	27	859	26	877	26	817	24	783
不足						2	2	2	2	4	4	4	5	6	6	6	6	6	6	6	8	8	9	10	10	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	8	7		
八木中 使用可能 教室15	1年	92	3	121	4	109	4	109	4	112	4	123	4	103	3	137	4	140	4	128	4	132	4	140	4	139	4	156	5	140	4	140	4	140	4	133	4	143	5	
	2年	107	4	92	3	123	4	109	4	109	4	112	4	122	4	103	3	139	4	140	4	129	4	132	4	141	5	142	5	153	5	140	4	139	4	139	4	133	4	
	3年	109	4	109	4	94	3	123	4	110	4	109	4	113	4	123	4	105	3	139	4	141	5	130	4	132	4	144	5	142	5	157	5	153	5	141	5	140	4	
	計	308	11	322	11	326	11	341	12	331	12	344	12	338	11	363	11	384	11	384	11	407	12	402	13	402	12	412	13	442	15	451	15	450	14	433	13	413	13	416
不足																																								
西初石中 使用可能 教室15	1年	118	4	99	3	124	4	135	4	117	4	140	4	126	4	145	5	135	4	182	6	163	5	158	5	163	5	156	5	162	5	154	5	160	5	146	5	146	5	
	2年	110	4	119	4	102	3	125	4	137	4	118	4	142	5	127	4	146	5	136	4	183	6	164	5	159	5	164	5	157	5	163	5	155	5	161	5	147	5	
	3年	127	4	111	4	121	4	102	3	127	4	138	4	119	4	142	5	128	4	147	5	137	4	184	6	165	5	159	5	165	5	158	5	163	5	156	5	162	5	
	計	355	12	329	11	347	11	362	11	381	12	396	12	387	13	414	14	409	13	465	15	483	15	506	16	487	15	479	15	484	15	475	15	478	15	463	15	455	15	
不足																																								
生徒数計	1981		2014		2074		2101		2176		2206		2234		2327		2386		2529		2614		2672		2701		2673		2714		2662		2657		2536		2483			
不足教室数計			2		2		2		5		5		7		8		8		8		11		13		15		13		14		13		13		10		8			

表3-5と表3-6を、図3-1と図3-2でグラフにしました。児童・生徒数の増加に伴って、併設校に隣接する小中それぞれ4校の教室数が不足していくことが読みとれます。

図3-1 児童数の将来推計と4校で不足する教室数（平成24年～平成42年）

<小学校>

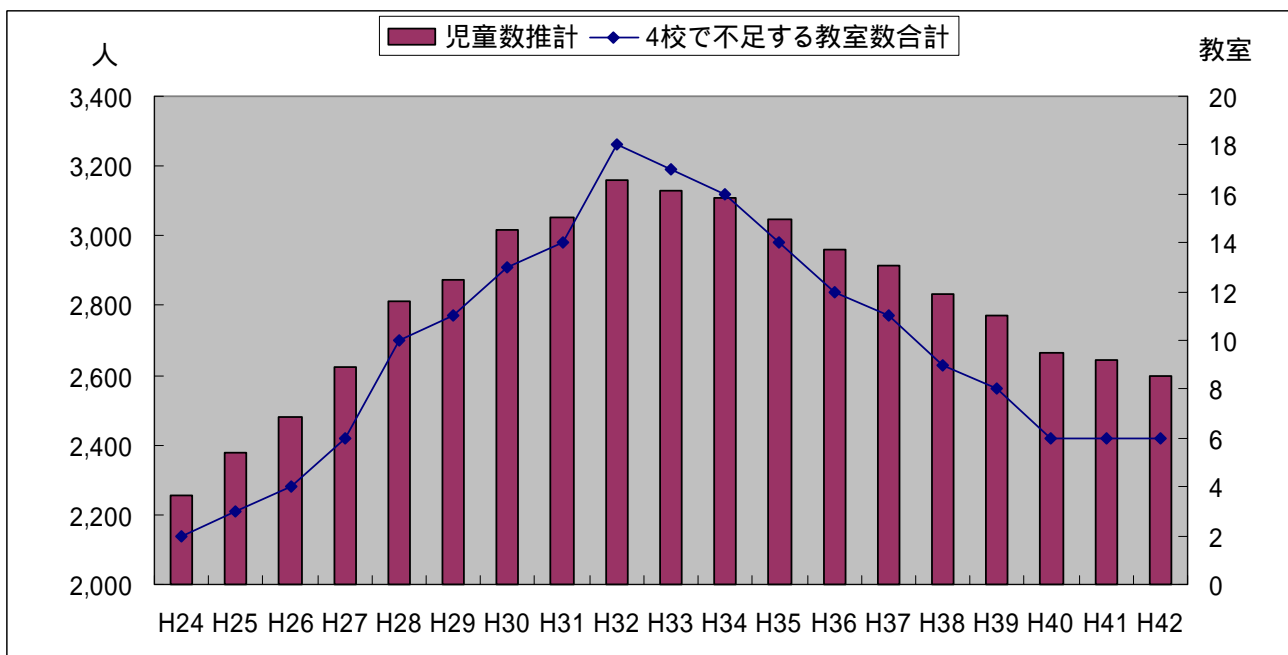
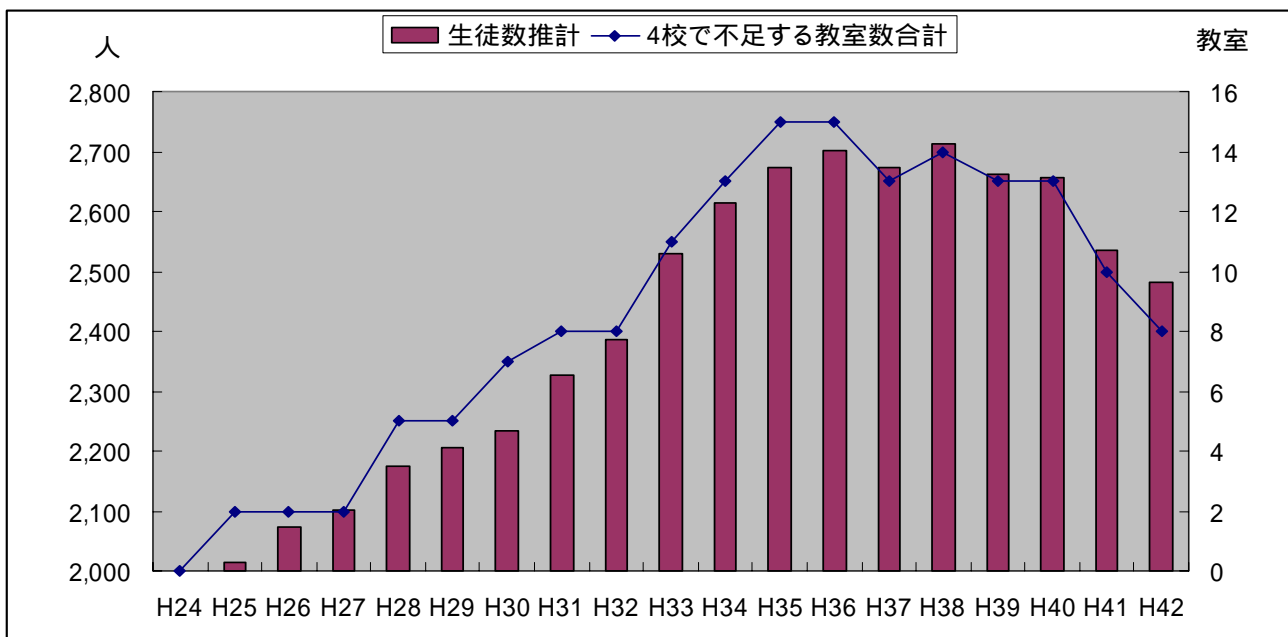


図3-2 生徒数の将来推計と4校で不足する教室数（平成24年～平成42年）

<中学校>



#### (4) 流山市における適正規模・適正配置の考え方

(1)～(3)で示した現状や今後の想定等を総合的に判断して、流山市における小中学校における適正規模・適正配置は次のように考えます。

##### 適正な学校規模等

学校の規模は1学年あたり小学校、中学校とも3～4学級とします。

学級の児童・生徒数は、35人学級とします。

通学距離は、おおむね小学校は2km、中学校3km以内とします。

通学路は、交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保します。

通学環境については、交通安全の観点から「主要幹線道路や鉄道線路などにより分断されないこと」とします。

可能な限り学区と地域コミュニティとの整合性が図られるよう留意します。

##### 併設校の規模等

平成24年から平成42年までの児童・生徒数推計により、併設校に近接する小中学校それぞれ4校における児童・生徒数のピークは、図3-1より小学校は平成32年、図3-2より中学校は平成38年と考えられます。そのような状況になることを踏まえ、教室の不足に対応するために、併設校の規模を考えます。

併設校の建設地を中心とした主要道路や鉄道で区切られた範囲の中、概ね建設地から半径1～1.5km程度を併設校の仮の学区と考えて、そのエリアの児童・生徒数を宅地開発による社会的な増加等を考慮して推計し、その児童・生徒数から教室数を算出しました。その算出の結果、19ページの図3-3と図3-4で表したとおり、小学校の普通学級が22学級以上、中学校の普通学級は11学級以上必要となります。しかし、年度による児童・生徒数の変化による学級数のばらつきを考慮し、各学年4学級としてまとまりある教室配置にするほうが、発達段階を踏まえてきめ細かな指導や教育活動を行えると考えます。そこで、併設校の規模は、小学校普通学級を24学級、中学校普通学級を12学級として計画します。

また、特別支援学級用の教室を小学校と中学校にそれぞれ2学級、通級指導用の教室を小学校と中学校にそれぞれ1学級の整備を行うことで、児童・生徒数のピークに伴う、特別な支援が必要な児童・生徒の増加にも対応できると考えます。

併設校を建設しても、通学距離の観点から、教室数の不足の解決が図れない学校については、校舎の新たな増築を計画する等で、解決を図ることとします。

しかしながら、標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)の変更により、1学級当たりの児童・生徒数が変更される場合は、目標学級数を変更した数値に置き換えて、その目標学級数とします。

図3 - 3 併設校の児童数の将来推計と必要な教室数（平成24年～平成42年）

<小学校>

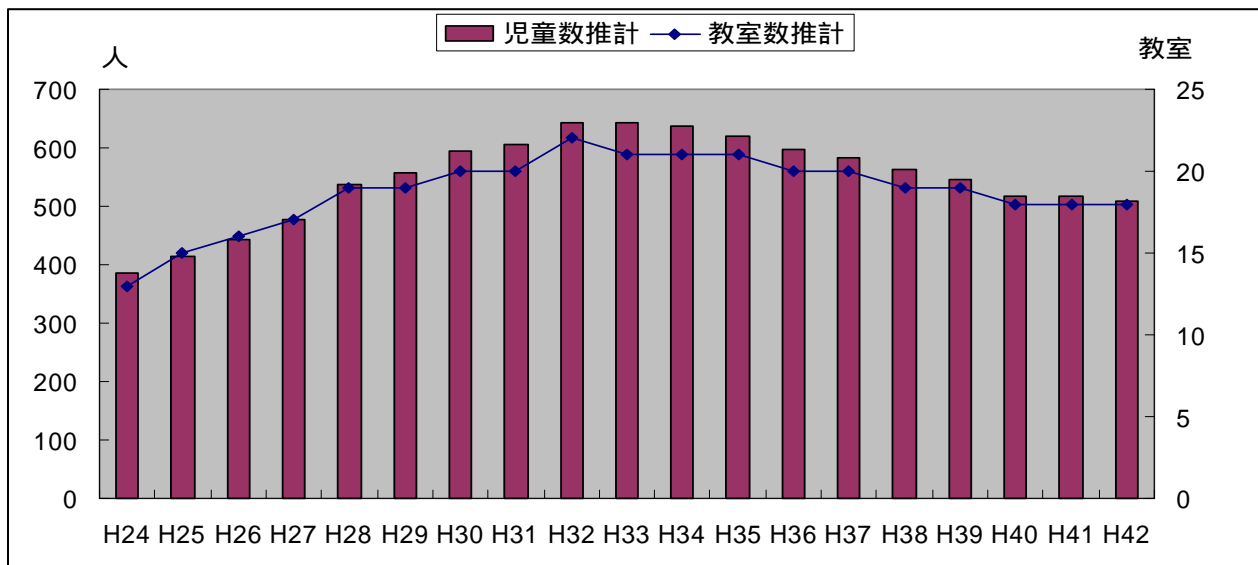


図3 - 4 併設校の生徒数の将来推計と必要な教室数（平成24年～平成42年）

<中学校>

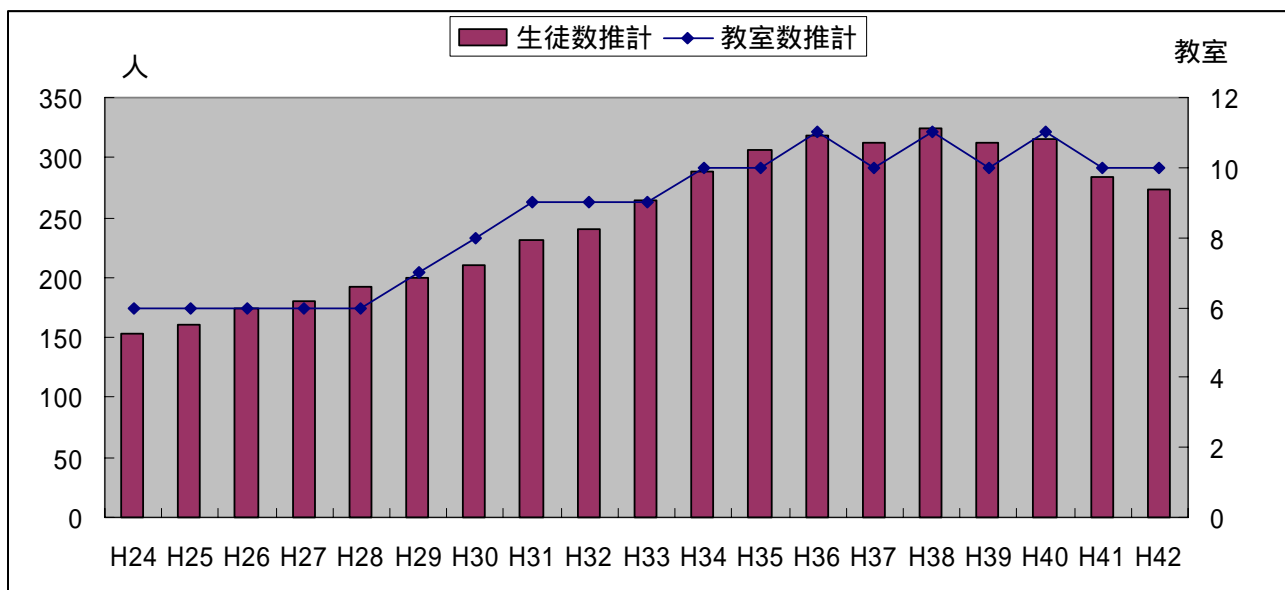


図3 - 5は現時点での小学校の学区を、図3 - 6は現時点での中学校の学区を示す図です。併設校の学区については、学区審議会での答申を踏まえ、教育委員会での検討を経て、平成24年度中に決定する計画（予定）です。

図3 - 5 小学校学区図(平成23年10月現在)

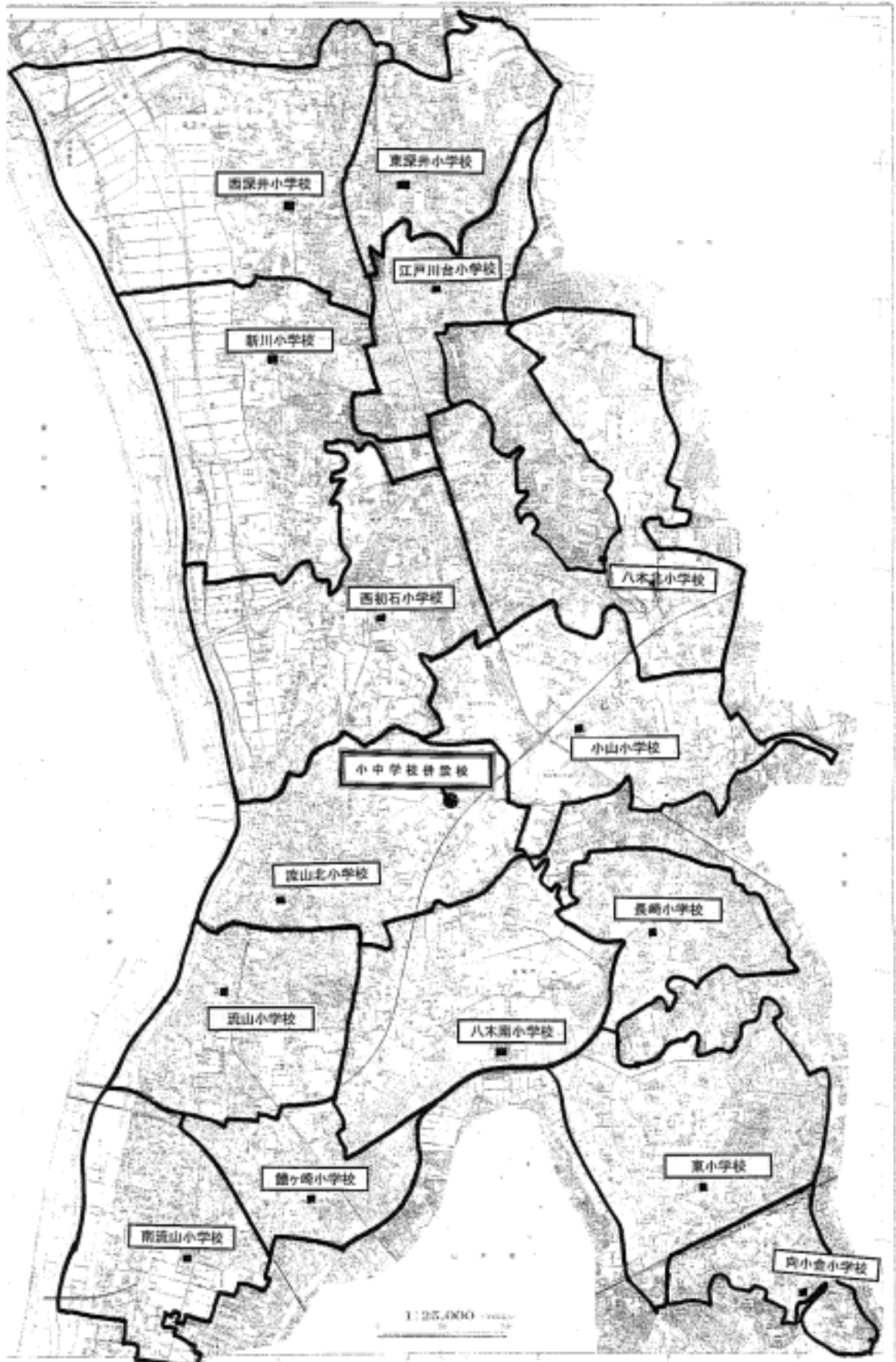


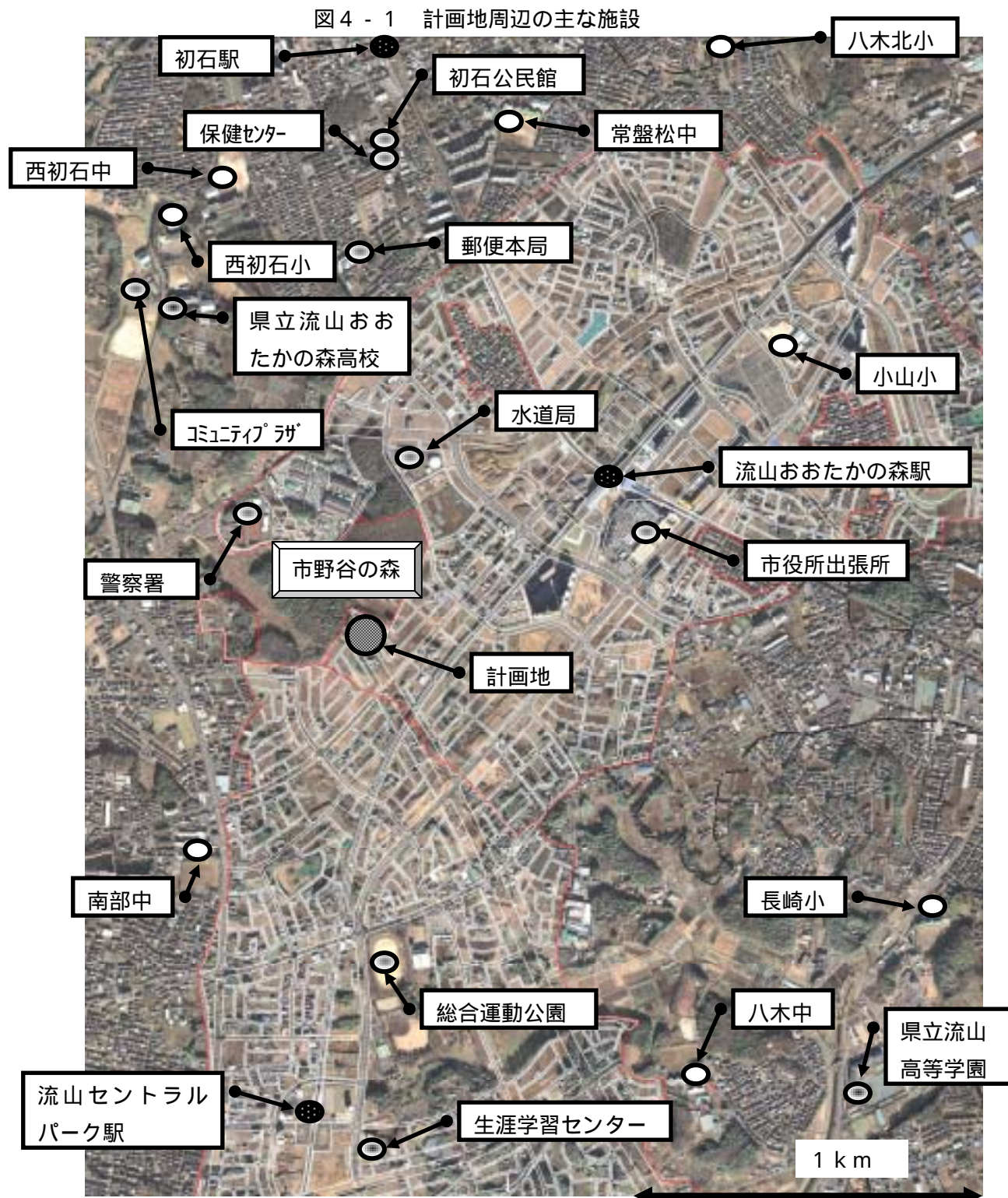
図3 - 6 中学校学区図（平成23年10月現在）





第4章 計画地周辺の状況

計画地は、つくばエクスプレス「流山おおたかの森駅」から、西へ約1kmの場所に位置しています。計画地を含めて、図4-1に主な施設を表します。





## 第5章 計画地の概要

## 1. 所 在 流山市市野谷地先

## 2. 敷地面積 約39,000㎡(用地内に小中学校の区分なし)

## 3. 敷地の状況

計画地は、都市再生機構が施行する流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内に位置しています。

計画地周辺の造成工事は、平成25年上半期の宅地完成を予定しています。

## 4. 敷地の概要

現在の造成計画に基づいた、敷地周辺の計画予定を示します。

敷地の周囲の道路は、北側でT.P.(Tokyo Peil:全国の標高の基準となる海水面の高さで東京湾平均海面を表します、単位:m)=21.4、南側西端部でT.P.=16.9で計画されており、敷地は南傾斜の区画に位置します。敷地の地盤の高さは、周辺道路の状況から、T.P.=20.5及び18.7で計画されており、道路と敷地の最大高低差は、約2mとなっています。

敷地は、南側に都市計画道路3・4・5号線に接し、北側は「県立市野谷の森公園」と接しています。西側は、幅員約10mの自転車歩行者道路に接し、区画道路(6m)を隔てて、戸建て住宅地に接しています。東側は、区画道路(6m)を隔てて、北寄りに「県立市野谷の森公園」、南寄りに戸建て住宅地が接しています。

また、北東部には移転予定の墓地(唐櫃(かろうと)形式)が接しています。

## 5. 主な関係法令等

併設校を建設する上で、用途地域の状況や関係する法令等について整理します。

**用途地域の状況**

第1種低層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 150%

第1種住居地域 第1種高度地区 建ぺい率60% 容積率200%

流山都市計画新市街地西地区地区計画 戸建住宅地区・沿道市街地地区A

用途地域については、土地区画整理事業の事業計画変更後、第1種中高層住居専用地域 第1種高度地区 建ぺい率60% 容積率200% に変更を予定しています。また、地区計画については、除外する予定です。

**法令・施行令・施行規則・条例等**

- ・ 地方自治法、同施行令及び同施行規則
- ・ 建築基準法、同施行令及び同施行規則

- ・ 都市計画法、同施行令及び同施行規則
- ・ 消防法、同施行令及び同施行規則
- ・ 下水道法、同施行令及び同施行規則
- ・ 水道法、同施行令及び同施行規則
- ・ 水質汚濁防止法、同施行令及び同施行規則
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則
- ・ 大気汚染防止法、同施行令及び同施行規則
- ・ 騒音規制法、同施行令及び同施行規則
- ・ 振動規制法、同施行令及び同施行規則
- ・ 各種の建築関係資格法、建設業法、労働関係法及び関連施行令、施行規則
- ・ 学校教育法、同施行令及び同施行規則
- ・ 学校保健安全法、同施行令及び同施行規則
- ・ 学校給食法、同施行令及び同施行規則
- ・ 児童福祉法、同施行令及び同施行規則
- ・ 児童福祉施設最低基準
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同施行令及び同施行規則
- ・ 災害対策基本法、同施行令及び同施行規則
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び同施行規則
- ・ 土地区画整理法、同施行令及び同施行規則
- ・ 工業標準化法及び同施行規則
- ・ 健康増進法、同施行令及び同施行規則
- ・ 食品衛生法、同施行令及び同施行規則
- ・ 景観法、同施行令及び同施行規則
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 千葉県福祉のまちづくり条例
- ・ 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- ・ 流山市開発事業の許可基準等に関する条例及び同施行規則
- ・ 流山市景観条例、流山市景観法及び流山市景観条例の施行に関する規則
- ・ 流山市個人情報保護条例及び同施行規則
- ・ 流山市防災会議条例
- ・ 流山市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する条例及び同施行規則
- ・ 流山市公共施設予約システムの利用等に関する規則
- ・ 流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則
- ・ その他の関連法規・条例

**要綱各種基準等**

- ・ 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- ・ 建築工事安全施行技術指針
- ・ 建築工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・ 建築副産物適正処理推進要綱
- ・ 雑用水の利用促進に関する指導要綱（千葉県）
- ・ 日本工業規格
- ・ 流山市地域防災計画
- ・ 流山市国民保護計画
- ・ 学校給食実施基準
- ・ 学校給食衛生管理基準
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ 流山市都市計画マスタープラン
- ・ 流山市都市景観形成基本計画
- ・ 流山市景観計画
- ・ 流山市環境基本計画
- ・ 流山市環境行動計画
- ・ 流山市地球温暖化対策実行計画
- ・ 生物多様性ながれやま戦略
- ・ 流山市緑の基本計画
- ・ 流山市グリーンチェーン認定基準
- ・ 流山市一般廃棄物処理基本計画

図5 - 1 計画地位置図



6. 特筆する事項

隣接する「県立市野谷の森公園」については、環境省レッドリストの準絶滅危惧（NT）に分類されるオオタカが営巣しており、現在も生息していることは報告されています。また、このほか、多様な動物相が確認されています。同公園内には、植物相でも千葉県の要保護種であるツリフネソウが生息しています。

市野谷の森～都市計画道路3・3・1号線～坂川については、緑の空間が設定されており、計画地及び西側の自転車・歩道は、このコリドールを形成する重要な位置を占めています。

市野谷の森は、本市における生態系の頂点にたつオオタカがいる森であり、多くの市民が、市を代表する自然と生物多様性の拠点として認知している森でもありません。図5-2に、県立市野谷の森公園を紹介します。（平成15年3月市野谷の森公園基本設計報告書より）

図5-2 計画地周辺と市野谷の森

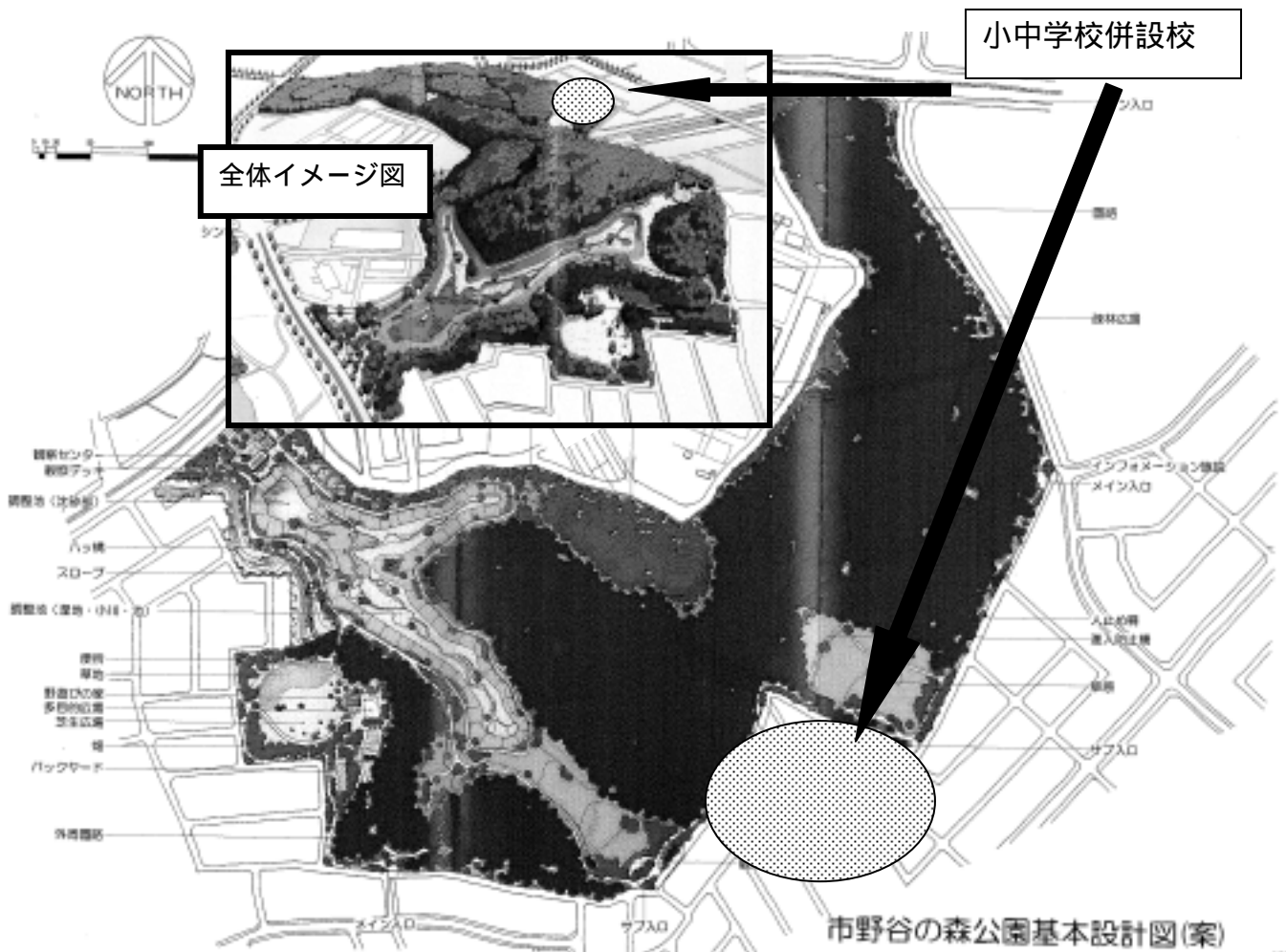
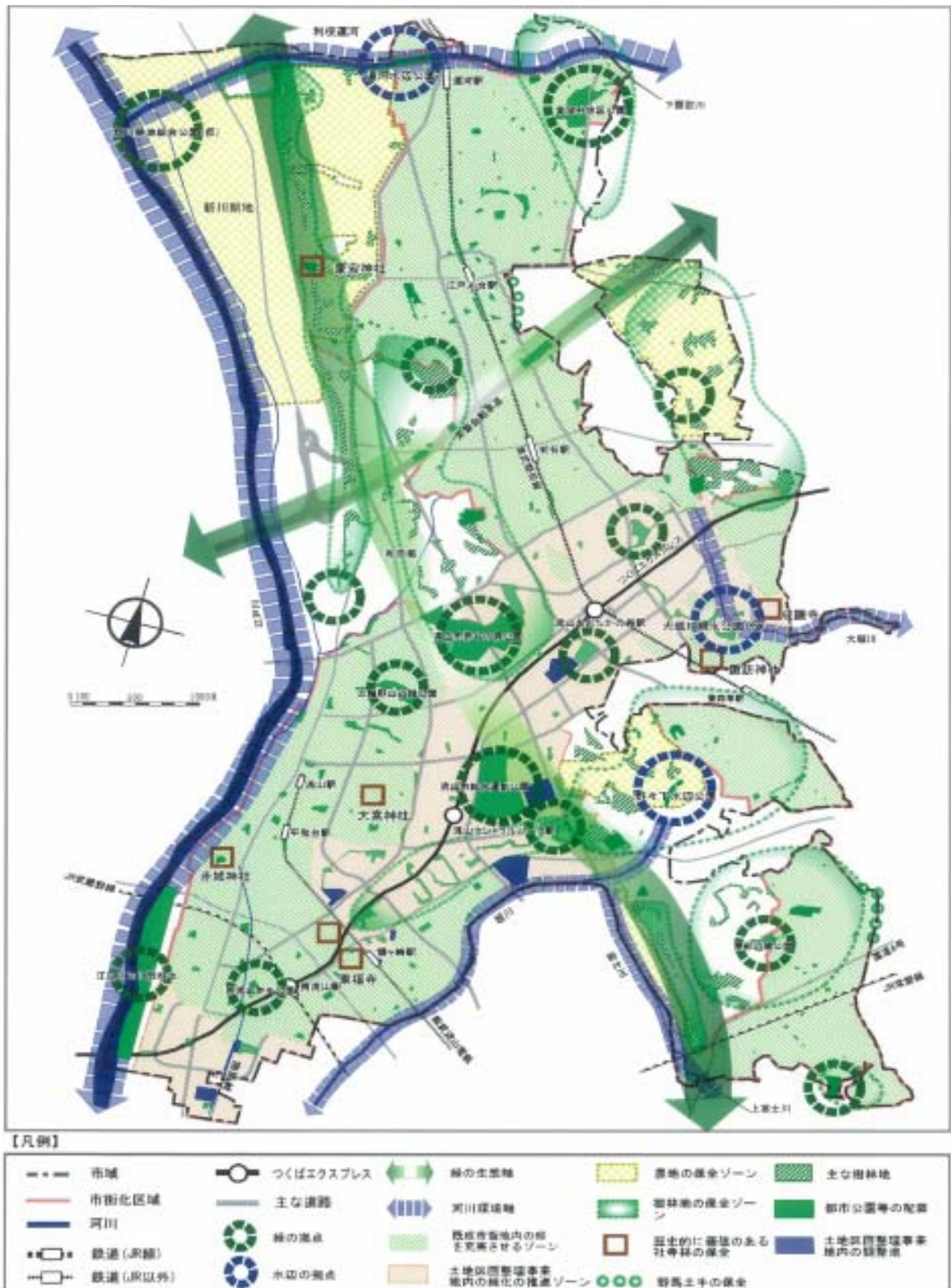




図5-3 流山市総合的な緑の配置方針図（平成17年度策定）



## 第6章 流山市の小中一貫教育について

## (1) 流山市の教育プラン

学校教育においては、生涯学習の基礎・基本となる内容を充実させ、児童・生徒一人一人が生き生きと学ぶ豊かな教育活動を行います。そして、「共存しあえる社会の実現」と「かけがえのない地球を守る」「希望ある未来創造」を合わせ持つことを大切に、本市で育ち、暮らすことに「自信」と「誇り」を抱くことができる教育行政を推進していきます。

< 具体的方策 >

## 「豊かな心と健やかな体」の育成

## &lt; 豊かな人間関係づくりを進める &gt;

規範意識を育み、いじめゼロをめざす（道徳教育の充実・情報モラルの育成）

## &lt; 豊かな情操の涵養と多様な体験活動の推進 &gt;

読書活動の推進 米作り体験 本物の芸術鑑賞

## &lt; 健康と命を大切にす教育 &gt;

望ましい生活習慣の形成（食・睡眠・運動） 基礎体力の向上

学校サポート看護師の活用

## 「確かな学力」の育成

## &lt; 学習習慣の形成と基礎・基本の定着 &gt;

新学習指導要領に則した授業改善 学力の実態把握と的確な指導の推進

音読副読本（小・中）の活用と言語活動の充実

## &lt; きめ細かな指導 &gt;

算数・数学学習指導員の活用 学習サポート教員・指導員(特別支援)の活用

発達障害専門カウンセラーの活用

特別支援教育体制の推進と充実（サポートファイルの活用）

## 「未来が求める教育」の推進

## &lt; 環境（緑と水と生き物）を大切にす教育 &gt;

インスクールエコの推進・小さな森のある学園

## &lt; 国際化に対応した教育の推進 &gt;

コミュニケーション能力の育成

小学校外国語活動の推進（スーパーバイザー・指導員の活用）

中学校ALTの積極的な活用

郷土・伝統文化に目を向けた学習の充実

## &lt; キャリア教育の推進 &gt;

発達段階に応じた体験活動による健全な勤労観の育成

## 「子どもの可能性を引き出す教育」

### 力量を高める教師

#### < 互いに高めあう研修の充実 >

教科指導員の積極的な活用 自主研修の奨励（教師力UP講座、よのなか塾）

#### < 校種間の交流・連携で個々の力の伸長 >

小・中一貫した教育の推進 中・高交流の一層の推進

幼・保・小関連教育研究会の充実

### 地域と共に歩む学校

#### < 地域みんなで安心・安全の推進 >

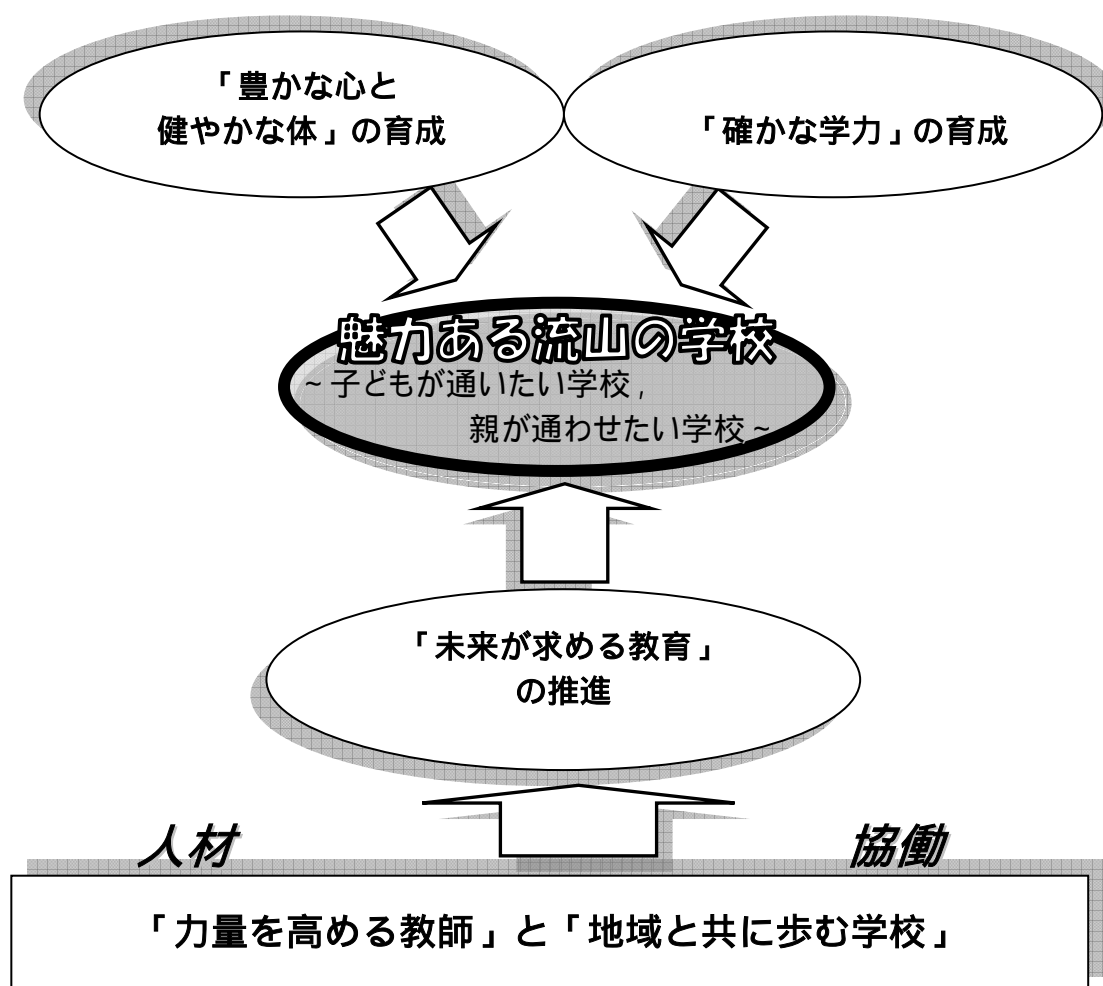
「市民ぐるみ、子ども安全大作戦」の推進 安全な校舎と施設の工夫ある改修

#### < 地域ぐるみによる教育力の向上 >

学校サポートボランティアの拡充 学校評価を生かした改善

教育広報誌「まごころ」の充実と、積極的な情報発信

図6-1 流山市の教育プラン





(2) 小中一貫教育について

流山市では、平成22年12月に「小中一貫教育を目指して」と題して、本市における小中一貫した教育の考え方を公表しています。これは、小中学校の教員等で構成される「流山市小中一貫教育推進準備委員会」により、策定されたものです。

この中で、義務教育9年間にわたる系統性、継続性を生かし、中学校区の小学校と中学校のそれぞれの組織・運営はそのまま、学校の実態や特色にあわせて、教職員の連携、児童生徒の交流、地域とともに歩む協働の取り組みを進めていくことを目標としています。

小中一貫した教育を進めることにより、“学びと指導のつながり”の中で「豊かな心」と「確かな学力」の育成を図ります。

# 1 基本方針

それぞれの小・中学校に在籍している児童生徒に「豊かな心と確かな学力」を義務教育9年間の一貫した教育で育む。  
 中学校区の小・中学校でそれぞれの地域の特性を生かし、小・中学校の連携をより充実させ、地域と一体となった一貫した教育をすすめる。

について

「小中一貫教育」といってもその取り組みは、市によって様々です。流山市では、小中を見通したカリキュラムの系統性や継続性を重視し、今まで取り組んできた小中連携した教育をさらに進めて行くことを目指していきます。

について

市内8中学校区では、学校間の距離の違いや学校ごとの特色ある取り組みなどそれぞれの地域の特性を生かした取り組みを進めています。

そこで、地域の方々と相互に関わりながら、地域と共に歩む協働の取り組みの中で、一貫した教育を進めていきます。

図6-2 小中一貫した教育を進める形



## 2 具体的方策

教員の連携、児童・生徒の交流、地域を基盤とした協働の取り組みの3つの視点から、具体的な方策を示します。

**(1) 教員の連携**により、継続的に「確かな学力」を育てます。

子どもの意欲や、ほどよい緊張感を大切にし、小・中の区切りを重んじながら、小・中学校の教員の連携を密にして「学びのつながり、指導のつながり」を強めていきます。

また、小学校の学級担任制と中学校の教科担任制のつながりをスムーズにするための取り組みも考えていきます。

### 研修

- (例) ・授業公開日での相互参観
- ・校内研修会への相互参加、合同校内研修
- ・学習指導要領に基づきつつ、9年間を見通した教育課程、キャリア教育、小学校外国語活動と中学校英語、総合的な学習の時間 等

### 生徒指導

- (例) ・合同生徒指導部会
- ・学校のルールの情報交換
- ・生徒指導・特別支援教育等の共通理解

図6-3 小中一貫教育の連携



図6-4 小中一貫教育の連携

### 授業実践

- (例) ・小中教員の交換による留学体験、中学校教員の出前授業
- ・小学校での担任間の交換授業や教科担任制の部分実施
- ・教員の兼務発令

教科ごとに専門の先生が教えてくれるんだね。

中学に行くのが楽しみだね。

今日は、中学校の先生が授業をしてくれた。



図6-5 教科担任制

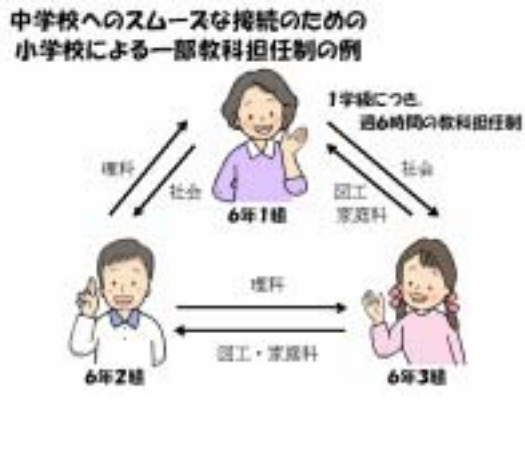
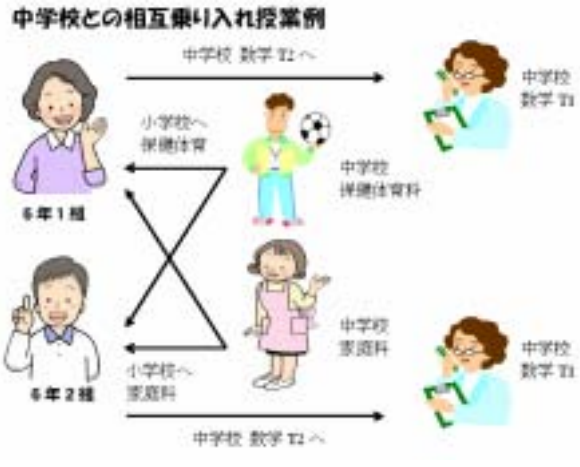


図6-6 教科担任制



交流授業について

- ・ 中学校教諭：所有する中学校の免許に応じた教科を小学校で指導することができる。（教育職員免許法16条の5を簡単にしたもの）
- ・ 小学校教諭：所有する中学校の免許に応じた教科を中学校で指導することができる。
- \* 教員が単独で、異校種での授業を行うためには、兼務辞令が必要。兼務辞令を受けないときは T T 等での授業となる。
- \* 兼務辞令の例 「 中学校教諭を命じる 兼ねて 小学校勤務を命じる 」

英語の力を高める

世の中のグローバル化に伴い、英語力が求められています。小学校の担任・中学校の英語科教員・ALT・英語スーパーバイザー等が連携を取り合い、小学校の英語活動から中学校での教科としての英語へのスムーズな移行を図り、英語力を高めます。

各中学校区に外国語活動の推進グループを結成し、各中学校区内において、小中連携・小小連携を積極的に図る体制を作ります。

小学校から中学校への移行をスムーズに行うため、中学校の英語教員が小学校で授業をすることもあります。

流山市には英語スーパーバイザーが3人います。各小学校へ派遣され、ネイティブイングリッシュと海外の文化を児童に伝えています。

小学校5・6年生で始まった外国語活動には全ての学校に英語指導員を配置し、担任と指導員との T.T 体制で授業を行っています。

小学校の担任と英語指導員、英語スーパーバイザーが連携し、小学校1年生から英語に親しむ活動を計画的に進めます。

中学校では、各学校にALTを配置し、授業はもちろんのこと、行事や特別活動、給食などあらゆる場面で一緒に活動する中で、ネイティブな英語に自然に触れ、生徒が英語を使う機会を増やします。



**(2) 児童・生徒の交流を通して、「豊かな心」を育みます。**

児童、生徒の交流は、これまでも盛んに行われてきています。小中合同の部活動やクラブの練習、合同コンサート、中学生による小学校での学習支援、合同あいさつ運動、音読副読本の活用を図った群読の交流など、学校の実情に合わせて様々な取り組みがなされています。

様々な実践をもとに、各中学校区で特色ある取り組みを進めます。

活動交流

(例) ・部活やクラブ、行事での交流

- ・あいさつ運動
- ・合同児童・生徒会
- ・音読
- ・小学生の中学校体験ウィーク
- ・中学卒業前に小学校でのボランティア活動



**(3) 地域による協働の取り組みで、教育力の向上を図ります。**

学校では、これまでもPTAや地域の方々からたくさんの支援をいただいています。また、地域の方を学校へ招いたり、地域の行事等へ参加したりしてきました。

これを小中一貫した教育の観点から、各中学校区で、9年間を通した地域との関わりにしていけます。

協働の取り組み

- (例) ・合同家庭教育学級
- ・学校サポートボランティアのコーディネート
  - ・合同学校評議員会(流山版)
  - ・地区の集いの活用
  - ・学校支援地域本部

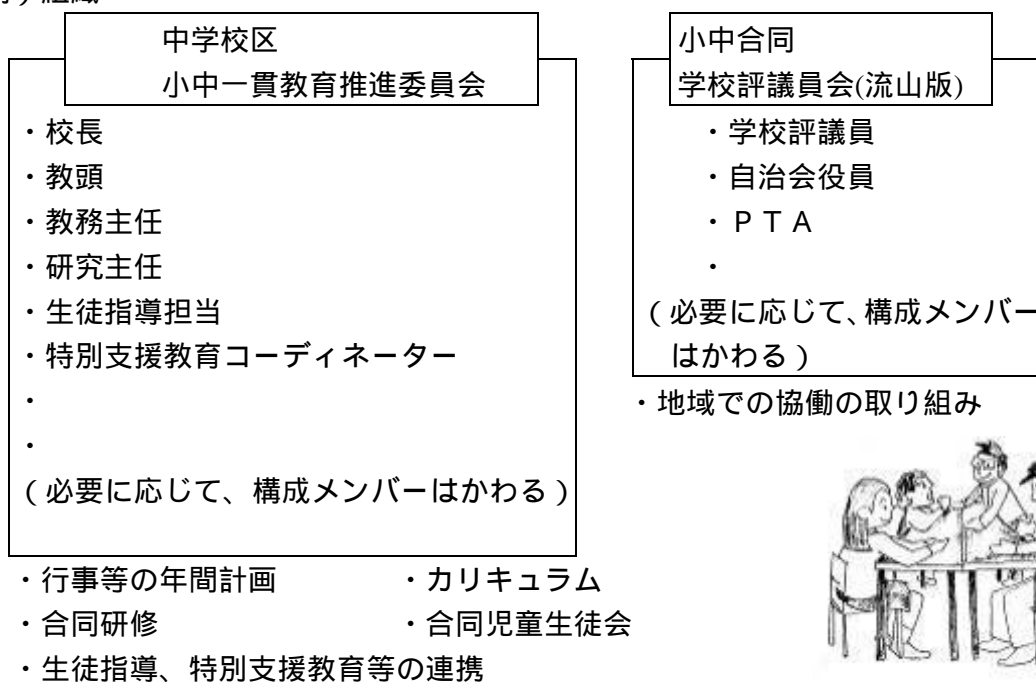


### 3 計画的な推進

小中一貫した教育を進めるにあたっては、一気に行うのではなく、これまでの各中学校区の特色ある取り組みを生かしながら、段階的に推し進めることが大切です。

そのためには、中学校区ごとに、推進委員会を組織することが考えられます。小中一貫した教育を推し進めるにあたり、この組織を活用することで、各中学校区の特性と、それぞれの小・中学校の独自性を生かしながら、計画的に取り組むことができます。

(例) 組織



卒業生が複数の中学校に分かれて進学する場合や、距離の離れている学校同士などでは、連携の在り方に工夫が必要な場合があります。また、小学校から中学校へのギャップを埋めることばかりでなく、子どもたちの成長のきっかけとなるように、適切な高さのハードルを自ら越えていくことも大切にしていきたいと思えます。



## 4 施設一体型小中一貫教育校の教育

新設される施設一体型の小中学校では、児童・生徒が日常的に同じ敷地の中で生活し、教職員の連携がとりやすいことから、流山市が進めている小中一貫した教育をさらに効果的に進めることができます。

図6-7 学びの多様性



つながる空間と時間の中で、理想的な小中一貫教育が行えます

多様な学びが児童生徒ひとりひとりの力を伸ばしていきます

### (1) 教員の連携による 確かで多様な学びの提供をします

#### 確かな学力

授業参観、合同授業、合同研修、研究会、カリキュラム開発など、併設であることを生かした教職員の交流を行い、小中9年間の学びの連続性を踏まえた確かな学力を身につけさせます。

#### 一部教科担任制

中学校へのスムーズな移行を考え、5年生から専門性の高い教科を中心に、一部教科担任制に取り組みます。

#### 丁寧な学習

小中の教員とサポート指導員が連携し、ひとりひとりの理解やつまずきに応じた学びを提供できます。

#### 多様な学び

小中学校の教職員の資質を生かし、総合的な学習の時間や特別活動、部活動等において、子どものニーズに応じた、多様な学びを提供します。運動、芸術、音楽、伝統芸能等、児童・生徒の興味関心に寄り添いながら、力を伸ばしていきます。

#### きめ細かな支援

教職員が9年間の児童・生徒の発達を見守ることで、一貫した生徒指導を行うと共に、より深い児童・生徒理解に基づいたきめ細かな支援ができます。

## (2) 多岐にわたる児童・生徒の交流が豊かな心を育みます

### 日常的な交流の中で

共用部分も多い新設校の施設で過ごす児童・生徒は、一緒に学ぶ総合的な学習の時間や、あいさつ運動等の特別活動への取り組み等、日常的な交流の取り組みの中で、互いを思いやる豊かな心を育みます。

### 高い専門性

小学校での音楽や芸術、運動等への取り組みの専門性を高め、個性に応じた良さを伸ばすことができます。

### 多様な体験活動

小中合同での避難訓練やスポーツや文化のイベント、学年単位での合同の活動の工夫が容易にでき、多様な体験活動を工夫できます。



### 自己有用感の高まり

児童・生徒の関わりの中で、互いに自己有用感を高め、自らの良さを生かすことや、これからの生き方について考えるようになり、生きる力が身につきます。

## (3) 地域コミュニケーションの重要な拠点に

### 保護者・地域との強固な連携

児童・生徒そして保護者にとっても、長い間互いに関わることになる学校です。保護者との連携や協力体制も強固なものが期待できます。

### 安全で安心感のある地域を育む

学区を協働できれいにしたり、地域の交流を促す行事を企画したりする中で、保護者との連携や地域と共に歩む学校づくりを進め、安全で安心感のある地域に育むための一翼を担います。

## 第7章 アンケート調査結果

今回小中学校併設校を建設するにあたって、広く意見を求めるために、2種類のアンケートと1種類のヒアリングを実施しました。最初に行ったアンケートは、併設校の近隣の学校となる小中を2校ずつ、合わせて4校の自治会長・学校評議員、PTA役員、教職員に、学校設置のありかたや併設校の施設についての意見、小中併設となることや共用についての考え等を知るために、封書で配布、回収を行いました。

また、本市には、小中一貫した教育を行う際の、連携しあう1つのグループとして各中学校区があり、各中学校区の学校間で連携しながら、第6章の小中一貫教育のねらいに迫る実践を行っています。そこで、2つめのアンケートは、主に小中で共用する施設について、教職員の意見や考えを聞くために、各校の教務主任と研究主任にアンケートを依頼し、中学校にそれぞれの中学校区分の回答を集約してもらいました。

平成21年4月に移転し、新校舎となった小山小学校の校舎建設は、文部科学省委託事業として「幼稚園、小学校及び中学校施設整備指針改訂に係る事例集検討委員会」で発行した「これからの小・中学校施設（平成22年6月）」に、紹介されています。この冊子は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、学校建設の計画や設計において役立てるための先進事例集です。全国に紹介されている小山小学校の事例を、新しい学校づくりである併設校の校舎建設や施設整備等での大いに参考にすべき施設と捉え、小山小学校の施設を2年間使用して、そのメリットやデメリットについて、併設校の建設に生かす目的で、小山小学校の教職員にヒアリングを行いました。

以下、アンケートとヒアリングの結果を記します。

### (1) 併設校の近隣となる学校へのアンケート

#### アンケートの目的

併設校を建設するにあたって、どのような学校であってほしいか、必要だと考える施設、併設して建設することや小中で施設を共用することについての考え等を知るために、項目をしぼって実施しました。

#### アンケート実施内容

実施時期：平成23年3月11日から同年3月25日まで

実施校：小山小学校・流山北小学校・南部中学校・西初石中学校区

自治会長・学校評議員76名、PTA役員104名、教職員130名

**合計310名配布**

実施方法：学校経由で配布・回収（PTA役員・教職員）

郵送で配布・回収（自治会長・学校評議員）



### アンケート設問要旨

#### 1. ご自身についての質問

【1】回答者の属性      【2】回答者の居住する校区または勤務先

#### 2. 新しい学校づくりに向けた整備方針についての質問

学校づくりを具体化するために、特に大切な第3位までの項目を順位選択

【1】地域と学校の連携などの項目      【2】学校施設などの項目

#### 3. 小中学校の併設に関する質問

【1】併設校の整備について

【2】学校施設の共用について

【3】共用すべき施設とその理由

【4】共用する施設が必要ない理由

その他ご意見

### アンケート結果

#### 回収結果

・配布数310件      回収数196件      **回収率63.2%**

・回収内訳（各属性別配布数に対する割合）

自治会長・学校評議員38名      50.0%

P T A役員40名      38.5%

教職員118名      90.7%

#### <属性別回答結果の比較>

##### **A 地域と学校の連携などの項目**

以下の項目から、重要だと考える項目を、選択肢から順位をつけて3点選択。

1. 優れた防犯性能を有する学校
2. 誰にでも使いやすい学校（ユニバーサルデザインの導入）
3. 地域のみなさまが協働、参加できる学校（地域の核）
4. 環境にやさしい学校
5. いざという時、地域防災の拠点となる学校
6. その他（具体的に記入）

#### 上位第3位までの項目

第1位：「いざという時、地域防災の拠点となる学校」

第2位：「誰にでも使いやすい学校（ユニバーサルデザインの導入）」

第3位：「優れた防犯性能を有する学校」

### 属性別の選択結果と分析

- ・各属性において、上位第3位までの項目は、回答項目の66.3%を占めました。  
1位に回答した項目を3ポイント、2位に回答した項目を2ポイント、3位に回答した項目を1ポイントとした場合、上位第3位までの項目は、回答項目の70.1%となりました。
- ・共通の項目以外では、自治会長・学校評議員は第3位が「環境にやさしい学校」の項目でした。

ユニバーサルデザインを導入し、誰にでも使いやすい学校づくりを基本として、3月11日に起きた東日本大震災の被災地を他山の石とし、いざという時、地域防災の拠点となることを前提にした施設の工夫、また、防犯という点からも、児童生徒の安全についての視点が重要と判断できます。

### **B 学校施設などの項目**

以下の項目から、学校施設として、必要であるとする施設、設計の考え方について、選択肢から順位をつけて3点選択。

1. 学年を超えた児童・生徒の交流の場の設置
2. 快適な生活空間の設計
3. 個性化、多様化、国際化に対応できる空間設計
4. 心をいやし、心を育むカウンセリング施設の充実
5. 教科に特化した、教科型教室の設置
6. 特色ある学校施設
7. その他（具体的に記入）

#### 上位第3位までの項目

- 第1位：「学年を超えた児童・生徒の交流の場の設置」
- 第2位：「個性化、多様化、国際化に対応できる空間設計」
- 第3位：「教科に特化した、教科型教室の設置」

### 属性別の選択結果と分析

- ・各属性において、上位第3位までの項目は、回答項目の54.7%を占めました。  
1位に回答した項目を3ポイント、2位に回答した項目を2ポイント、3位に回答した項目を1ポイントとした場合、上位第3位までの項目は、回答項目の61.2%となります。
- ・自治会長・学校評議員、PTA役員ともに上位3項目が「学年を超えた児童・生徒の交流の場の設置」、「快適な生活空間の設計」、「個性化、多様化、国際化に対応できる空間設計」であったのに対して、教職員の上位3項目は「教科に特化した、教科型教室の設置」、「心をいやし、心を育むカウンセリング施設の充実」、「個性化、

多様化、国際化に対応できる空間設計」でした。

「学年を超えた児童・生徒の交流の場の設置」、「快適な生活空間の設計」を基本として、「教科に特化した、教科型教室の設置」、「心をいやし、心を育むカウンセリング施設の充実」、「個性化、多様化、国際化に対応できる空間設計」の項目の視点が重要と判断できます。

#### 併設の整備についての項目

小中学校の併設校の整備について、自分の考えに近いものを1点選択。

1. 小中学校併設の整備では、9年間を通した教育が実践できる施設整備を実施してほしい。
2. 小中学校併設の整備は、9年間を通した教育にこだわらず、従来型の施設整備を実施してほしい。
3. よくわからない。
4. その他（意見を記入）

上位第2位までの項目

第1位：「小中学校併設の整備では、9年間を通した教育が実践できる施設整備を実施してほしい。」

第2位：「小中学校併設の整備は、9年間を通した教育にこだわらず、従来型の施設整備を実施してほしい。」

#### 属性別の選択結果と分析

- ・各属性において、「小中学校併設の整備では、9年間を通した教育が実践できる施設整備を実施してほしい。」の項目が第1位であり、回答項目の64.9%でした。一方「小中学校併設の整備は、9年間を通した教育にこだわらず、従来型の施設整備を実施してほしい。」は、回答項目の22.0%でした。

小中併設における施設整備においては、9年間を通した教育が実践できる施設整備を実施してほしいという意見が多かったのですが、従来型の施設整備のほうが良いのではないかと考える意見も全体の4分の1弱見受けられました。併設校の施設整備は、9年間を通した教育が実践できる施設整備を行ってほしいという期待の高さを受け止め、小学校も中学校も必要な施設の整備はそれぞれに行うという従来型の面にも配慮しつつ、小中が併設することによってメリットを生かせる施設整備を共用することが大切だと考えます。

**共用の必要性についての項目**

小中学校の併設校の普通教室以外の施設の共用について、自分の考えに近いものを1点選択。さらに、1か2を選択した方は、具体的な施設名とその理由を記入。3を選択した方は、その理由を記入。

1. 共用可能な施設は、積極的に共用すべきである。
2. 施設の内容により共用すべきである。
3. 小学校・中学校単独で施設を設置。共用する施設はない。
4. どちらともいえない。

## 上位第2位までの項目

第1位：「施設の内容により共用すべきである。」

第2位：「共用可能な施設は、積極的に共用すべきである。」

## 属性別の選択結果と分析

- ・各属性において、「施設の内容により共用すべきである。」の項目が第1位であり、回答項目の50.6%です。第2位の「共用可能な施設は、積極的に共用すべきである。」と合わせると、施設の共用に賛成する意見は、回答項目の72.7%でした。一方「小学校・中学校単独で施設を設置。共用する施設はない。」は、回答項目の15.3%でした。

P T A 役員、教職員ともに、共用に対して不安を感じる回答が少なからず見られました。その理由等から、児童・生徒の発達段階における体格差を考慮して、施設を安全に、かつ使用しやすいつくりにすること、また管理面等に配慮をしていく必要があることを考慮すべきと考えます。

## &lt;記述・意見の概要&gt;

**A 地域と学校の連携などの項目**

## &lt;全体集計&gt;

第1位：「いざという時、地域防災の拠点となる学校」

第2位：「誰にでも使いやすい学校（ユニバーサルデザインの導入）」

第3位：「優れた防犯性能を有する学校」

通学路の安全やグラウンドや校庭、駐車場を広く、という意見がありました。

**B 学校施設などの項目**

## &lt;全体集計&gt;

第1位：「学年を超えた児童・生徒の交流の場の設置」

第2位：「個性化、多様化、国際化に対応できる空間設計」

第3位：「教科に特化した、教科型教室の設置」

自治会長・学校評議員、PTA役員に共通して、凝った施設にするよりもシンプル・安全性を重視してほしい、他の小中学校と比べて贅沢にすべきではない、という意見がありました。

**併設の整備についての項目**

PTA役員と教職員を合わせて4件の記述がありました。4件ともに、小中学校の併設に対する施設設備への不安や、配慮を求める意見でした。

- ・小中学生が共通に活用できるスペースも大切と考えるが、成長段階をふまえた教室などの整備も大切だと思う。
- ・児童同士でのいじめや子どもの早熟な面なども含めた解決案が先。
- ・中学生といえば思春期にも当たる。その中で幼い小学1年生などは交流できるのだろうか。反対に中学生が幼児化することはないのだろうか。
- ・小学生低学年と中学生では体格も行動も大きく違うことを十分に配慮してほしい。

**共用の必要性についての項目**

第1位の「施設の内容により共用すべきである。」と第2位の「共用可能な施設は、積極的に共用すべきである。」を合わせると、施設の共用に賛成する意見は、回答項目の72.7%でした。共用する施設名称は、243件の記述が見られ、体育館・ランチルーム・プールの3施設で全体の5割以上(53.9%)を占めています。結果は図7-1にまとめています。37件記述があった特別教室については、次ページの図7-2に内訳をまとめています。

図7-1 共用すべき施設のアンケート項目で回答された施設

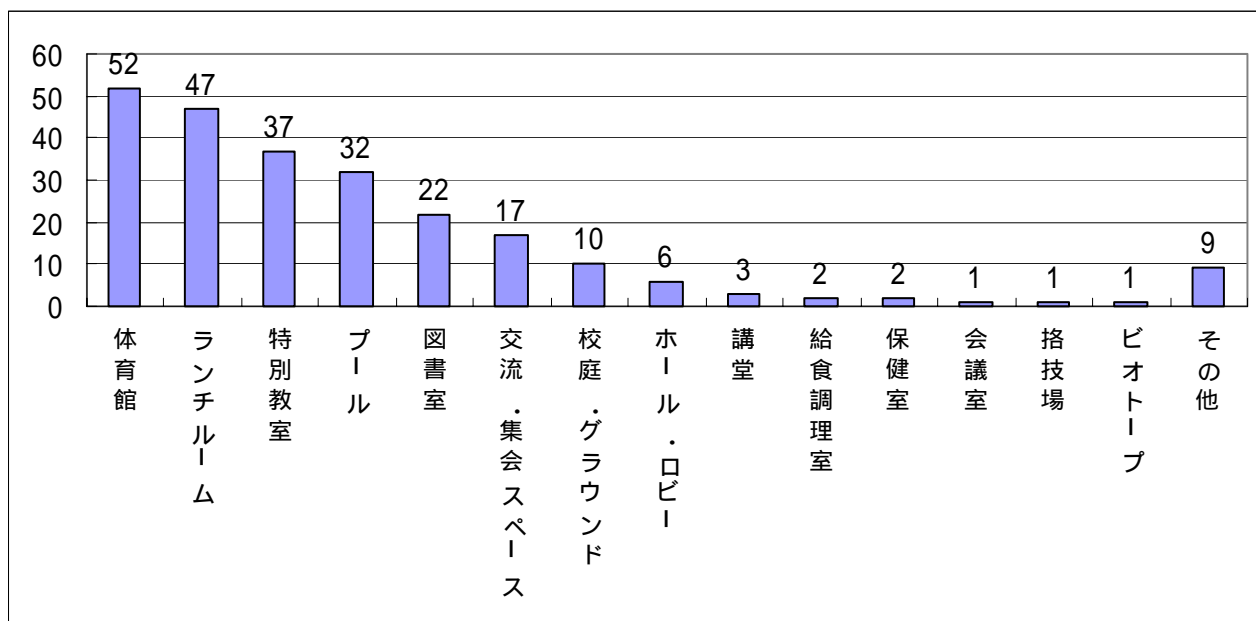
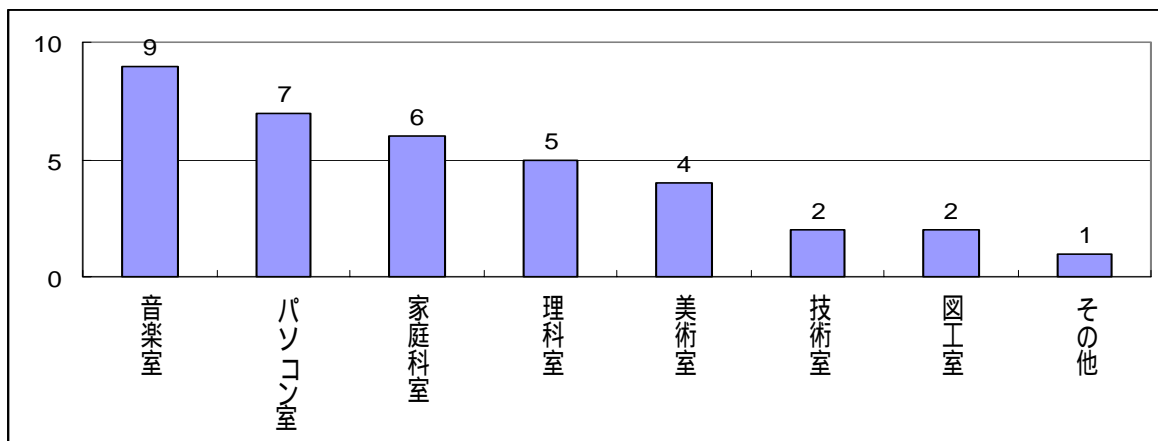


図7-2 共用すべき特別教室のアンケート項目で回答された特別教室



共用すべきと思われる理由（記述数 1 1 2 件）

<理由のキーワード>

- ・児童生徒の交流を持てる
- ・施設設備費の節約
- ・職員の交流
- ・施設の合理化、有効利用
- ・地域の活性化
- ・地域のイベントに活用

共用する施設が必要ない理由（記述数 2 4 件）

<理由のキーワード>

- ・体格差と年齢差がある
- ・活動に制約
- ・施設を使用する学級数の増大
- ・管理面
- ・中学生が部活で使用
- ・発達段階が違うので合わせられない

**その他、ご意見**

<自治会長・学校評議員>

- ・年齢による体格差に配慮して、大きめに確保してほしい。
- ・段差のある建物は使いにくい。
- ・建設工事中の安全確保。
- ・小中一貫校について理想的な反面、不安もある。とらわれすぎないことを希望。
- ・自然光をふんだんに取り入れた明るい校舎を。
- ・有料の駐車場、避難場所、防災拠点施設など、運用できる広さの設計を。
- ・安全な通学路の確保を。
- ・小中一貫に魅力は感じない。年齢にあった対応・指導が大切。
- ・広さに余裕のある建物を。

## &lt; P T A 役員 &gt;

- ・学年や年齢の枠を超えた教育、地域やその住民との交流が生かされるように。
- ・新しいことにチャレンジするのも大事だが、土曜日に学校で復習などができる方策はないか。
- ・小中はお互いのことを知らなさ過ぎると思うことがある。交流で学校生活に広がりを持たせられる。
- ・小中併設であれば、駐車場や駐輪場を充実させてほしい。
- ・学級数の増減に対応できるつくりにしてほしい。
- ・地域の人たちが講座を開いたり、料理教室をしたりできる施設利用ができるようになればと思う。その場合、ネットや携帯から予約・キャンセルができるシステムを導入してほしい。
- ・災害時の避難場所としての学校整備を期待したい。
- ・デザインにこだわり過ぎず、誰が見ても良いと思えるデザインに。
- ・オープン教室やランチルームは必要ないのではないか。
- ・9年間でいじめがあったりした場合、どうなのか不安だ。
- ・共用が多いと安全面で心配である。
- ・一貫した教育は必要だが、効率化のみを求めてほしくない。

## &lt; 教職員 &gt;

- ・体育施設の共用は不便になる可能性があるから、よく考えて設置を。
- ・同じ学校にすると、小学校から中学校へはばたく気持ちの成長が失われないか。
- ・オープンスペースは震災のことを考えても、とても良かった。
- ・冷暖房を効率よく使う工夫が必要だろう。
- ・小・中で管理する者やセキュリティをはっきり分けたほうが良い。
- ・給食調理施設は、デザインよりも使いやすさを重視。
- ・簡単に（併設校への）転校を考えるようでは困るので、学区の制限を。
- ・交流するための行事よりも、普段の生活で交流できるような設備を。
- ・職員の収納スペースがほしい。
- ・教室の近くに個別指導できる部屋がほしい。
- ・小中の教科の備品がそれぞれ違うので、まとめると物がおけなくなるのではないか。

## (2) 小山小学校教職員からのヒアリング

## ヒアリングの目的

小山小学校は、「多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供」「情報環境の充実」を重視して、地域ふれあいセンター・児童センター・学童クラブを併設し、平成21年4月に開校しました。普通教室と一体的に利用できる多目的スペースや低学年クラス専用のテラスや手洗い場、高学年クラスのゼミ室、校内



無線LANによるICTの充実など、さまざまな工夫をこらした小学校で、たくさんの視察者が訪れています。小山小学校での良さを併設校建設に生かすために、実際に児童と生活をともにする教職員の声をヒアリングすることとしました。

#### ヒアリング実施内容

実施時期：平成23年4月19日

実施職員：小山小学校教職員

#### ヒアリング結果

##### < 児童の日常生活の観点から >

- ・ オープンスペース、ガラス張りで死角や密室を作らないのは良いと思う。その分従来の教室のように、教室を男女で分けるなどして児童を更衣させることが難しいため、更衣室があればさらに良かった。
- ・ 地震で停電した際、窓の無いトイレは昼でも真っ暗になってしまったので、できればトイレは窓があるほうが、緊急時は使いやすいかもしれない。
- ・ ユニバーサルデザインは非常に良い。
- ・ 小ホールやランチルームのスペースは、とても便利である。学年で集会を持ったり、食事をとったり、有意義に活用している。

##### < 児童の学習の観点から >

- ・ 非常に使いやすく、学習しやすい施設である。
- ・ 図書室とコンピュータ室が隣りあっているのは、調べ学習など、非常に便利だ。
- ・ 体育館が広く、とても良い。ギャラリーがあると、見学時や行事等で、さらに良かったかもしれない。

##### < 教職員の指導の観点から >

- ・ LANが非常に便利である。
- ・ 体育館に簡単な昇降口（下足置き場）があると、行事の際、保護者等が体育館に直接入場できるので、さらに便利だろう。

##### < 地域交流施設の観点から >

- ・ 駐車場の容量がもう少し多いと、体育館を使用してのスポーツ大会等、地域としても便利だろう。
- ・ 地域のふれあい施設が中央部にあるので、赤ちゃんやお年寄りが敷地に歩いているのは、教育的な意義がある。
- ・ 体育館はほぼ100%に近い、地域の利用状況がある。

< 防犯・安全の観点から >

- ・ ガラスが多く、オープンで非常に良いのだが、地震等で児童が避難する経路には、ガラスを少なくするなど、配慮したほうがより安全かなと思った。
- ・ 保健室から校庭が見えるのは非常に良い。ただ、職員室や教室から校庭が見えないので、目が行き届くように気をつけている。
- ・ ウッドデッキは非常に良い施設だが、冬になって霜がおりたり、雪が降ったりすると滑って危険なので、通行・使用禁止になるという側面もある。
- ・ 当初は周りに建物がなく、開放的で快適だったプールだが、今は学校の周りに高層マンションができて、視界に入るようになってしまった。

(3) 中学校区ごとのアンケート

アンケートの目的

実際に施設を使って教育活動をする教職員に対して、市の小中一貫した教育の目的に照らし合わせながら、教職員が連携する施設、児童・生徒が交流する施設、地域に開放する施設等への考えを知るために、実施しました。

アンケート実施内容

実施時期：平成23年4月21日から同年5月20日まで

実施対象：市内全小中学校（小学校15校、中学校8校、合計23校）

実施方法：市で小中一貫した教育を推進する単位とする、各中学校区で意見を集約し、提出

アンケート設問要旨

1. 小中併設校で、教職員が交流しやすい施設・整備にするために、共用したほうが良いと思われる施設。
2. 小中併設校で、児童・生徒が交流しやすい施設・整備にするために、共用したほうが良いと思われる施設、または新しい施設。
3. 小中併設校で、地域による協働という観点から、施設・設備に関してどのような工夫が考えられるか。

その他、意見

アンケート結果 ( )の数字は、8中学校区のうち、いくつの中学校区が回答したかの数を示します。最大で(8)になります。

### **教職員が交流しやすい施設・整備にするために共用したほうが良いと思われる施設**

全体結果

#### **・職員室(8)**

- <理由>
- ・情報交換がしやすく、今何をやっているのか、お互いの仕事の大変さや相互理解が深まるので。
  - ・第1(小学校)第2(中学校)と部屋は別でも、その間にオープンスペースを設け、先生方が交流しやすくしていくことが望ましい。
  - ・校長を中心とした学校運営を進めていく上で重要。情報の共有・価値感の共有ができる。
  - ・会議、教員以外の先生とも交流しやすい。
  - ・日常、先生方が意見交換や情報伝達等、様々なことを容易に話すことができる場として大切である。
  - ・情報交換がしやすくなる。
  - ・郡山市の明健中学校に国内派遣で訪問した際、小中一緒の職員室で、パーティション等はなかった。職員が互いに児童・生徒の成長や、さまざまな課題に対する情報が適切に得られているのが見られた。その他、職員同士が知り合い、交流するのに適している。
  - ・子どもの話題が共有できる。
  - ・まずは、教員同士が交流しやすい環境を整えることが、交流の大前提であり、職員室が別々である環境では、真の交流は行い得ない。
  - ・職員が自由に語り合えるようなスペースがあるという前提が、職員室の共有には不可欠である。
  - ・行事や学習指導、生徒指導等の情報を共有することができ、また小中で系統だてた指導にも結びつく。

#### **・教科資料室・教具倉庫、特別教室の教科準備室(7)**

- <理由>
- ・小学校1年生から中学校3年生までの教科指導内容等の確認・把握ができ、領域の連携もできる。
  - ・キャリア教育に関しても、小中での重複の解消などができる。
  - ・学習の遅れを遡って勉強し直す時など、資料がそろっていると活用しやすい。
  - ・教具がいろいろと共有して使えるようになるため。
  - ・教科ごとに小中で一貫したのがあると、系統だてた指導に役立つと思う。
  - ・備品、消耗品など共通で使用できるものがある。
  - ・特に理科や音楽は共用できる職員も多く、教師の情報交換の一助に

なる。

- ・音楽や家庭科など、教科について情報交換しやすく、系統だてた指導ができる。また、他の教科や道徳、総合学習などを、系統的に配置し、活用できる。
- ・職員の交流のほか、備品、資料等を共有できる。また研究（研修）の推進の観点からも効果が期待できる。小中の指導の流れが互いにかかる。特別教室を設置する棟を共用することで、教科の部屋の共用が達せられると考えられます。
- ・スケールメリット（規模を大きくすることにより得られる効果のこと）による、施設の充実を図ることができる。
- ・実験の演示や安全等への配慮等の技術について、互いに教えあう環境が整う。

#### **・ 研修室・会議室（6）**

- <理由>
- ・小中の先生方全員が入って会議ができる大きさの会議室が1つは必要。
  - ・各学年の教材保管や会議に利用できると良い。
  - ・小中の担当者が会議をしたり、合同研修したりするスペースが必要である。
  - ・小中で研修をしたり、作業をしたりする時などに便利。
  - ・50人前後の教職員が一同に介して話し合いができるスペースがあると、有効的な活用が図れる。
  - ・職員室よりも情報交換しやすい。
  - ・小中の職員による会議等を開き、両者の意思統一が図られる環境が整う。
  - ・引継ぎ、特に生徒指導の諸問題について話すことができる。

#### **・ 事務室（4）**

- <理由>
- ・備品・消耗品等の購入で、小中で相談し、効率化を図るため。
  - ・事務の効率化、職員の交流が図れるため。
  - ・いわゆる事務の共同実施が、通常の業務形態の中で実現される。
  - ・共用することで全職員の事務を把握することができ、さらに共同実施も実施されていることから効率化が図れる。

#### **・ 図書室（3）**

- <理由>
- ・教材の準備に資する場所としても大切である。（広い図書室を作ることで、一般の方々にも開放できるのでは。）
  - ・資料がたくさんある。
  - ・委員会活動が一緒にできる。
  - ・小中学生から一般まで利用が可能。

**・談話室または共有の休憩室（3）**

- <理由> ・情報の共有、交流の場となる。  
 ・情報交換を日常的に行うことができる。  
 ・小中の職員の交流を目的とした部屋となるため。

**・多目的室（2）**

- <理由> ・交流学习や異学年活動ができる。パーティションなどで大きさを  
 変更できると、いろいろと使用できる（集会など）  
 ・様々な交流を進めることができる。

**・印刷室（1）**

- <理由> ・数台の印刷機を共用することで、作業しながら情報交換ができる。

**・グラウンド（1）**

- <理由> ・小学校の高学年と中学生の部活動の指導を、小中で一緒に行える。

**・ランチルーム（1）**

- <理由> ・給食だと手軽に交流できる時間がとれる。

**・多目的ホール、コンサートホール（1）**（理由の記述なし）

## その他、ご意見

- ・研修室や談話室、相談室など、職員が交流できる部屋の設置。
- ・学年を越えて、全職員が利用できる部屋があると良い。
- ・色々な施設・設備を共用することによって、情報も共有でき、また、効率化も図られ、経費の削減にもつながる。
- ・小中の先生方のペースが違いすぎて、勤務時間内での交流はかなり厳しいと思われる。
- ・職員室に可動式の仕切りがあると良い。
- ・いろいろ出たが、そもそも小中の先生方が一緒に話し合ったり交流したりすることがどれだけあるのか疑問です。共用してメリットもあるが、デメリットも多いのではないかと。
- ・職員室は2つ必要。特別教室は小中各1つずつあった方が便利。
- ・小学生が利用しやすい配慮が必要だと思われる。体育館・グラウンド・プールについては、小学校・中学校において別々に設置することが必要であると思われる。
- ・楽器、遊具、図書が共用できると予算的に節約できる。
- ・実現は難しいのかもしれないが、気楽に話をしやすい談話室のようなものがあると、より充実した交流が可能になるのではないだろうか。

児童・生徒が交流しやすい施設・整備にするために、共用したほうが良いと思われる施設、または新しい施設

#### 全体結果

##### ・ランチルーム、昼食用ホール（7）

- <理由>
- ・小学校1年生から中学校3年生まで一緒に食事をとることにより、児童・生徒の一体感が生まれ（異学年交流）、上級生や先輩としての自覚（マナーやモラルの向上）も高められる。
  - ・小中児童・生徒の交流や調理員さんとの交流。
  - ・小中の交流を深めるため、学年や学級単位で会食会などをする部屋があると良い。
  - ・昼食での児童・生徒の交流は日常化でき、イベントなども組めそうである。
  - ・一緒に食べることで、交流できる。
  - ・食育の推進、給食による交流が容易になると思います。中学生が、小学生（特に低学年）の世話をするなどの活動も期待できる。
  - ・小中生と一緒に給食をとることで、会話も弾み、気楽な雰囲気の中で、交流ができる。
  - ・小中学生が食事を共にしながら語り合うことができる。

##### ・図書室（7）

- <理由>
- ・専任の司書教諭が管理し、発達段階に応じた選書により、児童・生徒の読書への意識も高まると思う。
  - ・読み聞かせなどに使えるし、蔵書の数も増やせる。
  - ・交流しやすいし、本の数量も増える。
  - ・地域に開放し、地域のボランティアによる図書の管理ができる。
  - ・学校の総合情報センターとして機能させ、交流学习の充実が期待できるため。大人も活用できる蔵書にし、地域へも開放していく。図書閲覧室を用意し、ゆったりとしたスペースを取り、本をゆっくり読める。
  - ・中学生が小学生に勉強を教える場として、また、同様に中学生が小学生に読み聞かせを行うことで、より充実した交流が可能になる。
  - ・小中の図書室を共用することで蔵書数も増え、また読書活動を通しての交流が図れる。

##### ・多目的室（6）

- <理由>
- ・シスター交流ができる部屋・スペースがあると学年を超えての交流ができるので良い。
  - ・目的に合わせた人数での活動で、交流を図りたい。

- ・集会を開いたり、一緒に会議をしたりできる。
- ・社会教育への提供や、会議室等として地域に開放。
- ・各種整備の充実により、より交流学习が容易になるため。
- ・児童・生徒の様々な交流を持つことができる。体育館以外で、ある程度の空間のある部屋で話し合いや活動する場があると良い。

### ・体育館(3)

- <理由> ・大体育館、小体育館等、より幅広い用途に応じた施設が考えられるため。
- ・体育館の小学校～中学校の利用は、ゆくゆくは部活動につながると思います。
- ・スポーツ少年団、部活動の連続が可能になるので、地域人材等の活用で、少人数でも活動できる。

### ・プール(2)

- <理由> ・合同の部活動ができる。また、市内の水泳部の練習拠点、市民への開放も考えられる。

### ・オープンデッキ(2)

- <理由> ・校庭とは違った憩いの場、交流の場となる。

### ・オープンスペース(2)

- <理由> ・小学校1年生から中学校3年生まで、誰もが使える部屋を設けることにより、交流を深められるのでは。
- ・小中の施設の間にオープンスペースを広くとることで、互いの集会や発表等が容易に行え、交流を深められる。

### ・第2校庭(2)

- <理由> ・中学生の蹴ったボールなどを気にせず、小学校低学年の生徒が安心して遊べ、中学生が遊びに加われるような広さのスペース。遊具・砂場を設置。
- ・小学校低学年の児童も安心して遊べ、かつ中学生も遊びに加われるぐらいの広さのスペース。

### ・児童会室、生徒会室(2)

- <理由> ・互いの交流の場になる。
- ・合同の活動が期待できるため。

### ・多目的ホール、発表用ホール(1)

- <理由> ・様々な発表、行事等で活用でき、交流の場となる。

### ・大講堂(1)

- <理由> ・全学年が入る大きさのものは絶対必要だと思う。当然、いろいろな機器も。



**・トレーニングルーム(1)**

<理由> ・トレーニング機器などを備え、小中学生が同時に利用できる施設が必要。

**・コンピュータ室(1)**

<理由> ・スケールメリットによる設備の充実化を図ることができる。

**・家庭科室(1)**

<理由> ・調理スペースと会食スペースを分けて共用することで、食育を通した互いの交流が図れる。また、会食スペースを他の用途での活用に生かすことができる。

**・音楽室(1)**

<理由> ・小中合同の音楽活動が、継続してできる。

**・図工室(1)**

<理由> ・部活動等での技能向上。

**・英語教室(1)**

<理由> ・DVD、絵、カード、本など共用できれば良い。小中学校の教員が交流できる。

**・体育(石灰)倉庫(1)**

<理由> ・ラインカーやメジャーは地域スポーツでも授業でも使うものだから。

**・昇降口(1)**

<理由> ・毎朝必ず顔を合わせることで、関わりが増える。

**・教育相談室(1) (理由の記述なし)**

## その他、ご意見

- ・行事や学習といったカリキュラムによる交流と休み時間等に交わす生活上の交流がある。双方ともバランスよくできるような施設・設備にしたい。
- ・部活動も一貫を考えるのであれば、部活動ルームがあっても良いのでは。
- ・トイレの床の素材は、表面に溝の無いものが良い。溝や模様があると砂埃が溜まりやすく汚れが取れにくいいため、掃除が非常に大変である。
- ・体育館、音楽室、理科室、家庭科室などは別々に作らず、施設・設備を充実させたほうが良いという意見と、小・中の学級数を考えると、共用にすることで授業に支障が出るのでは、という意見もあった。
- ・空間的なゆとり、温かみのある建材の色、公園のようなくつろげる場所があると良い。
- ・体格が違って使用しやすい、机・椅子が必要。
- ・共用スペースは、清掃活動でも小中の交流ができる。
- ・基本的には、全ての施設の共用が理想的ではないだろうか。(体育などの、共用することで、安全上の配慮に不安が残る(種目等の違い等から)場合を除く)

- ・児童・生徒の交流の場は、それぞれが行きたくなる場づくりが大切だと思う。光が差し込み、木のぬくもりが味わえ、自然な交流ができる場が良いと思います。また、交流活動では、学年単位での交流が多くなると思われます。よって、交流スペースは広くとる必要があり、設備も視聴覚機器の充実が図れると良いと思います。

### **地域による協働という観点から、施設・設備に関して考えられる工夫**

全体結果

#### **・図書室（５）**

- <理由>
- ・地域に開放することで、地域の方々のボランティアで図書の管理を任せられることができると思われるから。
  - ・地域の方にも開放することにより、幅広い資料を用意できるので。
  - ・様々なジャンルの本が置いてあるため、多くの人の需要があると思います。
  - ・蔵書数や設備などを充実させて、地域に開放する。図書館司書等も、司書教諭だけでなく、地域の方にボランティアをしていただくことも期待できる。
  - ・公立図書館としての機能を付与し、地域住民が本を読むそばで、図書室を利用した学習活動が行われることで、互いに教えあったり、読み聞かせなどを行ったりしやすい環境が整う。
  - ・スケールメリットによる、図書室の充実をはかることができ、広い層をターゲットとした図書の収集が可能になる。

#### **・ボランティアルーム、会議室、学校支援者待合室（５）**

- <理由>
- ・学校地域支援本部の活動場所として。
  - ・地域の方が使用できるように、会議室を開放または地域のボランティアの方が居られる場所として活用。
  - ・学校支援として授業や朝自習のサポートに入ってもらえる方々のくつろぐ場や情報交換の場が必要。
  - ・学校を知っていただくため。
  - ・生涯学習の観点からも会議室をいくつか併設し、地域の方と共に学ぶ場として有効かと思われます。

#### **・花壇・ビオトープ・学校菜園など（３）**

- <理由>
- ・地域の方々と栽培やクリーン活動など、協働・共同管理の場所として、ほしい。
  - ・植物に詳しい方が地域にいれば、一緒に花壇やビオトープが作れる。
  - ・地域の人材を活用しながら稲作や野菜づくりを通して、互いに協働し交流を図ることができる。

**・多目的室、多目的ホール（3）**

- <理由> ・地域の会議などに活用。
- ・地域と学校が連携して行う会議、行事、作業など様々なことができる広い部屋（ホール）があると良い。
- ・小中の合同のコンサートを地域の人々に公開する場所、また、地域の人々によるコンサートを小中学校の生徒が聴く場所を設けることで、より親しみのわく、交流ができる。

**・公民館、コミュニティ施設（2）**

- <理由> ・公民館（図書館、資料館）の併設により、地域との交流が進められる。
- ・小中学校内に公民館的な施設があると、地域の連携がとれる。

**・音楽室（1）**

- <理由> ・小中合同の音楽活動が、継続してできる。

**・情報交換室（1）**

- <理由> ・地域の方の中で音楽の練習をしたい方もいらっしゃる。音楽室を開放し、利用していただくことで、授業等のボランティアをしていただくことも期待できる。

**・家庭科室（1）**

- <理由> ・地域の料理教室や手芸教室にも活用できる。

**・防災備蓄倉庫（1）**

- <理由> ・避難所になった時の、本部にもなるようなスペースがあると良い。

**・和室（1）**

- <理由> ・地域開放で利用される団体によって活用できる。お茶を飲まれるときにも対応できる。

**・オープンスペース（1）**

- <理由> ・地域の人との交流または協働の場として広いスペースの確保が必要と思われます。互いに魅力を伝え合う場になればと思います。

**・エレベーター（1）**

- <理由> ・障がい者の方用に必要。（生涯学習センターにあるような、小型のもの）

**・ガードセンター（1）**

- <理由> ・地域の方が下校時まで待つためのスペースがあると良い。

**・更衣室（1）**

- <理由> ・開放団体のためのロッカーなども必要であると思います。

**・学童ルーム（1）**

- <理由> ・空き教室を利用できる。

**・体育館（1）**    **・自習室（1）**    （理由の記述なし）

## その他、ご意見

- ・行事等で協力してもらえよう、地域の方が足を運びやすく利用しやすい空間を少しでも多く増やしていけると良い。
- ・机・作業台・椅子の高さなど、児童から大人まで対応できるような配慮が必要である。
- ・社会教育との連携により、公営施設としての活用が図れる。
- ・図書室や自習室、体育館などは、地域に開放すれば利用人口は多いのではないか。
- ・学校で児童・生徒を預かっている以上、セキュリティは必要であるが、あまりに強すぎると、地域の方が学校に入りにくくなってしまう。出入りが便利なセキュリティの構築が必要である。
- ・地域の方々に学校の実情・取り組みなどを知っていただくことから始めたい。そのためにはまず、できる限り施設を開放し、学校行事を公開し、見ていただく機会を多く取り入れ、その上で協働できると良いと思います。
- ・職員同士の交流には不要かもしれないが、地域の方々との協働という観点においては、ソファなどの置かれたサロンは不可欠であろうと思われる。できれば、湯茶のサーバーがあることが、より多くの人々を集めることにつながると思う。
- ・オープンスペースは、地域の方と発表や交流活動を図るのに有効なスペースであると思われます。また、このスペースを活用することで地域の人と共に創出することができる場として期待が持てます。

第8章 新しい学校づくりへ向けての整備方針

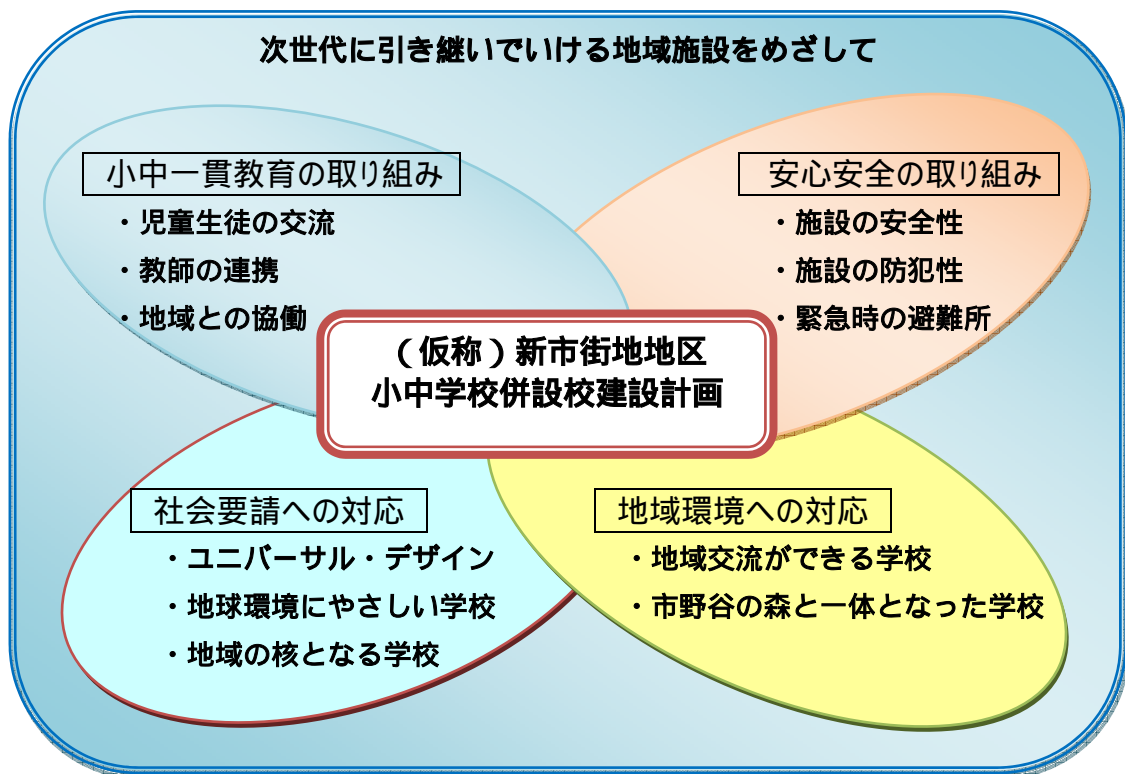
(1) 新しい学校づくりへ向けての視点となる項目

本施設は、人口の増加に対応する新設の小学校・中学校であるとともに、小中学校併設型の市立学校です。整備にあたっては、小中学校の併設に伴う効果を最大限活かし、「流山市小中一貫教育」の実現と更なる展開が行える施設である必要があります。学校施設であることから、施設全体の安心安全は、もとより、小学校及び中学校の発育段階に応じた、安心安全が確保される必要が求められます。

また、新たな公共施設としての社会的要請についても、応えていける施設であることを検討しなければなりません。

これらに基づく整備とともに、時代のニーズと本施設がおかれた地域環境に対応した次世代に引き継いでいける地域施設としての視点が求められています。

図8-1 新しい学校づくりの視点



(2) 学校づくりの整備方針

施設の整備における基本的な方針としては、学校づくりの視点(図8-1)として、流山市の学校教育のあり方、社会経済状況に対応するために、以下の4点から、その整備方針を定めていきます。

### 小中一貫教育の取り組み

小学校と中学校が併設される本施設では、本市における小中一貫した教育のリーディングプロジェクトとして、「児童・生徒の交流」、「教員の連携」、「地域との協働」が実現される施設として、整備する必要があります。小中一貫した教育のソフトの部分に対して、施設整備のハードの部分でフォローアップする計画が重要になります。具体的には、小中学校の児童・生徒が、様々な場面でお互いの姿が日常生活の中で、自然と見える施設・空間づくりを行うことがあげられます。

### 安心安全の取り組み

学校の安心安全の取り組みについては、現在までも多くの取り組みを実施してきました。これらに加えて、小学校・中学校が併設されることによる個々の安全確保、地域開放と学校施設間の安全確保が必要です。また、学校内にとどまらず、学校周辺との関係においても、安心安全が実現される必要があります。

### 社会要請への対応

社会からの要請では、最初に地球規模の問題として低炭素化社会の形成が求められています。施設設置後の運用時における低炭素化だけでなく、運用の全体のライフサイクルを通して、低炭素社会に貢献できる施設の整備を目指します。

施設整備の留意事項として、文部科学省から、小学校及び中学校学習指導要領の改訂や社会状況の変化等に対応するための施設整備指針の改定の公表がなされています。この指針に基づいて、施設の整備を実施するとともに、学校施設のユニバーサルデザイン化を目指します。

アンケートの結果から、また、小中一貫した教育の推進の点からも、本施設は地域交流ができる学校となるよう望まれています。

### 地域環境への対応

本施設の敷地は、本市の生物多様性の象徴と位置付けられるオオタカの生息地に隣接し、市の緑のコリドールにも隣接しています。この自然環境を有効に利用するとともに、生物多様性の拠点としての形状、景観が求められます。これらの環境への対応、資源を最大限に生かし、環境学習の場として機能する施設の実現を目指します。

## (3) 地域交流ができる学校

### 公共施設のおかれた状況

本市が目指す小中一貫した教育では、地域との協働の重要性をあげています。身近な地域住民とのふれあいは、地域との協働の醸成につながっていくものであり、積極的に実施されることが必要であると思われます。

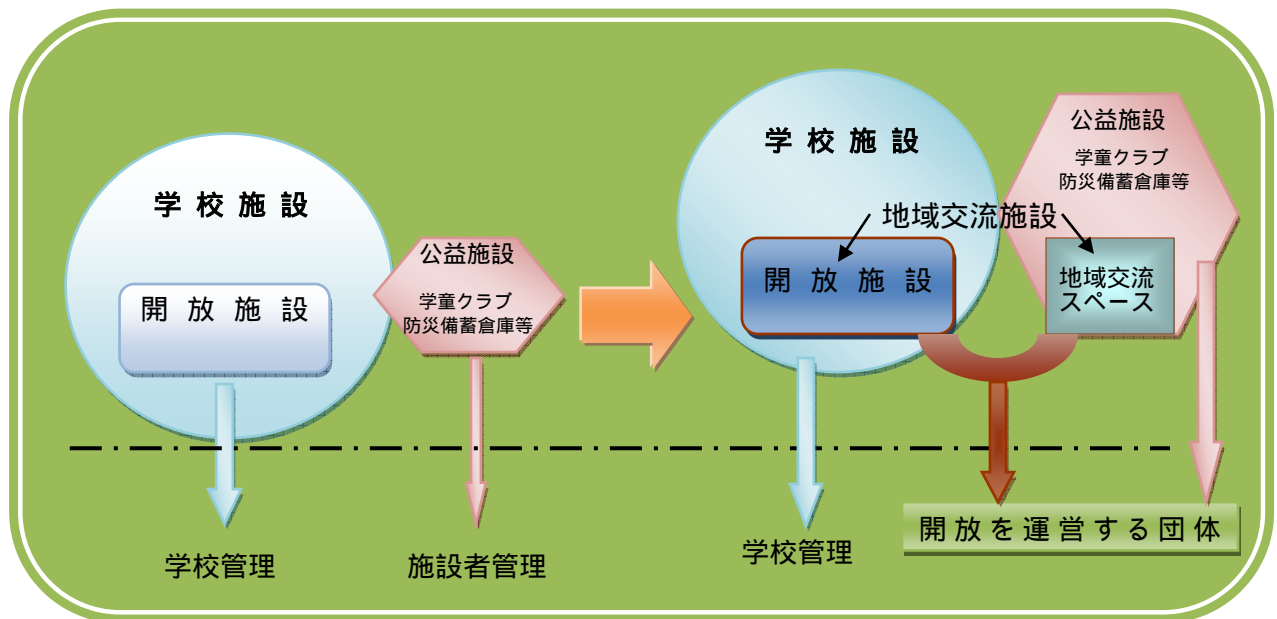
また、現在までの学校開放は、学校の安全上、単独管理の行える体育館等に限られることが多かったといえます。

公共投資に多くの予算を割けない状況下において、これからの学校施設は、地域

住民との協働を視点にすえ、学校教育上支障がない範囲で、最大限、地域住民に利用されることが望まれています。

学校を地域交流施設として見た施設整備では、必要最小限の公益施設の併設と、学校施設を開放すること、そしてそれらを学校以外の団体が管理することによって、新たな地域施設の実現が可能となると考えます。

図8 - 2 地域交流ができる学校のイメージ図



#### 併設すべき公益施設と開放する施設

本施設の敷地周辺の公共施設設置状況及び計画から、本施設に併設すべき公益施設は、会議室等を備えた、地域で常時利用可能とする地域交流スペース、学童クラブ及び防災備蓄倉庫（防災井戸や防災行政無線等も）です。このうち、学童クラブについては、その性格上、単独で管理が可能で、安全が確保されなければなりません。

地域開放を実施する施設（以下「開放施設」という。）については、それ以外の学校管理施設と安全に分離できることが必要条件となります。よって、開放の対象になる施設については、その配置についても考慮する必要があります。

また、施設開放の実現には、学校以外の団体による管理が必要と考えます。そのため、施設の整備にあわせて、施設開放を運営していく団体の組織化が必要となります。

#### (4) 小学校設備整備指針及び中学校施設整備指針

学習指導要領の改訂等から、文部科学省が公表している小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針が、平成22年3月に改正されています。今回の改正内容は、新た



な視点があります。新設される併設校であることから、改正内容に基づく整備は当然のことながら、既存校に対しても導入可能なプロセスを構築することによって、市内全校における容易なる整備指針の対応を目指します。

(5) 学校規模の目標

学校の規模については、第3章にて述べたとおり、整備すべき学級数は、普通教室を小学校24学級、中学校12学級とします。また、特別支援学級用の教室を小学校と中学校にそれぞれ2学級、通級指導用の教室を小学校と中学校にそれぞれ1学級整備します。

## 第9章 施設環境等の方針

併設校を整備するにあたりまして、第8章に述べた新しい学校づくりの視点を考慮して、施設環境等の方針を述べます。

## (1) 施設づくりの考え方

本施設は、児童・生徒一人一人が生き生きと豊かに学習に取り組める施設づくりを行います。また、本市で考える小中一貫教育の基本方針(第6章)に基づいて、小中の連携や交流を実現できる施設ということについても、小中それぞれの教育計画を尊重しながら、施設づくりを行います。

- ・多様な学習内容、学習形態に対応した、高機能かつ多機能な学習環境を整備するよう努めます。
- ・小学校、中学校で必要な諸室を整備しながら、共用することにより小中一貫した教育を実現しやすい施設を整備します。
- ・児童・生徒が、様々な場面で、お互いの姿が見える施設・空間づくりを重視します。
- ・建物は、自然採光や自然換気を考慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、景観性及び環境を重視します。
- ・空間的にゆとりのある計画とします。
- ・外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行います。サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとします。
- ・グラウンド、学校菜園、ビオトープ、駐車場等の屋外施設については、機能的かつ効率的な施設配置を行い、日照確保を考慮した施設配置とします。
- ・将来の児童・生徒数の変動及び教育内容・教育方法等の変化に対応できるように、間取りの変更等柔軟性を持たせた建物構造とすることや、増築に対応できる敷地の使い方を計画します。
- ・シックハウス(揮発性化学物質)対策に十分考慮し、学校環境衛生基準に基づき適切に換気ができるよう計画します。

## (2) セキュリティへの考え方

本施設は、児童・生徒、職員の安心安全な教育活動の実現、及び生活空間づくりを行います。

- ・児童の登下校、地域住民の地域開放施設へのアクセス、給食室への材料等の搬出入等を配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とします。地域開放施設へのアクセスは専用出入口についても考慮し、他ゾーンへのアプローチを最小限にとどめるように考慮します。なお、学校部分と地域開放部分には、管理運営上の安全を確保するためにパイプシャッターや扉等を適切に設置します。
- ・周辺との一体感を考慮しつつ、不審者の容易な侵入を妨げるような措置を敷地の外

周部に施します。具体的な例として、塀若しくはフェンス及び生垣による外柵の必要高さは1.5m以上とし、その意匠性は景観と一体化したものとなるよう考慮します。生垣を設置した場合は、経年変化に対応する方策や死角を無くすことを考慮します。塀若しくはフェンスを設置する場合は、見通しにも考慮します。

- ・敷地内への出入口及び門は、安全性及び意匠性に配慮し、すべて施錠管理できるようにします。建物の設置階についても、容易に侵入を許さない開口部とし、ガラス破壊による侵入を防ぎ、簡単に開錠させない設備とします。ただし、非常時の避難においては内側から簡単に開錠できる構造とします。
- ・非常時には、児童生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保します。
- ・校内及び敷地全体の防犯・安全管理上、監視カメラを必要な箇所に設置し、監視モニター（長時間録画機能付）による教職員室での一元管理を行う等、一体的に管理できるように整備します。
- ・夜間における安全性の確保のため、正門やアプローチ、駐輪場など建物周囲に必要に応じて外灯を設置します。
- ・機械警備システムについては、学校のほか、地域交流スペースや学童クラブ整備します。
- ・緊急事態時において、各諸室から教職員室や事務室に即座に連絡がとれるよう、一方方向ではなく双方向の通信システムを構築します。

### （3）地域の交流と防災への考え方

学校と地域の交流、地域防災の拠点としての施設づくりを行います。

- ・地域開放施設を、管理の面や使いやすさの面から、できる限り集約できるように考慮します。
- ・地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とします。その他にも、火災時の避難に対する安全対策、豪雨等の浸水対策、強風対策並びに落雷対策等にも配慮します。
- ・児童・生徒の利用に際し、吹抜け等の危険が予想される箇所には安全柵・ネット等を設けて、安全性を確保します。なお、強化ガラスを採用する等、ガラスの衝突安全性を確保するとともに、飛散防止フィルムを貼ること等により、ガラスが割れにくくするとともに割れた際の安全性を考慮します。
- ・地震時に児童・生徒の安全を守るために、ネットワークを利用した告知設備と防災行政無線屋外子局を整備します。
- ・告知設備は、緊急地震速報が発令されたら、直ちに学校内に周知でき、かつ行政（教育委員会）による放送が受信できるシステムの導入を図ります。
- ・地震時に家具類や備品等が転倒しないよう、固定化を図ります。
- ・非構造部材において、耐震化対策を施します。
- ・災害時に教室を地域住民の避難所として想定した場合の町名サインを考慮します。

- ・災害時の飲料水確保、電源の確保については、防災担当課と検討を重ねながら、必要な設備を整備します。
- ・災害時のトイレ対策として、プール等の水を水洗用水に活用した防災マンホールトイレを整備します。
- ・災害時における市、消防本部その他各施設との通信手段の確保のため双方向情報通信装置（MCA 無線）を配備します。
- ・災害時におけるヘリコプター等での輸送に際し、目標物となるヘリサインの標示をします。

#### （４）環境への考え方

市野谷の森と隣接した併設校の立地を考慮し、この自然環境を大切にし、かつ有効に教育活動に利用できるような環境づくり、低炭素社会に貢献できる施設整備を行います。

- ・土地区画整理事業で策定した環境アセスメントに即した施設とします。
- ・エコスクールパイロットモデル事業に対応できる施設となるよう考慮します。
- ・雨水の再利用等、水の涵養を考慮した施設づくりをします。
- ・市野谷の森に隣接している点から、連なる緑を設置すること、森を通る風が涼しいものであることなど、地域の原風景の継承と新たな教育環境の創造を目的とした環境づくり、緑地計画を行います。
- ・「生物多様性ながれやま戦略」の趣旨に則って、森に生きる昆虫や鳥類などの生物の保全についても、考慮します。
- ・屋上緑化・太陽光発電により、自然環境への負担を軽減します。
- ・流山市グリーンチェーン認定のレベル2を取得できる緑化を行います。
- ・敷地の外周部に、四季を感じることでできる樹木等を植栽し、緑豊かな環境を創造し、施設と植栽（花壇も含む）において空間的な演出を行います。
- ・植栽する樹木は、樹木そのものが周囲の美しい環境にあったものを計画します。

#### （５）景観形成に関する事項

まちづくりの基本方針「都心から一番近い森のまち」の中の、「良質で元気なまちづくり」に則って、良好な景観形成を行います。

- ・公共施設の景観形成に関する事項（流山市景観計画等）を遵守し、周辺と調和する景観の形成を行います。
- ・公共施設であることから、民間事業者に対しても見本となるべく、景観形成の質的な向上を創出します。
- ・基本設計及び実施設計等において、景観アドバイザーとの協議を行います。

## (6) 設備計画

省エネルギー、省資源を考慮し、ランニングコストを抑え、メンテナンスの行いやすさに考慮した施設設備とします。また、ICT機器を活用しやすい設備を行います。

- ・自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、考慮した計画とします。
- ・共用部については、人感センサー等の導入を考慮し、外灯は、自動又は時間点灯・消灯が可能な方式とします。
- ・施設の各種機器は、集中管理パネル等で一括管理ができるようにし、個々の節電対策も可能な設備とします。
- ・廃棄物をリサイクルしやすい設備の工夫を考慮します。
- ・吹抜等高所にある器具に関しては、自動昇降装置等で容易に保守管理ができるようにします。
- ・施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むよう考慮します。
- ・各教室及び特別教室等には、教師用及び児童用のLANを配線し、情報コンセントを電源近くに設置し、無線LANの設備も行います。
- ・電話、校内放送及びテレビ放送受信設備（VHF、BS、CS、AM、FM、CATV）の設置及び配管配線工事を行います。

## 第10章 学校整備計画の策定

## (1) 学校施設等の計画方針

小中学校の独立性を尊重しつつ、交流可能な施設を集約配置し、スペースの有効活用を図ります。

**教員の連携**のための施設計画（小・中学校の教員の連携）

小・中学校の教員の連携をするための場の設置を行います。

職員室：小中1つのスペースを共用します。ただし、小中で別々に機能し、それぞれの独立性も保てる設えを施します。

事務室：小中で1つのスペースを共用します。

会議室：小中教員が合同で会議できるスペースを配置します。ただし、通常は間仕切り等で、2つの会議スペースとなるようにして、空間の使い方は工夫していきます。

研修・授業実践に係る部分：小中教員の連携の場を創出するために、特別教室の準備室等、小中連携しやすい配置を考慮します。

校長室は小中学校に校長を配置しますので、個別に設置します。応接のためのスペースも個別に設置します。

**児童・生徒の交流**のための施設計画

可能な限り小中の交流活動が促進でき、児童・生徒が様々な場面で、お互いの活動が自然に目に入るような、施設の設計を行います。また、施設によっては地域への開放も兼ねます。

## &lt;交流が想定される施設の例&gt;

ラーニングセンター 英語教室 音楽ホール

メディアセンター（図書室、コンピュータ室を集約して配置）

調理室と調理室に隣接した集会室（兼ランチルーム） 中庭の遊戯コーナー

談話コーナーや教科活用コーナー 屋外の自然観察スペース、ビオトープ等

**地域による協働の取り組み**を想定した施設計画

地域による協働の立場から、地域住民の学校への参加を促すような施設、学校と地域住民が交流できるような空間設計等について、考慮します。

開放施設は、学校管理下にあるもので、遊休時間が発生するものと考え、「開放施設」と「開放しない施設」の物理的分離が可能な配置とします。開放のための事務所（開放管理事務所）の設置（開放する際に施設を管理する者、または管理する団体が使用するスペース）が必要となります。

<施設を管理する管理者がいる前提の上で、想定される開放施設の例として>

屋内運動場	武道場	グラウンド	メディアセンター	音楽ホール
集会室（兼ランチルーム）	調理室	外部トイレ		

プールは安全管理上開放施設にしません。

同時に**併設する施設**（以下、「併設施設」という。）

学校施設目的外（学校管理外）の施設。

地域交流スペース	開放管理事務所	学童クラブ	防災備蓄倉庫
防災行政無線	防災井戸	防災仮設トイレ用マンホール	

## （2）施設構成について

小学校、中学校の施設のあり方や、小中で共用する施設、それぞれの諸室のあり方について明らかにしていきます。

### 小学校のあり方

普通教室にオープンなつくりの多目的スペースを隣接させ、多様な授業や学級活動の展開ができるような、オープンタイプの施設整備を行います。発達段階に応じて、教室と多目的スペースであるオープンスペースとの使い方に工夫を施し、多様な学習方法や発表の場を確保し、その中で児童同士の交流や関わり合いを育むよう、以下の点を考慮して、施設整備を行います。

- ・学年ごとの教室配置にまとまりをもたせ、特に低学年教室の位置に配慮した学年単位での活動が促進されるようにします。
- ・少人数学習、習熟度別学習、総合的な学習の時間に対応できるよう、各諸室は、大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じて使い分けできるようにします。

### 中学校のあり方

ホームルームとなる普通教室を配置し、特別教室などを使用する授業以外は、各学級の教室で授業を行うこと（普通教室型）を基本とする施設整備を行います。教室の外側の廊下となるスペースに多目的スペースを隣接させ、少人数学習、習熟度別学習等への対応や、学級や学年での活動の充実を図ります。また、特別教室での学習がより効果的に行えるように、特別教室の施設整備について、より学習しやすい工夫を考慮します。以上の点を踏まえて、次の点を考慮して、施設整備を行います。

- ・教室と多目的スペースとのつながりは、工夫を施し、用途や目的に応じて少人数学習や習熟度別学習など使い分けできるように考慮します。
- ・特別教室を集約配置するとともに、生徒の主体的な学習を促す掲示や展示ができる

ようなスペースを考慮した環境づくりを行います。

小中でそれぞれ整備する施設と共用する施設のあり方

教員の連携、児童・生徒の交流、地域との協働を踏まえ、図10-1のように整備していきます。ラーニングセンターと名づけた、多目的に使用できる教室が集約されたエリアについては、メディアセンターに近接し、総合学習など多種多様な学びが可能な環境とし、児童・生徒の交流を通して新たな一貫教育を具現化できる場として位置付けます。

具体的な地域開放施設については、第11章にて後述します。

図10-1 主な小中学校の施設と主な共用する施設

主な小学校の施設	主な小中で共用する施設	主な中学校の施設
<b>普通教室</b> 24教室 特別支援学級用の教室 通級指導用の教室		<b>普通教室</b> 12教室 特別支援学級用の教室 通級指導用の教室
<b>特別教室</b> 理科室 図工室 生活科室 教育相談室(個室複数) 学習支援用の教室	<b>特別教室</b> ラーニングセンター メディアセンター 調理室・被服室 英語教室 音楽室・音楽ホール 集会室(兼ランチルーム)	<b>特別教室</b> 生物室 化学室 美術室 技術室 教育相談室(個室複数) 学習支援用の教室
<b>管理諸室</b> 校長室 職員室 保健室 放送室	<b>管理諸室</b> 事務室 会議室 印刷室 倉庫、書庫保管庫 スクールカウンセラー室 PTA会議室 給食調理場	<b>管理諸室</b> 校長室 職員室 保健室 放送室
<b>体育施設</b> 屋内運動場	<b>体育施設</b> プール	<b>体育施設</b> 屋内運動場 武道場
<b>屋外施設</b> グラウンド		<b>屋外施設</b> グラウンド



### (3) 諸室のあり方

具体的な施設、諸室について明らかにしていきます。ただし、特に数の指定のないものは、児童・生徒数が上限である場合を想定するものとします。廊下の壁については、配膳車（ワゴン）等に対する壁面保護材を設置します。

#### 普通教室

##### < 小学校 >

設置基準 ・ 24学級整備します。

配置計画 ・ 多様な教育方法を展開するため、より効果的な学習空間として、教室と連続し、一体的に利用できる多目的スペース（オープンスペース）を併設します。

・ 低学年児童の教室は管理諸室の近くに設け、安全性等を考慮した位置とし、生活科のための施設、屋外の作業用テラス、庭、とまとめて計画します。

・ 高学年児童用の教室は、中学校1年との接続を意識し、近接させます。

必要設備 ・ 設備や備品は新しい学習に対応できるものとし、家具についても児童の生活の場としての機能と安全を考慮したものとします。

・ オープンタイプの施設整備であっても、間仕切り等で1つの教室としても機能できるようにし、音の出る授業等への考慮をします。

##### その他配慮事項

・ 安全上、また、生徒の心の落ち着きを考慮し、見通しが良く、死角をつくらないようにします。

##### < 中学校 >

設置基準 ・ 12学級整備します。

配置計画 ・ ベランダや中庭、多目的スペースを隣接させて一体的に利用できるようにし、学習を支援し、生徒の心の潤いになるように考慮します。

・ 中学1年の教室は、小学校高学年との接続を意識し、近接させます。

必要設備 ・ 設備や備品は新しい学習に対応できるものとし、家具についても生徒の体躯に対応し、機能と安全を考慮したものとします。

##### その他配慮事項

・ 廊下と接している面でも、できる限り視界が通るように工夫します。

・ 廊下の壁を開放できる設えを工夫します。

## 多目的スペース

### < 小学校 >

- 設置基準** ・少人数学習、習熟度別学習、個別学習、総合的な学習の時間、さらに、集会や交流などで十分に活用できるよう、教室と一体的に整備します。
- 配置計画** ・児童の発達段階に応じて、落ち着ける空間として、デン（穴蔵的空間）や畳コーナー等の設置を考慮します。
- 必要設備** ・可動間仕切壁等を設け、生徒の学習の取り組みや成果を掲示できるようにします。
- ・常に児童に接することができ、日常、目が行き届くように多目的スペース内に教師コーナーを設置し、担当教師の執務机、収納スペース、カウンター等を整備します。

### < 中学校 >

- 設置基準** ・学習に使用することはもちろん、学級活動や学年活動、委員会活動などの自治活動等、さまざまな活動に対応できるスペースとします。
- 必要設備** ・間仕切り等を工夫して、少人数学習や習熟度別学習に対応できるように考慮します。
- ・可動間仕切壁等を設け、生徒の学習の取り組みや成果を掲示できるようにします。

## 特別教室

特別教室の準備室は、教師がどのような授業準備をしているか、児童・生徒から見えるような設えとします。

### (ア) 理科室

- 設置基準** ・小学校に理科室、中学校に生物室と化学室の合計3室を設置します。
- 配置計画** ・3室を集約して設置し、準備室を配置します。
- 必要設備** ・観察や屋外作業等に利用できるテラス・バルコニーの設置を考慮します。
- ・流し台を設置します。

### (イ) 図工室・美術室

- 設置基準** ・小学校用に図工室、中学校用に美術室を設置します。
- 配置計画** ・図工室と美術室は、隣接した設置となるよう考慮し、準備室を配置します。
- 必要設備** ・作品の展示スペースと保存スペースを設けます。
- ・流し台を設置します。
- ・屋外ワークスペースの併設を考慮します。
- ・絵の具や塗料等が付着しても汚れにくく、清掃しやすい床仕上げとし

ます。

(ウ) 音楽室

設置基準 ・小中で3室を集約して設置します。

配置計画 ・準備室や楽器庫等を隣接させます。また、例えば1室はホールに隣接させ、音楽発表等一体的に利用できるようにするなど、工夫した配置とします。

・音楽室がステージ、ホールが集会スペースとして活用することを考慮した設えとします。

・パート練習のための小さなスペースを3室近接させます。

必要設備 ・楽器を演奏する際の防音についての設備は、特に考慮します。

その他配慮事項

・楽器を保管するスペースの施錠や、楽器に直接日の当たらない工夫などを考慮します。

・大会等での楽器の搬出入を考慮します。

(エ) 調理室

設置基準 ・調理実習のための調理室を小中共用で1室設置します。

配置計画 ・集会室(兼ランチルーム)と一体的に利用できるように計画します。ただし、集会室と調理室の独立性も保てるようにします。

・地域利用を想定し、地域交流施設との配置も考慮します。

必要設備 ・冷蔵庫の設置場所や刃物を保管するための施錠できる棚等、豊富な収納と設備の配置を考慮します。

(オ) 被服室

設置基準 ・家庭科の授業のための被服室を小中共用で1室設置します。

配置計画 ・準備室を配置します。

必要設備 ・ミシンやアイロンの使用、洗濯の実習等が可能な施設とします。

・流し台を設置します。

(カ) メディアセンター

児童・生徒が調べ学習を行ったり、読書に親しんだりするために、図書室とコンピュータ室を集約した施設をメディアセンターと呼ぶこととします。

設置基準 ・小学校の図書室とコンピュータ室、中学校の図書室とコンピュータ室が一体となった、小中共用のメディアセンターというスペースを整備します。

・図書室部分は、小中で同時に学習(授業で使用)できる施設となるよう考慮します。

・談話コーナーを設置し、閲覧コーナーも設けます。

・コンピュータ室は、独立して教科の授業も行えるスペースとなるよう

計画します。

- 配置計画
- ・児童・生徒が利用しやすい位置に配置します。
  - ・放課後や土・日曜日、夏季休業等の使用を想定し、学童クラブとの連携に配慮した配置とします。
  - ・地域利用を想定し、地域交流施設との配置も考慮します。
- 必要設備
- ・基準蔵書冊数は小学校11,560冊、中学校10,720冊です。書棚の整備の際、不足しないように計画します。

その他配慮事項

- ・コンピュータ室は1室でも、他に無線LAN対応のノートパソコンやタブレット端末等を準備し、コンピュータ室に行かなくても、教室等で調べ学習のできる形に対応できるような設備とします。

(キ) 集会室(兼ランチルーム)

- 設置基準
- ・1学年(140名)が入るランチルームとしても使える集会室を、小中で共用施設として1室設置します。
- 配置計画
- ・調理室と一体として使用できる施設を計画します。ただし、集会室としての独立性を確保した施設とします。
  - ・給食調理場と近接させるようにします。
  - ・地域利用を想定し、地域交流スペースとの配置も考慮します。
- 必要設備
- ・棚、カウンターなど、給食を配膳しやすいようにします。
  - ・手洗い設備を設置します。

(ク) 英語教室

- 設置基準
- ・小学校の外国語活動や中学校の英語の授業を実施しやすいように、1室設置します。
- 配置計画
- ・小学校高学年や中学校の教室に近い配置となるよう考慮します。
- 必要設備
- ・電子黒板やスクリーン、プロジェクターなどのICT機器が使用しやすいようにします。
  - ・フロアーに座って活動できるよう、考慮します。
  - ・通常の教室よりも広い教室とし、英語に限らず、他教科でも使用できるように考慮し、準備室または教材庫を設えます。

(ケ) 生活科室(小学校のみ)

- 設置基準
- ・低学年用教室に2室(1年と2年)設置します。
- 配置計画
- ・低学年の教室それぞれに近接して配置します。
- 必要設備
- ・テラスや中庭等、外への出入りをしやすいようにします。雨天でも庇の下等で活動できるように考慮します。
  - ・オープンなフロアーにし、多めな掲示スペースや内外部に水場を設置します。

- ・収納スペースとなる棚やカギのかかるロッカーを配置します。

その他配慮事項

- ・動物と関わりやすい設えについて、工夫をします。

(コ) 技術室(中学校のみ)

設置基準 ・材料と加工、エネルギー変換、生物育成の学習に対応する技術室を1室設置します。

配置計画 ・工具や機械、材料を収納する準備室を設置します。  
 ・機械の操作や作業の際にかなり音が出るので、施設の配置には留意します。

必要設備 ・作業や実習に対応する机や椅子の整備を行います。  
 ・工作機械の設置に対応する電源設備とします。また、生徒がはんだごて等を使用する際、電源は吊り下げ式とし、安全に使用できるように整備をします。  
 ・汚れにくく、清掃しやすい床仕上げとします。  
 ・作品の保管・展示スペースを多めに設けます。  
 ・流し台を設置します。  
 ・集塵機は、学習に支障が無く使いやすい場所への設置となるよう、電源も含めて計画します。  
 ・生物育成の学習への対応として、屋外ワークスペースを併設するか、屋外での作業がしやすいように、外への出入り口を整備します。

(サ) ラーニングセンター

いろいろな教科の学習や、総合学習など多種多様な学びが可能な環境とし、児童・生徒の交流を通して新たな一貫教育を具現化できる場として位置づけられた、複数の教室が集約されたエリアを、ラーニングセンターと呼ぶこととします。

設置基準 ・通常の教室よりも広めで、いろいろな教科で利用できる教室を、複数設置したエリアとします。

- ・メディアセンターを活用した、豊かで多様な学習に対応する室とします。

配置計画 ・小中どちらからも利用しやすい位置に設えます。  
 ・メディアセンターに近接させます。

必要設備 ・電子黒板やスクリーン、プロジェクターなどのICT機器が使用しやすいようにします。  
 ・教材等を収納できる小規模なスペース、棚を確保します。

(シ) その他

- ・男女更衣室、生徒の自治活動を推進する児童会室・生徒会室等を適宜設置します。
- ・中学校には、進路資料やキャリア教育のコーナーや、進路面談のためのスペースの設置を計画します。

(4) 管理諸室のあり方

校務センター

(ア) 職員室

設置基準 ・小中1つのスペースを共用します。ただし、小中で別々に機能し、それぞれの独立性を保てる設えを考慮します。

配置計画 ・連携のしやすさ、良好な執務条件の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画とします。  
 ・学校職員が外部からの侵入者を監視する業務を担うことも考慮し、正門や屋外運動場などへの見通し等を考慮します。  
 ・印刷室を近接させます。  
 ・教職員が日常的に情報交換・交流できる、専用のスペースを配置するなどの工夫をします。

必要設備 ・職員室からの死角をできる限り少なくすることや、開かれた学校を考慮し、オープンなスペースとして計画します。  
 ・ゆとりのある作業スペースの確保に留意し、教材や資料等を収納するロッカー等のスペースは、適宜配置します。  
 ・OAフロアーとします。  
 ・緊急放送、緊急地震速報の設備を配置します。  
 ・小学校用と中学校用、それぞれでチャイムを鳴らせるようにします。  
 ・校内集中管理ができる総合盤を設置します。

(イ) 校長室

設置基準 ・小中で個別に設置します。

配置計画 ・職員室に隣接させた配置をします。

必要設備 ・応接スペースを確保し、廊下等からの視界が通らないスペースとして計画します。  
 ・洗面台とロッカーを設置します。

(ウ) 事務室

設置基準 ・小中の共用で1室設置します。  
 ・4名の職員が執務するスペースを計画します。

配置計画 ・外来者が確認できる位置に配置します。  
 ・校長室や職員室との連携が図れるよう、動線を考慮します。

必要設備 ・ 窓口を1つ設置し、来客を一元的に対応できるようにします。

(エ) 会議室

設置基準 ・ 小中の職員が全員集まって会議できるスペースを1室設置します。

配置計画 ・ 職員室に近接した配置を考慮します。

必要設備 ・ 1室にもなるが、通常は間仕切り等で2室等に分割し、柔軟に会議ができるスペースとなるよう考慮します。

(オ) 印刷室

設置基準 ・ 印刷機やコピー機、ラミネーターや裁断機などを使用する室を、小中共同で設置します。

配置計画 ・ 職員室に近接させ、教材作成の効率が上がるような動線を考慮します。

必要設備 ・ コンセントの数は多めに設えます。

・ コンセントの場所と機器を設置する場所とを考慮し、使いやすい配置を工夫します。

・ 紙類を収納するための、豊富な棚等の収納について、考慮します。

(カ) 教材室

設置基準 ・ 教材等を保管する室を、小中共同で設置します。

配置計画 ・ 職員室に近接した配置を考慮します。

必要設備 ・ 豊富な収納ができるよう、多めに棚を設置します。

(キ) P T A 会議室

設置基準 ・ P T A 活動としての会議や作業を行う室を、小中共同で設置します。

必要設備 ・ 豊富な収納ができるよう、多めに棚を設置します。

・ パソコンやプリンター、印刷機等のO A 機器が使用しやすいよう考慮します。

(ク) 倉庫

設置基準 ・ 備品等を収納する室を、小中共同で設置します。

必要設備 ・ 豊富な収納ができるよう、多めに棚を設置します。

(ケ) 放送室

設置基準 ・ 校内放送用の放送室は、小中別々の配置とします。

必要設備 ・ スタジオを室内に設けることを考慮します。

(コ) その他

・ 湯沸室、職員更衣室、用務員作業室兼控室、文書保管庫を設置します。

保健・相談・特別支援部門

(ア) 保健室

- 設置基準 ・小中で別々に設置します。
- 配置計画 ・1階に配置し、救急車などが寄りつけることができるようにします。  
・グラウンドからアクセスのよい位置に配置します。
- 必要設備 ・シャワー室(シャワースペース)と更衣室を設置するか、近接させます。  
・屋外に足洗い場を設置します。  
・保健室登校の児童・生徒を考慮し、学習スペースを設けるか、学習支援用の教室と連携できる設えとします。

(イ) スクールカウンセラー室・教育相談室

- 設置基準 ・スクールカウンセラーが勤務するスクールカウンセラー室を、小中で1室設置します。教育相談室は、小中別々に、個室を複数設置します。
- 配置計画 ・児童・生徒・保護者の利用しやすい位置に配置します。ただし、職員室や生徒昇降口の前を通らないようにするなど、利用者の動線と室の配置を考慮します。
- 必要設備 ・明るい雰囲気と落ち着いた雰囲気をあわせた室となるよう、考慮します。  
・洗面台を設けます。  
・スクールカウンセラー室には、単独の電話を敷設します。

(ウ) 特別支援学級用の教室

知的障害者・肢体不自由者・身体虚弱者・弱視者・難聴者・その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当だと思われる児童・生徒が学習する教室をいいます。

- 設置基準 ・小学校で2教室、中学校で2教室設置します。
- 配置計画 ・保護者の送迎や外での活動のしやすさを考慮し、1階に配置します。門からの動線を考慮した計画とし、昇降口の近くに配置します。  
・職員室等の管理諸室に近接させます。
- 必要設備 ・小中ともに、プレイルーム(カーペットなし)を1室、近接して設置します。  
・小学校は水場、多目的トイレやシャワー室を近接して配置します。中学校は水場を近接して配置します。小中ともに、給湯できる施設計画とします。  
・カーテン等で仕切るスペースを設けたり、デンを配置したりして、落ち着けるスペースを確保する設備とし、個室には防音を考慮します。



(エ) 通級指導用の教室

小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障害・情緒障害・弱視・難聴などの障害がある児童・生徒のうち、比較的軽度の障害がある児童・生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導(「自立活動」及び「各教科の補充指導」)を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育形態に対応した教室をいいます。(特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒は通級による指導の対象とはなりません。)

設置基準 ・小中で1室ずつ設置します。

・事務室や指導室、保護者の待機スペースやプレイルーム、個室を一体的に整備します。

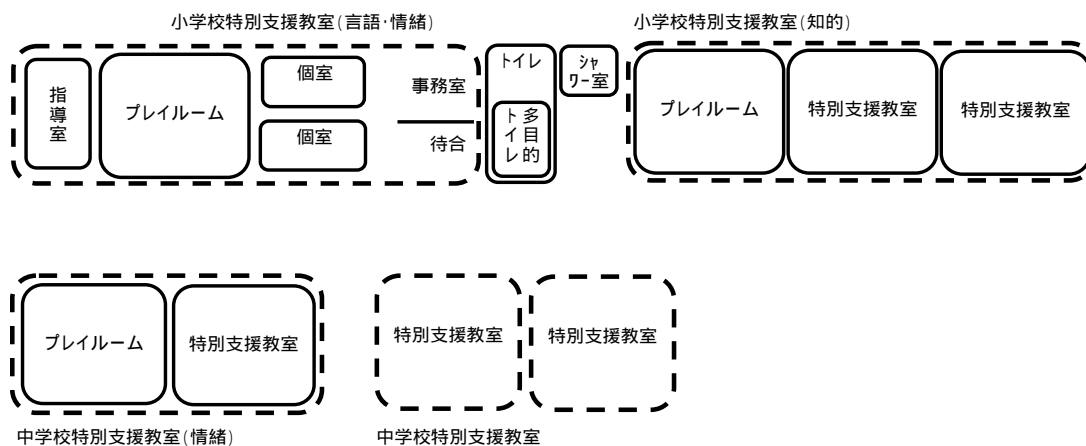
配置計画 ・できる限り静かな位置に配置します。保護者の送迎を考慮し、1階に配置します。門からの動線を考慮した計画とします。

必要設備 ・中学校は特別支援学級用の教室としても対応できる仕様にします。  
・個室は防音設備を施します。

その他配慮事項

・室でのボール遊びに対応できる照明器具を設置します。

図10-2 特別支援学級用と通級指導用の教室イメージ図



(オ) 学習支援用の教室

不登校等の生徒が、教室に登校する準備をするためや、個別に学習の支援を行うため等の目的で設置する教室をいいます。

設置基準 ・小中ともに、児童・生徒に学習等の支援がしやすいような、個室となるスペースを複数設置します。

配置計画 ・不登校の生徒が登校しやすい配置となるよう、昇降口からの動線を考慮します。

・管理諸室に近い配置とします。

## 給食調理場

- 設置基準** ・ 将来の近隣小中学校の調理場の建替え等を考慮し、併設校の自校分（約1,000食）にプラスして、近隣小中学校1校分の給食が作れる規模とします。また、その配送も可能な設備とします。
- 配置計画** ・ トラック等の出入りは、児童・生徒の動線と重ならないように配慮します。
- ・ 食品の保管は専用とし、食品の搬出入に当たっては、調理場を經由しない配置とします。
- ・ 搬出入の動線に留意した配置とします。
- ・ 屋外作業場（学校菜園等）との連携が図れるよう計画します。
- ・ 厨房用ゴミ保管庫に隣接して、生ゴミ処理機置き場を確保します。
- 必要設備** ・ 衛生管理の強化・充実を図るためドライシステムとし、食品保管施設等を適切に配置します。また、汚染区域と非汚染区域分けを明確にするため、床の色分けを行います。
- ・ 厨房を涼しくするガス厨房機器を設え、厨房内の温度上昇を抑えるよう考慮します。
- ・ 内部の温度及び湿度管理が適切に行える空調等（湿度80%以下、温度25以下）を備えます。
- ・ 下処理室と調理室の境界にはカウンター等を設け、食品のみが移動できるよう工夫をします。
- ・ カートや器具洗浄のしやすい設備とします。
- ・ 鳥類及び鼠族昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造とします。具体的には、開放できる窓への防虫網の取り付け、捕虫器の設置、換気用ダクトへの網の取り付け、エアーカーテン又はスリットカーテンの設置及び排水トラップの設置等を行います。
- ・ 床は、不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性で、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造とし、厨房はドライ仕様を原則とします。
- ・ 天井、内壁、扉は、耐水性材料を用い、すきまがなく、平滑で清掃が容易に行える構造とします。壁については、台車等に対する保護材を設置します。
- ・ 床面から上部1.0mまでの内壁は不浸透性材料を用います。
- ・ 内壁と床面の境界には、アールを設ける等、清掃及び洗浄が容易に行える構造とします。
- ・ 高架の取り付け設備（パイプライン、配管、照明器具等）、窓のどっぴり等、塵埃のたまる箇所は可能な限り排除します。
- ・ 適温給食に配慮した給食運営とするため、配膳室及び校舎の各階にワ

ゴンプール(ワゴン〔運搬車〕の台数に配慮し、廊下と区分)を設置します。

- ・エアタオル、自動混合水栓等を設ける等、衛生面に留意した設備とします。
- ・騒音・異臭対策を十分考慮します。
- ・食材とパン、ご飯(米)、牛乳の搬入分節を行う設備とします。
- ・畳敷きの休憩室(男女別押入れも含む)、男女別トイレ、シャワー室及び脱衣室を設けます。
- ・厨房用ゴミ保管庫は、流山市ごみ分別区分表に基づき、調理室から隔壁で区分された位置で、外部から直接出入りできる構造とし、密閉性を確保した部屋として整備します。
- ・ハートビル法の誘導的基準に準拠し、給食の運搬に支障のない大きさ(給食運搬用カート〔870mm×420mm×1120mm程度〕2台が無理なく入る大きさ)のエレベーターを1基設置します。なお、各階にいたずら防止のための鍵による電源管理ができるようにします。

#### その他配慮事項

- ・法的に必要な排煙窓は、遮光型のパネルとします。

#### 共用部分のあり方

##### (ア) 昇降口

設置基準 ・安全上、小中別々に設置します。

配置計画 ・各教室からの避難経路が最短となるよう、必要に応じて複数の設置を計画します。

必要設備 ・雨具、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等を考慮した整備をします。

#### その他配慮事項

- ・学校の顔として登下校が楽しくなるような演出が期待され、児童・生徒数の将来的な増を考慮した整備をします。

##### (イ) 音楽ホール

設置基準 ・さまざまな活動に利用できるホールと呼ぶスペースを、小中共用で1箇所、整備します。

配置計画 ・音楽室と隣接させて、合唱や演奏などの発表がしやすいような配置をします。

- ・地域に開放することを想定した施設計画とします。

必要設備 ・音楽だけでなく、映像を使った学習、小演劇、学習発表(音読、地域学習等)等を展開し得る仕様とします。

- ・階段状のスペースを設置して、いろいろな発表や学年での集会に対応できるようにします。

(ウ) トイレ

- 設置基準 ・各階に1箇所以上、身体障害者が利用可能な多目的トイレを設置します。
- 必要設備 ・照明がなくても明るいスペースとなるよう、外気に面した窓を設置します。
- ・センサー照明、自動水栓とします。
  - ・汚れても清掃しやすい床とします。

(エ) エレベーター

- 設置基準 ・1基設置します。
- 配置計画 ・昇降口からの動線を考慮して設置します。
- 必要設備 ・ハートビル法の誘導的基準に準拠した専用エレベーターとします。

屋内体育施設のあり方

(ア) 屋内運動場

- 設置基準 ・小中それぞれの学習活動に対応できる施設として、別々に整備します。  
(中学校用屋内運動場と小学校用屋内運動場と武道場が必要ですが、施設の配置については考慮した設置とします。)
- 配置計画 ・地域への開放など多目的な使用を想定し、さらに、災害時の避難所として計画します。
- 必要設備 ・行事に必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保し、更衣室、トイレ、運動機器等の付属施設と一体的に計画します。用具等が収納できる十分なスペースを整備します。
- ・安定した採光、自然換気を考慮し、特に夏期における熱気対策に留意した整備を行います。
  - ・暗転できる空間となる設えを考慮します。
  - ・ステージには、電動式緞帳等(校章付)、電動昇降式美術バトン、照明バトンおよび電動スクリーンを適宜設け、ステージ両脇に演台やピアノが保管できるよう計画します。
  - ・小学校はミニバスケットコート2面、中学校はバスケットコート2面の広さを確保し、その他バレーボールコート、バトミントンコートを適宜配置します。アリーナの天井高さはバレーボールの中学校の公式戦が可能な高さとします。吊り下げバスケットボールゴールは、電動式とします。
  - ・屋内運動場にはパイプ椅子を収納するスペースを確保し、小学校屋内

運動場に100脚、中学校屋内運動場に500脚収納できる設備とします。

- ・避難所として、積極的な設備対応（例えば自家発電対応等）を考慮します。
- ・防災備蓄倉庫を小中それぞれの屋内運動場に近接します。
- ・それぞれの運動場は、廊下等から活動を見学しやすいように考慮します。

その他配慮事項

- ・フットサルは非対応とします。
- ・壁に紅白幕等を張るために、普段は壁に収納できるフックを、適宜設えます。

(イ) 武道場

設置基準 ・柔道および剣道を行う専用の空間として独立性をもたせ、安全かつ効率的に武道の授業が実施できるスペースを整備します。

配置計画 ・練習中の発声、衝撃等に対し、校舎への影響を考慮した配置にします。

必要設備 ・付帯施設として、防具収納庫、更衣室（男女別）および畳を収納するスペースを配置します。  
 ・剣道の激しい打ち込みによって、足や腰に負担をかけないように、床材は緩衝効果のある材料を使用します。

(ウ) プール

設置基準 ・25m×8コース（または6コース）を小中で共用として、設置します。

配置計画 ・屋内に配置します。

必要設備 ・可動床装置または水位調節槽を設け、小学校低学年から中学生まで安全に使用できるよう、安全管理に配慮したものとします。  
 ・付帯施設として、器具庫、更衣室（男女別）、プール用トイレ（男女別）、シャワーコーナー、児童・生徒のタオル掛けを整備します。  
 ・小中学校の水泳大会等の実施を想定し、保護者等が参観するスペースと、外部からの動線について考慮します。  
 ・夏期の熱気対策を考慮した設備とします。  
 ・プールサイドについては滑りにくい仕上げ（床材）とします。  
 ・排水口の吸い込み等による事故を未然に防ぐことができるような設備にします。  
 ・プールの設置位置によっては、学校外からの視線に対し、遮蔽できるようにします。  
 ・プールサイドまでは車椅子の使用を考慮し、日射を遮る場所に児童・

生徒の見学用スペースを設けます。

- ・プール用器具庫については、換気に十分考慮し、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なように計画します。また、プールから直接出入り可能な位置に、施錠可能な薬品補完用等の倉庫を設けます。
- ・室内の仕上げ等は塩害に考慮します。
- ・プール用機械室については、床排水や消毒水対策を考慮します。また、ろ過設備等については、メンテナンスや水質管理が容易なシステムを採用します。

#### その他配慮事項

- ・監視員や教職員から死角となるようなコーナー等は、可能な限り排除します。

#### 屋外空間のあり方

##### (ア) 校庭・グラウンド

- 設置基準**
- ・小中で連続した一面とし、小学校用と中学校用に分けて、個別に体育の授業が可能となるよう設置します。
  - ・小学生と中学生の体格差、中学生の部活動を考慮し、安全が確保されたグラウンドとします。
- 配置計画**
- ・低学年用の庭（菜園）等を低学年教室に隣接して配置します。
- 必要設備**
- ・学校開放、災害時の避難場所への対応等も考慮した設備を計画します。
  - ・小学校に150m、中学校に200mのトラックを配置し、直線で100mのコース1本を配置します。
  - ・サッカーコート1面、野球用グラウンド1面とテニスコートを配置します。なお、テニスコートは4面の配置が望ましいものとし、また、必要に応じて、防球ネットを配置します。
  - ・野球用バックネット、ブルペン、ベンチ、得点ボードを設置します。
  - ・必要な器具等（地域開放用含む）を適切に設置し、必要な外周部に防球ネット（高さ10m程度）を設置します。
  - ・遊具に関しては、安全を第一に考え、学童の発育を促すと共に楽しめる器具を適切に配置します。
  - ・三旗掲揚塔、時計を設置します。
  - ・周辺の住宅地を考慮してグラウンドの防塵処理を行うなど、土砂の飛散や流出に対する防止策についての整備をします。
  - ・体育器具保管用の施錠可能な体育倉庫（9m×14.4m程度）を設けます。
  - ・散水が可能な設備を設けます。

- ・体育祭などの行事を考慮し、外部電源、放送設備端子を適宜設けます。
- ・外部器具倉庫、堆肥場を適宜設けます。
- ・生徒の野外活動の一環として「かまど」を設けます。

(イ) 防災行政無線固定系屋外子局の設置

設置基準 ・流山市役所内に設置の防災行政無線操作卓(親局NEC製)からの放送を受信し、周囲に拡声する防災行政無線固定系屋外子局(スピーカー4方向)を設置します。

必要設備 ・敷地内に地上部約15mの鋼管柱を埋め込み、電源は独立して引き込むこととします。

(ウ) 外部トイレ

設置基準 ・グラウンド等、施設の外で活動時に下足のままで利用できるトイレを1箇所設置します。

配置計画 ・グラウンドに近接させ、死角にならない位置を考慮します。

必要設備 ・センサーライトとします。

・自動水栓にしません。

・清掃しやすい床仕上げを考慮します。

(エ) その他

・小学校低学年の生活スペース・理科庭園・菜園等を設け、近接して腐葉土置き場等も配置します。

・来客用駐車場や駐輪場は、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置するなど、セキュリティを十分考慮し、適宜配置します。駐輪場は屋根付き平置き式で30台以上とします。なお、生徒用駐輪場は配置しません。

・職員用駐輪場・バイク置き場を適宜配置します。

・駐車場は、来校用、校務用として5台分の駐車場を設置します。

・校庭への大型車両の進入を可能とする整備を行います。

・学校行事での大型バス利用時に、安全な昇降を可能とするスペースを設定します。

・屋外掲示板を設置します。

・屋上に災害時用ヘリサインを整備します。

学童クラブ

併設校において、保護者の就労又は家庭の事情等により下校後適切な保護を受けられないおむね小学校1学年から3学年の児童の健全な育成を目的として、学習、生活及び余暇指導を行う施設をいいます。

設置基準 ・児童の定員は将来の利用増を考慮して定員130名とし、2室設置します。

- 配置計画
- ・学童クラブの利用にあたり、学校との区分管理ができ、セキュリティが確保できる内部動線を設定します。
  - ・学校管理とは別に、独立して安全に管理できる施設の配置とします。
- 必要設備
- ・プレイルームを配置し、児童用トイレや給湯設備、遊具保管庫等を設けます。
  - ・床を畳で仕上げた学習室を設けます。
  - ・洗濯機を設置するスペースを設けます。
  - ・外部から直接出入り可能な出入口を設置します。
  - ・学童クラブの事務室については、指導員が2～5名程度執務するものとして計画します。

#### 地域交流スペース

地域住民が常時活用でき、地域の様々な活動の拠点となるスペースを設置します。

- 設置基準
- ・会議室、200名収容のアクティビティホールを設置します。
- 配置計画
- ・地域の方が利用しやすい位置に配置し、門や駐車場、駐輪場からの動線を考慮します。
  - ・学校管理とは別の、独立して安全に管理できる施設の配置とします。
- 必要設備
- ・会議室は間仕切りを使用して、2室を1室として利用できるよう考慮します。
  - ・アクティビティホールは300㎡程度の大きさとし、可動式の舞台、収納庫を整備し、舞台には照明設備を設置します。また、間仕切りを使用して、2室に分割できるようにし、空調についてもそれぞれ可動することが可能となるよう整備します。
  - ・アクティビティホールには、音響設備、プロジェクター、可動式スクリーンを整備します。
  - ・椅子や机の収納スペースを設けます。
  - ・学校の敷地内であるため騒音等を考慮し、防音、防振構造とします。
  - ・会食などの地域福祉活動に利用できるよう、給湯室を設けます。
  - ・地域の人々が自由に使うことができる、椅子とテーブルを配置したフリースペースを設けます。
  - ・フリースペースは、ギャラリースペースと併用できるよう壁面を工夫します。
  - ・多目的トイレを近接させます。
  - ・地域交流スペース用の駐車場15台分と駐輪場を適宜設置します。



#### 開放管理事務所

- 設置基準 ・地域交流スペースや開放施設を管理するために執務するスペースを設置します。
- 配置計画 ・地域交流スペースや学童クラブ、開放施設を管理しやすい位置に配置します。
- ・外部から直接出入りできる位置に配置します。
- 必要設備 ・受付の窓口を設置します。
- ・単独の電話を敷設します。
  - ・専用の給湯室を設置します。

#### 防災備蓄倉庫

- 設置基準 ・災害時に避難所としての機能を発揮できるよう、防災備蓄倉庫を2室設置します。
- 配置計画 ・1階に配置し、屋内運動場内に設置または近接させます。
- ・中学校屋内運動場に70㎡、小学校屋内運動場に50㎡とします。ただし1箇所を集約することも可とします。
  - ・車両による物資の搬入がしやすい配置を考慮します。
- 必要設備 ・外、内のどちらからも使用できるように考慮します。
- ・隣接する場所に防災井戸を設置します。
  - ・隣接する場所に防災仮設トイレ用のマンホールを10箇所設置します。
  - ・外水栓を設けます。

次ページより、諸室の面積や設備について表でまとめて表します。

表10-1 諸室の規模・面積と設備

区分	グループ群	室名	部 屋 数	規模	面積 (㎡)	設備							設置条件	備考			
						電話	LAN	TV	イカ- 7秒)	放送設備 (備置状況)	音声	空調			給水	給湯	学校 開放
小学校	A群(小学校 普通教室系)	低学年教室	普通教室	88m*8m程度	512										<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年ごとにまとまりを持たせ、外部空間との連携に配慮する。</li> <li>管理室の近くに設ける。</li> <li>生活科のための施設、屋外の作業用テラス、庭とまとめて計画する。</li> <li>間仕切りで1つの教室にもできるよう考慮。</li> </ul>		
			多目的スペース	おおよその目安	384										教室*75%		
		中年教室	普通教室	88m*8m程度	512										<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年ごとにまとまりを持たせ、オープンスペースを活用した、多彩な学習展開に対応させる。</li> <li>間仕切りで1つの教室にもできるよう考慮。</li> </ul>		
			多目的スペース	おおよその目安	384										教室*75%		
		高学年教室	普通教室	88m*8m程度	512										<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年ごとにまとまりを持たせ、オープンスペースを活用した、多彩な学習展開に対応させる。</li> <li>間仕切りで1つの教室にもできるよう考慮。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校1年に近接させる。</li> </ul>	
			多目的スペース	おおよその目安	384										教室*75%		
	B群(小学校 併設系)	特別支援学級	特別支援学級(知的)		18m*24m程度	192									<ul style="list-style-type: none"> <li>教室(64㎡程度)を2教室設け、手洗い場を設ける。防音仕様とする。</li> <li>ベンを設ける。(ベン、障害を持つ児童がベンクに陥った場合に、落ち着きを取り戻すための狭い空間。)</li> <li>ベンに配置し、昇降口に近い位置とする。</li> <li>多目的トイレ、シャワールームに近接させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノーマライゼーションに配慮して孤立しないように注意する。</li> </ul>	
			特別支援学級(言語・情緒)		18m*24m程度	192									<ul style="list-style-type: none"> <li>言語活動に使用する15㎡の部屋を2室確保する。防音仕様とし、観察を設ける。</li> <li>ベンク(64㎡程度)を設ける。室内でのホール遊びを考慮する。</li> <li>保護者の待合を考慮する。</li> <li>事務室、指導室を設ける。</li> <li>ベンに配置し、昇降口に近い位置とする。</li> <li>静かな場所に配置し、独立した動線を確保する。</li> <li>多目的トイレ、シャワールームに近接させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンクは、クッション性のある床材とし、清拭のしやすさに留意する。また、室内のホール遊びに留意する。</li> </ul>	
		その他	学習支援教室		28m*4m程度	64										<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校管理室に近い位置に配置する。</li> </ul>	
			児童更衣室		28m*4m程度	64										<ul style="list-style-type: none"> <li>男女別に設ける。</li> </ul>	
		児童会室		16m*4m程度	24												

表10-2 諸室の規模・面積と設備

区分	グループ群	室名	部 屋 数	規模	面積 (㎡)	設備							設置条件	備考							
						電話	LAN	TV	ｲﾝﾀｰ ﾌﾟﾘ 音	放送設備 (電致カ)	空調	給水			給湯	学校 開放					
小学校	C群(小学校 特別教室系)	生活科室	2	2.8m*12m程度	192										<ul style="list-style-type: none"> <li>・低学年教室に近接する。</li> <li>・教室から直接テラスやバルコニーに出入りでき、雨天でも屋外作業が可能な庇等を有すること。</li> <li>・展示、掲示スペースを確保する。</li> <li>・内外別に流しなどの水場を設ける。</li> <li>・動物と関わりやすく、</li> <li>・オープンなスペースとする。</li> <li>・鍵つきの棚、ロッカーを設ける。</li> </ul>						
						理科室	1	1.8m*12m程度	96									<ul style="list-style-type: none"> <li>・観察や屋外作業等に利用できるテラス、バルコニーの配置を考慮する。</li> </ul>			
						理科準備室	1	1.8m*4m程度	32										<ul style="list-style-type: none"> <li>・理科室に隣接し、直接出入りできること。</li> </ul>		
						図工室	1	1.8m*12m程度	96										<ul style="list-style-type: none"> <li>・作品の展示スペースと保存スペースを設ける。</li> <li>・流し台を設ける。</li> <li>・屋外ワークスペースの併設を考慮。</li> <li>・汚れにくく清掃しやすい床仕上げとする。</li> </ul>		
						図工準備室	1	1.8m*4m程度	32										<ul style="list-style-type: none"> <li>・図工室に隣接し、直接出入りできること。</li> </ul>		
						教室	12	2.8m*8m程度	768										<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途や目的に応じた少人数学習や習熟度別学習が可能な配置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスペースは採用しない。</li> <li>・小学校高学年に近接させる。</li> </ul>	
中学校	D群(中学校 普通教室系)	多目的スペース	3	おおよその目安	480										<ul style="list-style-type: none"> <li>・1室160㎡程度とし、各学年単位ごとに設ける。</li> </ul>	教室*75%					
						特別支援学級(知的)	2	2.8m*8m程度	128									<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室内に手洗い場を設ける。防音仕様とする。</li> <li>・電力1Fに配置し、昇降口に近い位置とする。</li> <li>・多目的トイレ、シャワールームに近接させる。</li> </ul>			
						特別支援学級(情緒)	1	1.8m*16m程度	128										<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレイルーム(64㎡程度)を設ける。</li> <li>・教室内に手洗い場を設ける。防音仕様とする。</li> <li>・電力1Fに配置し、昇降口に近い位置とする。</li> <li>・多目的トイレ、シャワールームに近接させる。</li> </ul>	通級 固定	
						学習支援教室	2	2.8m*4m程度	64											<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校管理諸室に近い位置に配置する。</li> </ul>	
						生徒更衣室	2	2.8m*4m程度	64											<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別に設ける。</li> </ul>	
						生徒会室	1	1.6m*4m程度	24												
校舎																					

表10-3 諸室の規模・面積と設備

区分	グループ群	室名	部屋数	規模	面積 (㎡)	設備							設置条件	備考	
						電話	LAN	TV	ｲﾝﾀｰ ﾌﾟﾗｲ	放送設備 (有線/無線)	空調	給水			給湯
中学校	F群(中学校 特別教室系)	生物室	1	18m*12m程度	96									流し台を設ける。	
		化学室	1	18m*12m程度	96									流し台を設ける。	
		生物化学準備室	1	18m*4m程度	32									生物室、化学室に隣接し、直接出入りできること。	
		美術室	1	18m*12m程度	96									北側採光を考慮する。 作品の展示スペースと保存スペースを設ける。 屋外ワークスペースの併設を考慮。 汚れにくく清掃しやすい床仕上げとする。 流し台を設ける。	
		美術準備室	1	18m*4m程度	32									美術室に隣接し、直接出入りできること。	
		技術室	1	18m*16m程度	160									作業の音に配慮した配置。 生徒の作業電源は吊り下げ式で、 保管・展示スペースを確保。 屋外ワークスペースの併設を考慮。 汚れにくく清掃しやすい床仕上げとする。 流し台を設ける。	
		技術準備室	1	18m*4m程度	32									技術室に隣接し、直接出入りできること。	
		ラーニングセンター	1	3.8m*10m程度	240									小中学校が連携しやすいような位置に配置する。 普通教室より余裕をもたせ、教科教室としての利用を考慮する。 教材等を収納できる小規模なスペース、棚を確保する。	G-3群に近接する。
		英語教室	1	18m*10m程度	80									高学年の教室に近接。 座位による授業を考慮する。	
		集会室(ﾗﾝｸﾞﾙｰﾑと兼用)	1	1学年140人が一度に利用可能な面積	168									給食調理場に近接。 調理室と一体として使用(施設の独立性は確保)。 施設のシンボルとして環境の良い場所の設置。	12㎡/食数 児童生徒の体格に差が大きい。
共用	G群(共用系)	調理室	3	1クラスが同時に調理可能な面積	96								集会室(ﾗﾝｸﾞﾙｰﾑ)に近接し、一体で食育教育を実施できるものとする。 包丁などの調理器具や食器などを収納する豊富な棚等(施設要)のスペースが必要。 冷蔵庫を配置。	調理台は小学校高学年にあわせる。	
		図書室	1	400㎡程度	400									読書や調べ学習など児童・生徒がいつでも使用できるように配置する。 小学校11,560冊、中学校10,720冊の蔵書を保管する。 閲覧コーナーを設ける。 1学年が読み置かせできるスペースを確保する。 児童クラブとの連携に配慮した配置。	
		ｺﾝﾋﾞｰﾀｰ室 談話ｺｰﾅｰ	1	18m*12m程度	96									室の独立性にも考慮する。 展示スペースを考慮する。	配置はG-3群にこだわらない。

校舎

表10-4 諸室の規模・面積と設備

区分	グループ群	室名	部 屋 数	規模	面積 (㎡)	設備							設置条件	備考					
						電話	LAN	TV	イター 7オ)	放送設備 音声	空調	給水			給湯	学校 開放			
共用	G群(共用系)	音楽室1		18m*12m程度	96														
		音楽室2		110m*12m程度	120														
		音楽ホール		1200m程度	200														
		パート練習室		315㎡	45														
		音楽準備室・保管庫		18m*6m程度	48														
		被服室		18m*12m程度	96														
		被服準備室		18m*4m程度	32														
		保健室		18m*6m程度	48														
		職員室		職員1人あたり 13㎡/人×32人	96														
		小学校	H群(校務センター系)	小学校管理諸室系															
職員室																			
校長室				18m*4m程度	32														
中学校	H群(校務センター系)	放送室		15m*4m程度	20														
		保健室		18m*6m程度	48														

表10-5 諸室の規模・面積と設備

区分	グループ群	室名	部 屋 数	規模	面積 (㎡)	設備						設置条件	備考			
						電話	LAN	TV	ｲﾝﾀｰ ﾌﾟﾘ	放送設備 (電話ﾌﾟﾗﾝ)	空調			給水	給湯	学校 開放
中学校		職員室	1	職員1人あたり 3㎡/人×27人	81									<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校職員室と連続したスペースとする。</li> <li>・OAフロアとする。</li> <li>・廊下との仕切りをカウンター等でオープンな設えとする。</li> <li>・教員専用の収納庫を設ける。</li> </ul>		
															<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室に近接すること。</li> <li>・応接スペースを確保すること。</li> <li>・洗面台、ロッカーを設ける。</li> </ul>	
															<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジオの設置を考慮。</li> </ul>	
校舎	H群(校務センター系)	会議室	2	2.8㎡*6㎡程度	96									<ul style="list-style-type: none"> <li>・2室を連続させ、可動間仕切り壁により1室使用も考慮する。</li> <li>・職員室に近接すること。</li> </ul>		
		教育相談室・進路指導室	2	2.5㎡*4㎡程度	40									<ul style="list-style-type: none"> <li>・防音仕様とすること。</li> <li>・利用者の動線と配置に考慮。</li> </ul>		
		スクールカウンセラールーム	2	1.5㎡*4㎡程度	20									<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室と正対する位置に配置する。</li> <li>・グライビシューへの配慮、自然採光により明るくカウンセリングしやすい落ち着いた雰囲気とする。</li> <li>・単独の電話回線を有すること。</li> <li>・洗面台を設ける。</li> </ul>		
		職員更衣室	2	2.8㎡*4㎡程度	64									<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別に設ける。</li> </ul>		
		事務室	2	1.8㎡*4㎡程度	32									<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務員4名(県2名、市2名)。</li> <li>・外来者の確認できる位置に配置、来客を一元的に管理。</li> <li>・校長室や職員室との連携を図るよう、動線を考慮。</li> </ul>		
		用務員作業室兼控室	2	1.4㎡*4㎡程度	16									<ul style="list-style-type: none"> <li>・用務員1名、作業スペースを設ける。</li> </ul>		
		PTA会議室	2	2.8㎡*4㎡程度	64									<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用、中学校用とする。</li> </ul>		
		印刷室	2	1.8㎡*4㎡程度	32									<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室に近接する。</li> </ul>		
		教材室	2	1.8㎡*4㎡程度	32											
		文書保管庫	2	1.4㎡*3㎡程度	12										<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火、防犯に配慮する。</li> </ul>	
倉庫	2	1.8㎡*6㎡程度	48										<ul style="list-style-type: none"> <li>・柵を設置すること。</li> </ul>			
湯沸し室	2	1.3㎡*3㎡程度	9										<ul style="list-style-type: none"> <li>・流しを2箇所設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Hヒーターとする。</li> </ul>		
		EV・EVホール	2	1.25㎡*5㎡程度	12									<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降口からの動線を考慮。</li> </ul>		

表10-6 諸室の規模・面積と設備

区分	グループ群	室名	部 屋 数	規模	面積 (㎡)	設備						設置条件	備考		
						電話	LAN	TV	ｲﾝﾀｰ ﾌﾟﾗﾝ	放送設備 (電線ﾀｲﾌﾟ)	空調			給水	給湯
小学校	小学校 屋内運動場	アリーナ	1	132m*26m程度	832								・自然採光、自然換気に配慮すること。 ・ヒートポンプが2面確保する。 ・夏の熱対策を考慮する。	・ﾌｯﾄﾊﾞﾙ対応としない。	
		ステージ	1	14m*26m程度	104								・電動式観覧、電動昇降ﾊﾞﾝﾄﾞ、電動ｽﾄﾗｰﾌﾟを設置する。 ・ﾋﾞｱ/ﾊﾞﾝﾄﾞを両脇に収納できるよにする。 ・可動ｽﾃｰｼﾞとしてよい。		
中学校	J群(体育施設系)	収納倉庫	1	112m*4m程度	48								・椅子の収納を考慮すること。 ・学校開放に配慮した配置とする。		
		玄関・トイレ	1		50										
		アリーナ	1	136m*28m程度	1008								・自然採光、自然換気に配慮すること。 ・ヒートポンプが2面確保する。 ・天井高さは10m以上確保する。 ・夏の熱対策を考慮する。 ・常設ｽﾃｰｼﾞとする。	・ﾌｯﾄﾊﾞﾙ対応としない。	
		ステージ	1	15m*28m程度	140								・電動式観覧、電動昇降ﾊﾞﾝﾄﾞ、電動ｽﾄﾗｰﾌﾟを設置すること。 ・ﾋﾞｱ/ﾊﾞﾝﾄﾞを両脇に収納できるようにする。		
		収納倉庫	1	112m*6m程度	72								・椅子(500脚)を収納できること。		
		玄関・トイレ	1		50								・学校開放に配慮した配置とする。		
		多目的トイレ	1												
		更衣室	2											・男女別に設ける。	・男女別に35人程度のﾄｲｶｰを設置できること。
		シャワー室	2											・男女別に設ける。	
		武道場	1											・柔剣道に対応すること。	
共用	小中共用 プール	防具収納庫	1		450										
		更衣室	2										・男女別に設ける。		
共用	プール	プール	1		875								・原則25m*8コースまたは6コースとする。 ・屋内型で、水位調整が可能な設えとする。 ・ﾌﾞｰﾙｻｲﾄﾞはすべりにくい床とし、日射を遮る見学ｽﾍﾞｰｽを設置。		
		機械室	1	15m*6m程度	30								・床排水、消滅水対策を考慮。		
		倉庫	1	13m*6m程度	18								・温水利用を考慮する。		
		シャワーコーナー	1												
		トイレ	1	13m*6m程度	18										

表10-7 諸室の規模・面積と設備

区分	グループ群	室名	部屋数	規模	面積 (㎡)	設備						設置条件	備考	
						電話	LAN	TV	イカ- マ)	放送設備 (音取付)	音声			空調
給食調理場	K群(給食系)	調理室	1		750								・厨房はドライ床仕様とする。 ・男女別に設ける。 ・男女別に設ける。	・0.5㎡/食数*1500食
		職員休憩室	2											
		シャワー室、更衣室	2											
給食調理場	K群(給食系)	ワゴンブール	3	8m*3m程度	72								・配膳作業に必要な規模とする。 ・施設可能な室とし、配膳員の動線に留意する。 ・外水栓を設ける。 ・ゴミ運搬車両による搬出を考慮する。 ・ゴミ保管庫に隣接する	
		ゴミ保管庫	1	3.5m*4m程度	14									
		生ゴミ処理置き場	1	2.5m*4m程度	10									
地域交流スペース	L群(地域交流系)	開放管理事務所	1	15m*8m程度	40								・外部から直接出入りできる位置とし、来客者の受付窓口を設ける。 ・給湯室を近接して設ける。 ・可動間仕切り壁により?室利用も考える。	・IHヒーターとする。
		会議室1	1	18m*10m程度	80									
		会議室2	1	18m*6m程度	48									
地域交流スペース	L群(地域交流系)	アクティビティホール	1	12m*25m程度	300								・200人収容を想定する。 ・可動間仕切り壁により?室利用も可とする。 ・舞台(可動式)及び収納庫を設ける。 ・音響設備、プロジェクター、可動式スクリーンを整備する。	
		トイレ	1	4.5m*4m程度	18								・男女別に設け、身障者対応トイレを併設する。	・センターライトとする。 ・自動水栓としない。
		外部トイレ	1	3m*4m程度	12								・グラウンドに近接し、下足の使用を考慮する。 ・男女トイレを設ける。	
防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫	1	10m*12m程度	120								・階に配置し、外部からも使用できること。 ・車両による物資の搬出入に配慮すること。 ・小中学校それぞれの屋内運動場に近接する。場合によっては?室とする事も可能。 ・隣接する場所に防災仮設トイレ用マンホールを設置すること。 ・隣接する場所に防災仮設トイレ用マンホールを設置すること。 ・外水栓を設ける。	
		ブレイルーム	2										・児童の室内運動に対する安全性を配慮する。	130名定員とする。
		学習室	2										・床材はタタミとする。	
学童クラブ	学童クラブ	事務室・給湯・ホール・玄関	1		300								・洗濯機スペースを考慮する。	
		収納庫	2											
		トイレ	1										・男女別に設ける。	
学童クラブ	学童クラブ	多目的トイレ	1										・車椅子の利用を考慮する。	

13,972 ㎡

LAN : 無線LAN : 有線LAN  
空調 : 冷暖房 : 暖房のみ

ノーマライゼーション(=Normalization): 直訳すれば正常化もしくは標準化、福祉用語としてのノーマライゼーションは障害者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそがノーマル(正常)な状態であるという理念のもと、そうした正常な社会を積極的に創造していくとすることを活動や施策、またその推進のための運動を意味しています。



第11章 配置計画の検討

配置計画は、施設の管理や防犯上の観点から、各施設に目が届き、死角の生じないようにしたいと考えます。また、地域に開放する施設に関しても、管理者が管理しやすい配置にしたと考えます。

図11-1に、諸室の全体構成図を示します。

<群の説明>

- A群 : 小学校普通教室系・・・普通教室24教室
- B群 : 小学校併設系・・・特別支援学級用の教室、通級指導用の教室等
- C群 : 小学校特別教室系・・・生活科室、理科室、図工室等
- D群 : 中学校普通教室系・・・普通教室12教室
- E群 : 中学校併設系・・・特別支援教室等
- F-1群 : 中学校特別教室理科系・・・生物室、化学室等
- F-2群 : 中学校特別教室技術系・・・技術室等

Gは小中共用

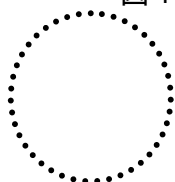
- G-1群 : 小中一貫・多様な学習・・・ラーニングセンター、英語教室
- G-2群 : コミュニケーション系・・・集会室(ランチルームと兼用)、調理室
- G-3群 : メディアセンター系・・・図書室、コンピュータ室等
- G-4群 : 音楽系・・・音楽室、音楽ホール等
- G-5群 : 家庭科系・・・被服室等

- H群 : 校務センター・・・職員室、校長室、事務室等
- J群 : 体育施設・・・小学校・中学校屋内運動場、中学校武道場、プール(小中共用)
- L群 : 地域交流スペース・・・会議室、アクティビティホール等

学校開放施設は以下のように考え、施設を配置していきます。

音楽ホール、調理室、集会室(ランチルーム)、メディアセンター、  
小学校・中学校屋内運動場、中学校武道場、グラウンド

図11-1では、開放管理事務所が学校開放の中心となって運営することを考慮して、  
で囲み、学校開放エリアとして示しています。



以下の施設は、学校開放施設との関わりを考慮しつつ、独立して管理できる配置とします。

地域交流スペース、学童クラブ

図11-1 諸室構成図

